

発刊に寄せて

会長 梶 浦 昭 友 (関西学院大学)

本年度も『社会関連会計研究』が滞りなく発刊されることは、学術研究団体としての当学会の根幹活動が着実に持続している証であり、投稿会員ならびに編集委員、査読を担ってくださった方々に厚く御礼申し上げたい。

社会関連会計は社会現象の多様性に対峙する会計領域である。トランプ大統領がパリ協定からの離脱を宣言したのに対し、それを批判する流れが強いのは、地球環境の持続可能性に関する共通認識の高まりが厳然として形成されてきているといえようが、それでもなお離脱の意見を絶対悪とはできないのかもしれない。

社会現象の多様性の観点からは、この学会では従来取り上げられることの少なかった領域が、とくに我が国において顕在化してきている。代表例が「働き方改革」なるものである。長時間労働がいくつかの事件を生み、改善に向けた議論が行われている。ところが、わが国は OECD35 カ国中、労働生産性が 22 位から 23 位という現状であり、例えば、短絡的に時短を図っても、生産性向上なしには経済的基盤を維持・向上することはできない。現実には、わが国は先進国の中では、徐々に低賃金国になりつつある。

生産性をめぐっては、わが国と同様、もの造りの国と位置づけられたドイツが、製造業の生産性を高めることを意図して、国を挙げて Industrie 4.0 に取り組み、また、米国からは、ICT による産業機器の IoT 化・スマート産業の実現に向けた Industrial Internet Consortium が拡大してきている。このような流れの中、わが国では、2015 年の「日本再興戦略 改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」で産業全体の生産性向上、とくにサービス産業の生産性向上を課題とし、2016 年の「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」で、ICT (IoT, Smart 工場, 等) による製造業の改革について取り上げている。これらは独米の流れの影響を受けている。さらに、2017 年の「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」において、第 4 次産業革命 (IoT, ビッグデータ, 人工知能 (AI), ロボット, シェアリングエコノミー等) のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現するとしている。

働き方改革と生産性の向上は、必ずしも整合的ではない。すでにクラウドコンピューティングなどの ICT により、整合性を図る試みは行われているものの、多くの軋轢や矛盾にも結びつく。これもまた社会関連会計の対象になり得るであろう。社会関連会計は多様性のある課題に満ちている。

2017 年 9 月

目 次

発刊に寄せて

【研究論文】

シュマーレンバッハの社会的利益概念：持続可能な信任社会の会計へ向けて 宮崎 修行	1
環境会計の規範原理形成に対する宗教観の影響 吉田 雄司	15
制度的観点に基づく持続可能性報告の研究動向 大西 靖	27
米国ESOPの導入と企業業績への効果 暮石 秀樹	37
CSR報告書におけるネガティブ情報の開示 ―新聞報道の影響と正統性― 楚 雪, 東田 明	53

スタディグループ最終報告
学会行事

Research in Corporate Social Accounting and Reporting

Volume 29 November, 2017

Articles

- Socially Related Income Concepts of E. Schmalenbach:
Creating an Accounting for a Sustainable Fiduciary Society
Nobuyuki Miyazaki..... 1
- The Influence of Religious Outlook on the Formation of Normative Principles
in Environmental Accounting
Yuji Yoshida.....15
- Sustainability Reporting and Institutional Theory: A Review
Yasushi Onishi.....27
- The Introduction of an American ESOP and the Results of its Implementation
Hideki Kureishi.....37
- A Study of Negative Information Disclosure in CSR Report: CSR Report as a
Legitimation Tool ?
Xue Chu, Akira Higashida.....53

Published by

The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association

Osaka City University, Faculty of Business

3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku Osaka, 558-8585 Japan

【研究論文】

シュマーレンバッハの社会的利益概念： 持続可能な信任社会の会計へ向けて

宮崎 修行

論文要旨

シュマーレンバッハが「本来」提唱したのは、自身が理想とする「共同経済的利益」であった。それは「私」を超えた存在である国家社会的・公共的観点での成果のことであるが、現代まで展開された社会・環境会計に繋がる反面、国家社会主義（ナチズム）との危険な親和関係を歴史的に余儀なくされてきた。本稿では、「共同経済的利益」の多様な特質を探り、その究極の統一理念である「企業の経営改善による社会の福祉向上」の背景を、アダム・スミスとゲーテの対立的経済思想に求める。そして、シュマーレンバッハの特異な利益概念の揺籃を担った時代的背景を探りつつ、偏狭で民族的な極右国家社会主義、またその対極にある共産主義への誘惑を回避して、現代の「契約社会」を超えた「信任社会」へと資本主義を変貌させるのに果たす会計の役割を展望する。

1 はじめに：企業が公益（社会福祉）を経営目標にするということ

本学会の初代会長をつとめた山上達人は、付加価値会計、社会会計、環境会計、CSR・サステナビリティ会計などを包含する概念である「社会関連会計」の偉大な先達であったが、企業という存在を、**私的側面（私益追求）**と**公的側面（公益追求）**という2つの相反する側面から構成される本質として描いた。澁澤龍彦の言葉を借りれば、企業とはまさに「雌雄同体のアンドロギュロス」であるということになる。

山上と並ぶ本学会の実質的創始者と目される飯田修三は、1993年に『企業社会報告会計』を著したが、その書評には「飯田教授は企業を生産と分配のシステムと定義するが、そのシステムとはシュマーレンバッハの共同経済的思考にうかがえる」という指摘がある（村上，1984，p. 142）。ここから、シュマーレンバッハにおいては私的利潤追求と公的福祉向上が並列的・近隣関係にあり、両者がお互いに融通するようなワンシステムを形作っていることが推測される。

キーワード：シュマーレンバッハ (Schmalenbach)、ゲーテ (Goethe)、動態論 (dynamic theory)、共同経済的利益 (social profit)、信任社会 (fiduciary society)、サステナビリティ (sustainability)、経営倫理 (business ethics)

とはいっても、岩井克人が2016年の本学会東日本部会における「資本主義の市民社会（信任社会）への埋め込み」の特別講演で論じたように、およそ「私的側面」である私利私欲追求は（アングロアメリカ発祥の）グローバルに共通の「資本主義」的尺度で図ることができるが、他方「公的側面」は企業が属する個別の社会共同体の文化・価値観に依存し多様である¹⁾。このことが、この2つの根本的要請を次元の異なるものとし、会計上の単純な加算による総合的企業成果（利益）の算出を困難としている。

目を転じてこの問題を、戦後のドイツで発展した「経営目的論（経営目標論）」の立場から考えてみれば²⁾、それは、環境原価計算においてクロークが主張するような、企業の「名目目的（私利私欲追求）と実質目的（社会への財・利益提供）の同時並行的追求」の理念のもとでの会計計算の実施という状況が存在することがわかる（Kloock, 1990）。

すなわち、会計は現実の制度や実行上の障壁に阻まれながらも、なおこういう「相異なる目的を同時に追求する＜社会的＞「企業」³⁾を対象に、「利益」を測定し伝達する使命を果たさなければならないのである⁴⁾。クロークの環境原価計算の設計のためのシェーマ（Kloock, 1990, S. 931; 宮崎, 2001, p. 280）では、名目目的と実質目的のさまざまな関係がマトリクス的に論じられるが、シュマーレンバッハの動的貸借対照表論など一連の著作における議論では、**実質目的を上位目的として、名目目標を実質目的に奉仕する従属的目標と考**えている。

意外なのは、制度会計を裏づける動態論の創始者のシュマーレンバッハは、当然、名目目的（利潤計算）至上主義の提唱者という印象が強いからである⁵⁾。それではいったい、**社会的な実質目的を上位目的＝理想的ゴールとして、私的な名目目的を実質目的に奉仕する従属的目標ないしは下位目標＝現実的妥協と考えるシュマーレンバッハの利益概念とはどのようなものなのであ**ろうか。

2 シュマーレンバッハの社会的利益概念の構成要件

2.1 長期的・グローバルなサステナビリティのための会計

フォレスターは「シュマーレンバッハにしてみれば、紳士（＝企業：筆者）というものが、生命圏（life）から奪いとる以上のものを生命圏（life）に戻し入れるものだという教えは生得の考え方であった（Forester, 1977, p. 83; 邦訳1982, p. 207）」とする。

そして「シュマーレンバッハが・・・人よりも秀でていた点は、彼がすべての生命体（all living organism = life）に共通の機能を発見していた点である。希少な資源の節約・希少な資源の最大効率の利用・投入と産出の均衡——「すべてこれらが、植物・動物・人間に見られなければならない（Forester, 1977, p. 83; 邦訳1982, p. 207）」とする⁶⁾。

この部分の主張は、地球環境のサステナビリティに直接的に関係した主張といえよう。翻訳書

の文章にやや問題があり、このニュアンスが正確には伝わっていないが、後段の部分は地球環境のファウナ（動物相）とフローラ（植物相）の多様性とサステナビリティの保護に関連した記述であるといえる。

2.2 人々の福祉の尺度としての会計

シュマーレンバッハは、利益（収益性）を測定する会計ではなく、福祉（人々の幸福度）を測定する会計を求めていた。「経営が追求すべきは人々の福祉（Gemeinwohl = Public Welfare）であり、会計とは本来、企業による社会福祉の達成度を測定するシステムである」というのが、『動的貸借対照表論』と『回想の自由経済』の両者に通じる基調的見解である。

シュマーレンバッハの直弟子であるシュバイツァーは、チュービンゲン大学講義録でシュマーレンバッハを回顧して、その個人的な立ち位置はマクロ経済的効率性の擁護であったとするが「そのマクロ経済的効率性の根本は、今日の言葉でいえば、厳密に定義されたところの厚生関数（welfare function）であった（Schweizer, 1992, p. 8）」と断定する。

さらにこの厚生関数について「すべての企業は各々のユニークな企業目的を有するものであるが、それを超えたところの全体経済、すなわち、より高度な厚生目的（国民全体の福祉向上：筆者注）に奉仕するものと見なされた（Schweizer, 1992, p. 8）」と述べている。

シュマーレンバッハのこうした考えには、私的利益追求を企業目的とするシュマーレンバッハの論敵リーガー（Rieger, 1928）から論難が浴びせられることが書かれているが（Schweizer, 1992, p. 8）、本稿では省略する。

2.3 企業経営の社会的側面に注目する経営経済学

シュマーレンバッハは、「私と同じ傾向の経営経済学者は、社会の機関としての経営のみに興味をもつ」、あるいは「われわれの学問の精神はただ、どのように、そしてどれほど、経営がその社会的生産力を示すか、を研究することにある」として、経営経済学者が本来興味を抱く対象は、「儲かった、儲からない」という経営の私的収益性側面ではなく、経営の社会的側面であることを強調する（Schmalenbach, 1939, S. 94; 邦訳, 1950, p. 74）。

2.4 社会的価値を測定する会計

シュマーレンバッハは、会計の本来的職務を自由・公平・正義・福祉などの倫理的価値観を織り込んだ〈国民経済的価値の創造〉を測定・表示することと考え、収入と支出で測定したプライス（市場価格）ではなくて、国民経済におけるバリュー（公共価値＝自然的価格 *Natuerlicher Preis*）」を採用すべきという考えを抱いていた。

フォレスターによれば、シュマーレンバッハは基本的に「経営経済学者は、企業所有者や資本家の従者であるべきではなく、社会的効果を探求し、測定しなければならず・・・社会における

企業家の任務は、できるだけ少ない資源と労働で、社会に要請された活動を実行することであり・・・利益は企業の産物として見られるのと同時に、社会的な関心事である」と考えていたとされる (Forester, 1977, p. 35; 邦訳1982, p. 94)。

さらに、「シュマーレンバッハの倫理的色彩の強い姿勢は、なんらかの私利私欲の追求のために信念を曲げることは、あまりにわずらわしいことであった」とし、「シュマーレンバッハは、利益を社会的費用と社会的収益の測定尺度として正当化しようとした (Forester, 1977, p. 36; 邦訳1982, p. 95)」と述べている。このことは、シュマーレンバッハの倫理的姿勢と社会的利益概念の関係性をよく表現しているであろう。

2.5 環境保護のための会計

シュマーレンバッハの社会的価値を反映させる会計の提唱は、<環境会計を実行すべきである>というつぎのような具体的提案にも結実している。それは、「環境・資源問題に起因して発生した外部費用（外部不経済）の測定を実施すべし」として、また「その値が計算可能か計算不能かを問わない」という革新的なものである (Schmalenbach, 1939, SS. 4-7; 邦訳, 1950, pp. 6-11)。

さらに、シュマーレンバッハは鉱山乱掘について、つぎのように主張する。「地下の石炭埋蔵量を・・・なんら子孫のことを顧慮せず消費してもよいという見解をもつ人々は、おそらく自分が正しいと思っているのだろう。というのは、後世において、たとえば原子力の利用によりたぶん動力、熱および化学的目的のために同じような価値をもつ活動集団が発見されるだろうからである。それは単なる期待でありなんら確実性はない。もしその期待が実現しなければ、われわれの世代は子孫の前には無分別な、責任のない、そしてまた思慮なき者たちとして記憶されることになるだろう。・・・われわれは太陽による貯蓄を発見して、それを巧妙に奪取しただけで・・・それが自由経済の収益勘定に貸記されてもよい収益だと信じてはいけない (Schmalenbach, 1958, SS. 58-59; 邦訳, 1960, pp. 53-55)。」

3 「経営改善による社会福祉の実現」の背景にあるもの

3.1 共通理念としての「経営改善による社会福祉の実現」の提唱

実証的立場からすれば、意味のない主観的記述であることは重々承知するものであるが、これまで社会会計（ゾチアルビランツ）や環境会計（エコビランツ）などと表現される、ドイツ語圏の社会関連会計のダイナミックな発達にシュマーレンバッハの（通常、利益計算至上主義とも見做されてきた）会計思想に関連づけられて論じられたことは、著者の知る限りではなかったので、ここで蛇足の愚をあえて冒して、筆者自身がそのように考えるにいたった事情と背景を、参考ま

でに紹介させていただき、その後根拠を示していくこととしたいと考える。

筆者は1992年-93年に、かつてシュマーレンバッハが勤務した、ケルン大学シュマーレンバッハ研究室（当時はクロック研究室）に留学、赴任し、その部屋のデスクと教室で1年余りの研究生活をすごす僥倖に恵まれた。当初は「ケルン学派動態論」を研究するつもりで留学したが、シュマーレンバッハの胸像が飾られた研究室兼図書室で発見したものは、意外にも、シュマーレンバッハ直系弟子クロック考案の「環境原価計算（Kloock, 1990）」と弟子のロートの応用的博士論文であった。また後述のビンズヴァンガーが所長をするザンクトガレン大学エコロジー経済研究所のミュラー＝ヴェンクの「エコバランス（Müller-Wenk, 1978）」が、クロックの「環境原価計算」の理論に採用されていたことも驚きであった。

ここで、社会会計はもちろん、環境会計にしてもシュマーレンバッハのケルン学派動態論と密接な関係があるのではないかと筆者は感じ、その考えは研究を進めるにつれて強められた。そして、さまざまな隘路や行き止まりに出合うごとに引き返した末に、動態論からの環境・社会会計へのダイナミックな展開の分析には、他でもない動態論開祖のシュマーレンバッハ自身の「**経営改善による社会福祉の実現**」という、「野暮つたい」基本理念（イデアル・テュープス）の重要性に着目すべきではないかと考えるにいたった。

前述のフォレスターの言葉「シュマーレンバッハは、基本的に経営経済学者は企業所有者や資本家の従者であるべきではなく、社会的効果を探求し測定しなければならず・・・社会における企業家の任務は、できるだけ少ない資源と労働で、社会に要請された活動を実行することであり・・・利益は企業の産物として見られるのと同時に、社会的な関心事である（Forester, 1977, p. 35; 邦訳1982, p. 94）」というのは、まさにこの点を的確に表現しているのだが、この理念は企業経営者と株主を超えて、むしろ従業員、消費者、地域、一般市民など全ステークホルダーを志向し、包含する、地球規模の広がりを持ち、内部管理会計と外部報告会計の境を越えて両者を包摂する基本原理ともなるのである⁷⁾。

それでは、この理念を理解するために、この理念を生み出した社会、経済そして政治的コンテキストを考慮しつつ、以下にこの理念を構成する**3つの要因**を考えてみることにしたい。

3.2 経営改善による社会福祉実現の3つの根拠

3.2.1 節約・儉約・能率の精神：過剰生産・消費・廃棄を回避するモラル

さて、それではシュマーレンバッハ自身の「**経営改善による社会福祉の実現**」という基本理念の背景にあるものはなんであろうか。紙幅の関係でそのすべてを引用することは叶わないが、シュマーレンバッハの著『動的貸借対照表論』の比較的初期の版や1920年代の論文においては、まず、「**節約・儉約・能率**」の精神の重要性が説かれ（Schmalenbach, 1926）、さらにそれが「**経済性向上**」に発展し、さらに個別企業レベルでの「**収益性向上**」へと発展していることが、ドイツ経営経済学（会計学と比較的距離がある、英米圏の研究者によるシュマーレンバッ

ハの評伝に記載されていることは意味がある (Forester, 1977, p. 35; 邦訳1982, p. 94)。

これまで多くの文献においては、「このライン」(節約・儉約・能率の重視→経済性の向上→収益性アップ)を考へて、さらにその先のROE増大や株価上昇などを連想するところとなるが、筆者はあえてシンプルな出発点としての**ドイツ的節約精神こそが「有限な資源・エネルギーの節約(経済的消費)とリサイクル(循環的使用)」というサステナビリティ重視[®]**に繋がる可能性を指摘したいと思う。生活廃棄物の異常ともみえる徹底した分別収集と3R(リユース, リデュース, リサイクル)や自動車の非常に長期の実質的耐用年数などの一般に知られた事例は、ドイツ人の尊重する「ミクロ的な節約の精神」が「マクロ的なサステナビリティ」に連がる代表的な例であろう。

筆者が幼い頃、親からよく聞かされた言葉に、「アメリカは物に溢れた富裕国であり、日本やドイツは物が無い貧乏国だ」というものがある。現在、この3つの国はいずれも、世界の中では代表的な先進国、すなわち「物が溢れた国」となったが、日本もドイツも歴史上ほとんどの時代で「物が無い貧乏国」であった。

そこでは、資源とエネルギーの節約は生きるための必須な知恵であった。企業もまた、儲かっている企業も、儲かっていない企業も、等しく、必然的に資源とエネルギーの節約を重視するサステナブルな経営を遂行せざるを得なかった。

こういう日独の歴史的事情は、経済大国日本、先進国日本しか知らない者には腑に落ちないかもしれないが、筆者は経済性やROE向上をいうまえに質素・儉約の精神はシュマーレンバッハの学説を考へる上で重要と考へる。シュマーレンバッハの利益概念がサステナビリティを含有するのは、むしろ、この一見、**野暮ったく通俗的な出発点**があつてのことではないだろうか。

なお、この点を文献を遡つてより説得力をもつて詳細に論ずるには、どうしてもオイケン、レプケおよびアルマナックらの**社会的市場経済**(soziale Marktwirtschaft; social market economy)における**人類学的・社会学的枠組み**(anthropologisch-soziologischer Rahmen)における**社会理念**の議論をする必要がある。残念ながら、この点については紙幅の関係で本稿では困難なので、改めて別稿を期したいと思う(宮崎, 2015, p. 34参照)。

3.2.2 広い視野と精神を備えた成熟したビジネス・エシクス

ゲーテは『ウィルヘルム・マイスターの修行時代』(Goethe, 1796)のなかで、この時代の「商業」のあり方を描いている。そして、その内容は著名な経済学説史家であるアーシュマンの論ずるところの「**善良なる商業**(due commerce)」(合法的、平和的手段で合理的な商業利得を追求する活動)の概念を想起させて余りあるものがある(Hirschman, 1978)。

ゲーテの前掲書には、有名なつぎのような記述がある:「生粋の商人の精神より広い精神をもつものはないだろう。いや、より広い精神をもたねばならないものはないだろう。われわれが仕事をやっていく秩序というものが、われわれにどんなに広い視野を与えてくれることだろう!そ

れでわれわれは、個々のことでわれを惑わされることなく、いつでも全体を見渡すことができる (Goethe, 1796, S. 37; 邦訳1970, p.27)。」

つづいて複式簿記に言及する。「複式簿記はどんな利益を商人に与えることだろう。あれは**人間精神のもっとも見事な発明**のひとつだ。良い家計を営みたいのであれば、だれでも自分の家計の運営に複式簿記を採用すべきであろう (Goethe, 1796, S.37; 邦訳1970, p.27)。」ゲーテはこのように複式簿記を明示的に顕彰することにより、会計を「工場の事務所の暗い片隅」から光の降り注ぐ場所に救い出し、**すべての会計人の名誉とプライドとステイタス向上**に時代を超えて偉大な貢献をした功績により、「簿記と会計の守護神」と認定されることになる。

この行(くだり)が描かれた『ウイルヘルム・マイスターの修行時代』は、いわゆるドイツ教養小説 (Bildungsroman) の代表作といわれる。以上の「複式簿記は・・・人間精神のもっとも見事な発明」の部分は、法学、政治学、経済学、経営学、商学、会計学、簿記学という法経ディシプリンの土農工商の鉄の序列の中で、日頃冷遇され冷や飯を食っている会計人の胸が空く部分である。そして同時に、スポットライトを浴びた、小説全体の白眉というべき部分でもある。

ミクロ的な「どこかの貧相な小売店」からマクロ的な「より広い精神」、「**広い視野**」そして「**全体を見渡すパースペクティブ**」を可能にし、実現するのが「生粋の商人精神」であり、その欠くべからざる友である「人間精神の最高の発明である複式簿記」なのである。ここでは、<ミクロの(物質的)私的利益>と<マクロの(精神的)社会福祉>が見事に結合されていることが分かる。

このようなドイツの啓蒙的時代精神をバックボーンとしてこそ、シュマーレンバッハの「**ミクロ的利益をマクロ福祉にする**」という学說的主張が展開されたのではないだろうか。この時代特有のドイツの教養的啓蒙主義の地盤が、この時代に生きたシュマーレンバッハの特有の主張を育んだことは、容易に推測できることであろう。

3.2.3 職人気質と商業道徳・ドイツ語圏のマイスター制度：地道で愚直な職人精神と商人道徳で、ボロ儲けを狙わず、誠実なモノづくりに徹する

現代において重要性を高めている時代的要請として、**ビジネス・エシクス** (business ethics, ethical business practices) がある。いわゆる企業の社会責任 (CSR) であるが、投資の分野の社会責任投資 (SRI) や、山本良一が昨年の本学会東日本部会で講演したエシカル消費なども含まれる。

シュマーレンバッハは、経済社会の進歩・成長につれて現実の経営と会計が進化して、やがては理想経営と現実経営との間の大きな乖離、そして理想会計(社会的会計)と現実会計(私的会計)の間の未解決の矛盾が減少していき、ついには一致してしまう、という<漸進的プロセス>を想定したのである。

この考えは例えば「国民経済がいったん私経済的原則のうえに構築され、私経済的利益は共同

経済的利益と一致すべしという原則を基礎とすれば、この原則を経営の評価プロセスに適用しても矛盾はない・・・経済的機構がわれわれにそれを規範として与えるのである (Schmalenbach, 1939, S. 95; 邦訳 1950, p. 76)」の言葉に示されているが、<環境会計総決起集会>ともいうべきカウザースラオテルン円卓会議における、ドイツの作家グラスの言葉を引用したディールケスの発言「進歩はカタツムリ (Simonis, 1994, S.52; 邦訳 1995, p.51)」の<漸進的進歩論>もまた同じ趣旨である。まさに啓発された社会 (enlightened society) とか啓蒙された経済 (enlightened economy) における**理想の企業会計**の出現である。

しかし、このようにシュマーレンバッハが考えた背景として、当時のドイツの経済状況が、矛盾に満ちた、**ビジネス・エシクス**が開始された、**理想社会**とはかけ離れた社会であったことが挙げられる。プライベートでエゴイスティックな貨幣的利益追求が優勢で、それがために、社会全体の公益が害されていたのである。

ビジネス・エシクスの概念をややマクロ的観点から解釈して議論するために以下に取りあげるゲーテの『ファウスト』(および、間接的にだが、スミスの『国富論』)が書かれた、貨幣経済が急速伸張した18世紀後半にしても、けっして(シュマーレンバッハが立論の際に念頭においた)**理想社会**ではなく、産業革命により資本主義が勃興し、過当競争の中で社会の軋轢や貧富の差が目立つようになり、個人のモラルと集団のエシクスが利益追求一辺倒の方向に、揺らぎながら傾斜していった社会であった。

シュマーレンバッハが上述の「現実の経済を理想の経済に移行させる」ためとりわけ**ビジネス・エシクス**を重視したことは、その言葉からよく理解できる。「すべての企業家たちは尊敬すべき商人だと思われることを重視し、彼らの取引をそれにふさわしく行なった。商人道徳の作用はいくら評価しても高く評価しすぎることはない (Schmalenbach, 1958, S. 54; 邦訳, 1960, p. 48)」さらに「・・・現状としては経済道徳が十分に発達していない。これは最高に重要な問題である・・・(Schmalenbach, 1939, S. 96; 邦訳1955, p. 77)」というような主張は、その代表的なものであろう。

ここでシュマーレンバッハは、商人道徳(=尊敬すべき商人の知恵)としての**ビジネス・エシクス**を非常に重視し、経営倫理を高めることにより、**海賊的・私経済的経営成果(=投機的・略奪的な金銭利得)**ではなく**労働価値に基礎をおく社会共同体的成果(=額に汗する労働の果実としての成果)**を育む道を指し示したのである。それでは以下に、スイスの高名な環境経済学者であるピンズバンガー教授の『金(かね)と魔術』にもとづいて、以上のテーマを論じることにしよう⁹⁾。

複式簿記を明示的に顕彰することにより、すべての会計人の名誉とプライドとステイタス向上に時代を超えて偉大な貢献をした「会計学の守護神」ゲーテは、60年ほどを要して、『ファウスト』を著したが、『ファウスト』を書き始めたのは、ちょうどアダム・スミスが『国富論(諸国民の富)』を公表した1776年頃である。この長大な物語は、同じく長大な物語である『ウイルヘ

『ルム・マイスターの修行時代』と同様にゲーテ自身が投影されている。前者がゲーテの人生の後半の物語とすれば、後者はその前半の物語である。

非常に複雑で難解さあまる『ファウスト』を、極度に簡単にあらずで纏めれば、人生の終わりにさしかかり自己の可能性に苦悩し失望したファウストが、メフィストと契約を交わして、自己の魂を売り渡して自己の野望を達成しようとする物語である。

重要なのは、ゲーテがこの作品に自身の「経済観」を深く投影していることである。そこに注目して『ファウスト』を経済学の立場から解釈したのがピンズバンガーである。筆者はピンズバンガーと2004年から05年にかけて1年間ザクトガレン大学の経済エコロジー研究所で研究を共にすることができたが、『金と魔術』は文学と経済学と環境学の学際的研究であるとともに、教授自身の人生観が深く投影した作品であった。

のちに、当代随一の文豪となるゲーテは、フランクフルトに商人の息子として生まれ、会計学と経営学を教育されたが、その後大学で法学を修め実務能力を買われ、26歳のときにワイマール国の官僚となり、32歳にして首相となった。宰相ゲーテは「新しい国づくり」を推進したものの、成功しなかった。その苦悩のうちに、アダム・スミスなどによる古典経済学の労働価値説に疑問をもち、ファウスト伝説の錬金術に注目して、〈自由市場にもとづく貨幣経済〉を「**貨幣が貨幣を生む錬金術**」とみなし、その本質を「**貨幣（紙幣）と戦争（暴力）と略奪（パイキングの海賊行為）**」であると認定するにいたった¹⁰⁾。

『ファウスト』では、皇帝を騙してサインさせた1枚のただの紙切れ（地下に埋蔵された金銀を担保として新紙幣を発行する許可書）が、「一夜にして**数千枚の紙幣にコピー**されて帝国を流通し、インフレにより財政が潤い、帝国はバブルにより繁栄する」という、つまりは「金本位制にもとづく兌換紙幣発行（信用創造）のインフレ・バブル物語」が描かれているが、この話はなにやらここ数年の日本の状況を彷彿とさせないでもない。

ゲーテの若い頃の『ウイヘルム・マイスター』での経営における**ビジネス・エシクス**の価値の礼賛は、むしろ、中世の錬金術と同じ素性の、このような「**労働にもとづかない見せ掛けのバブル経済**」に対する**アンチテーゼ**であるといえないだろうか。その意味では、『ウイヘルム・マイスター』と『ファウスト』は同じ通奏低音に乗った異なるメロディーと考えられよう。

当時のフェイクないしはバブルとしての経済的繁栄に対するこのような批判的な思考は、**労働にもとづく社会的に有益な創造価値の獲得**という考え方を後押しし、「**良心的な職人氣質や誠実な商人道徳**」を内包するビジネス・エシクスを推奨することにつながったと考えられよう。それは、実質的にゲーテの自伝である『ウイヘルム・マイスターの修行時代』のタイトルにも反映されている。

ウイヘルムとは、ドイツ語でいえば太郎のような伝統的な名前であり、マイスターは、世界に誇るmade in Germanyを作り出す、ドイツ語圏特有の職人養成制度であるマイスター制度のことである。したがって、敢えて日本語に訳せば、この作品は『親方太郎』とか『棟梁太郎』と

いうことになろう。それだけ、ゲーテがこの小説によって、ドイツ精神の良い側面である「**誠実・正直な職人気質・商人道徳と、高い公共福祉の意識**」にかかわる普遍的内容を記述しようとしたことが分かる。

4 まとめ：会計とナチズムと信任社会

今日、難民問題、テロ、人種・宗教対立、世界的気候変動、政治的・財政的混乱などにより、貨幣経済と市場経済に基礎をおく**資本主義**が揺れている¹¹⁾。こうした状況を受けて、昨年度本学会東日本部会で、前述の岩井は**契約社会**から**信任社会**へと世界が変貌する中で、資本主義もまた変貌しなければならないと主張した。

信任関係とは「一方が他方の利益のみを目的とした仕事を信頼によって任される関係」である。たとえば後見人/被後見人、取締役/会社、医者/患者、弁護士/依頼人、資産運用者/投資家などがあるが、信任関係は相互の自己利益を目的とする**契約関係**とは違い、一方が他方の利益のためのみ行動すべしという**忠実義務**によって維持されるものとされる。

もし岩井の主張するように、このような性質を有する**信任社会に資本主義を埋めこむ**とすると、従来のエイジェンシー関係にもとづくコーポレートガバナンスは再考を迫られ、契約に依拠する株主と経営者のアカウントビリティ関係は信任を達成するための「忠実義務」による関係となる。そして会計に関していえば、希薄化する「契約＝アカウントビリティ関係」に代わって、「信任関係の維持に必要不可欠な（種々のステークホルダーに対する）忠実義務を、経営者が誠実に履行することによって、（種々のステークホルダーに対する）＜企業の**正統性** (legitimacy) > を高める」という思考がフィットすることになるのではないか（寺井，2017参照）。

このような思考により、契約に依拠せず信任に依拠する「信任社会における会計の役割」を考えれば、むしろ自然と、**伝統的・制度的財務会計を超える社会関連会計**の重要性と新たな役割がクローズアップされるのではないだろうか。CSRと法人論の専門家である岩井教授も「信任社会における社会志向会計と企業正統性理論の役割」を高く評価されている¹²⁾。

そして実は、このような状況にこそ、**シュマーレンバッハの理想とする共同経済的利益概念がジャストフィットする可能性**があるのではないかと考えるものである。

さて最後に、以上のシナリオを若干異なる表現で述べるために、少しだけ将来に向けた歴史ドラマを展望したい。本稿で論じたシュマーレンバッハの社会的な利益概念提唱は、ちょうど、ドイツにおいて静態論会計から動態論会計へと理論と実務が大きく変貌する中でなされたものであり、企業（経営者）の私的な利益と国家的福祉の要請、そしてさらには民族的・国家的対立の中での愛国心の熱烈な高揚と、クライマックスとしてのナチズムの台頭と崩壊のタイミングと重なるものである。

このような激動する時代背景を考慮しつつ再考すると、シュマーレンバッハの**共同経済的利益概念**は、資本主義的な純粋な利益追求という、グローバルに普遍的な資本・利益・ROE関係のみにより成りたつ秩序ではなく、**なんらかの民族的な基盤をもつ強力なイデオロギーと道徳に支配される「狭い共同体のエートス」と親和性があるものとも思える。**

そして、戦前の資本主義・帝国主義・植民地主義の行き詰まりの状況においては、株式市場の崩壊と大量失業を伴うマクロ経済的崩壊がおき、極右（見方によっては、極左）国家社会主義（ナチズム）がポピュリズムの歓迎を受けて跋扈し始める社会状況において、「半共産主義（half communistic economy）」ともいわれる配給制をとる統制経済が開始されるわけであるが、これとマッチするイデオロギーとなりうる**可能性**を有するものともいえよう。

このことは、環境会計やエコバランスが提唱された当時、「環境会計や排出量取引はナチズムによる**統制経済**の復活ではないか」という鋭い論難が浴びせられたことから明らかである（Simonis, 1994, S. 57; 邦訳1995, p.57）。幸いにして、とってよいかどうか分からないが、シュマーレンバッハは妻がユダヤ人であったことなどによりナチスの迫害を受け逃亡生活を余儀なくされ、その共同経済的利益概念はナチスのイデオロギーとならず、戦後に生き延びることができた。

このような歴史的事情を鑑みるに、シュマーレンバッハの社会的・共同経済的利益概念を、（シュマーレンバッハに即していえばドイツの州、ドイツ連邦、そしてドイツ語圏、さらには日本とイタリアなどを加えたラインアルプス方資本主義圏という）「**信頼関係が成立する可能性**がある、限定された範囲の**社会・共同体・コミュニティ**」における利益概念と捉える可能性を模索する可能性がある。

前出の岩井の理論は、このような比較的狭い範囲のコミュニティを想定した、コミュニタリアニズム（communitarianism）的な発想を否定して、グローバル広がりをもつ**信任社会（fiduciary society）**を主張しているが、信頼関係が成立する範囲は、もともと比較的小さな領域であることから、このように比較的小さな共同体社会をまずは念頭におき、しかるのちにその**信頼関係の世界（地球規模）への漸進的拡大**を予見しつつ、シュマーレンバッハの社会的利益概念の現代的有用性を考えることができるのではないだろうか。

さて、この方向への研究を将来の課題とするとして、いずれにしても、シュマーレンバッハ独特の社会的色彩の強い利益概念は、このようなヨーロッパ激動の時代の会計学者の悩みや苦悩が滲み得るような矛盾を孕んだ概念であるだけに、シュマーレンバッハのこの面について「今」考えることは、現代における「**契約社会から信任社会への、資本主義の変貌における会計の役割**」に一石を投じることになるのではなかろうか。

注

- 1) 岩井 (2015) など近年の一連の著作において、経済学の全体的見取り図の中での位置づけを踏まえて、資本主義と信任論の関係を、法と倫理の関係を軸に詳細に論じている。
- 2) Bidlingmaier (1964) (邦訳 1971) には戦後ドイツにおける経営目標論が、ケルン学派動態論の給付や原価などの主要概念の意味づけを含めて論じられている。
- 3) 社会的企業はドイツ語に逐語訳すれば *gesellschaftliche Gesellschaft* となるが、ドイツ語の *Gesellschaft* (企業) の中には、すでに「社会」という意味が含まれている。
- 4) 以上の議論は、企業が事実として客観的にどういう活動をしているのか、ということではなく、むしろ何を意識して、何を目的として活動しているか、ということである。
- 5) これは、シュマーレンバッハの経営哲学・会計哲学は、戦後の高度経済成長の展開する中で、資本主義の中核をなす競争的・排他的・独占的・貨幣的側面がクローズアップされ、エコノミックな面が過度に強調される中で、そういった傾向に合致する側面だけが利用されてきた、からではないかと筆者には思われる。
- 6) この翻訳書は原書の香りを伝える高いクオリティのものであることは言うまでもないが、この部分の原書の英文の *vegetable* の和訳に限っては、「野菜」となっていたりして意味が伝わっていない恨みがある。これはもちろん「植物」のことである。
- 7) 井尻 (1998) を参照するまでもなく、いわゆる会計ビッグバン以前からすでに、アメリカでも外部報告目的の財務会計と内部管理目的の管理会計が一体化しつつある。環境会計に関しては、この傾向はさらに著しい。
- 8) Schaltegger, Burritt (2000) (邦訳 2003) では、サステナビリティが絶対的な(強い)意味と相対的な(弱い)意味の2つで使われており、サステナビリティにはさまざまな種類があることがうかがわれるが、シュマーレンバッハのここでいう概念は、これらすべてへの可能性を示す。
- 9) この部分の記述は筆者自身のゲーテ解釈を踏まえた「まとめ」であるが、まとめるにあたっては、松岡 (2010) における紹介を参考とした。
- 10) 「貨幣による貨幣の再生産」についてのビンズバンガー教授の見解は、ドイツの文学者ミヒャエル・エンデの名作『モモ』や『ネバーエンディング・ストーリー』などにも関連するが、これについては河邑厚徳、グループ現代 (2000) を参照されたい。
- 11) この状況は Albert (1991) のいう、ラインアルプス型資本主義とアングロアメリカ型資本主義の双方に存在する。
- 12) 岩井は、寺井 (2017) 『信任社会における会計 Accounting in Fiduciary Society』を評して「この論文を読んで勉強になった。来るべき信任社会において会計が果たすべき役割を正統性概念を使って説明しているのは納得できる」とする。

参考文献

- Albert, Michel (1991) *Capitalisme Contre Capitalism*, Paris : Éditions du Seuil, 1991. (ミシェル・アルベール, 小池はるひ訳『資本主義対資本主義』, 竹内書店新社, 1992年)
- Bidlingmaier, Johannes (1964) *Unternehmerziele und Unternehmerstrategien*, Verlag Dr. Th. Gabler. (鈴木英壽・二神恭一・小林俊治訳『企業の目標と戦略』丸善株式会社, 1971年)
- Binswanger, Hans Christoph (1985) *Geld und Magie: Eine ökonomische Deutung von Goethes Faust*, Murmann (清水健次訳『金と魔術』法政大学出版局, 1992年)

- Forester, David A. R. (1977) *Schmalenbach and After: A Study of the Evolution of German Business Economics*, Glasgow. (林良治訳『シュマーレンバッハの研究：ドイツ経営経済学発達史』晃洋書房, 1982年)
- Goethe, Johan W. v. (1796) *Wilhelm Meisters Lehrjahre*. (高橋義孝訳『ヴィルヘルム・マイスターの修行時代, 新潮世界文学第3巻 ゲーテ1: 若いウエルテルの悩み ウィルヘルム・マイスターの修業時代他』新潮社, 1970年)
- Hirshman, Albert O. (1978) *The Passion and the Interest: Political Argument for Capitalism before Its Triumph*, Princeton.
- Kloock, Josef [1990]: *Ökologieorientierte Kostenrechnung als Umweltkostenrechnung*, Diskussionsbeiträge zum Rechnungswesen der wirtschafts- und sozialwissenschaftlichen Fakultät, Fakultät der Universität zu Köln.
- Müller-Wenk, Ruedi (1978): *Die Ökologische buchhaltung -Ein Informations- und Steuerungsinstrument für umweltkonforme Unternehmenspolitik-*, Campus Verlag. (宮崎修行訳『エコロジカル・アカウントイング』中央経済社, 1994年)
- Rieger, Wilhelm (1928) *Einführung in die Privatwirtschaftslehre*, Nürnberg: Hochschulbuchhandlung Krusche & Co., VI, 331 S.; 3., unveränd. Auflage.
- Schaltegger, Stefan and Roger Burritt (2000) *Contemporary Environmental Accounting: Issues Concepts and Practice*, Greenleaf Pubns. (宮崎修行監訳, ICU 環境会計研究会訳『現代環境会計』五紘舎, 2003年)
- Schmalenbach, Eugen (1926) *Die dynamische Bilanz*, 4te Auflage, Leipzig.
- Schmalenbach, Eugen (1939) *Die dynamische Bilanz*, 7te Auflage, Köln und Opladen. (土岐政蔵訳『動的貸借対照表論』森山書店, 1950年)
- Schmalenbach, Eugen (1958) *Der freien Wirtschaft zum Gedächtnis*, Köln und Opladen. (土岐政蔵, 斎藤隆夫訳『回想の自由経済』森山書店, 1960年)
- Schweizer, Marcel (1992) *Eugen Schmalenbach as the Founder of Cost Accounting in the German-Speaking World*, Forschungsabteilung für Industriewirtschaft, Arbeitsbericht Nr. 21, Wirtschaftswissenschaftliches Seminar der Eberhard-Karls- Universität Tübingen.
- Simonis, Udo Ernst (1994) *Ökonomie und Ökologie*, Verlag C. F. Müller. (宮崎修行訳『エコノミーとエコロジー』創成社, 1995年)
- Smith, Adam (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. (大河内一男訳『国富論(1)(2)(3)』中央公論新社, 1978年)
- 池田光穂 (2013) 「日本における教養教育の2つの源流, ビルトゥングとリベラルアーツの共通点と相違点」
<http://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/13111102ars.html> (2017年3月1日参照)
- 井尻雄士 (1998) 「アメリカ会計の変貌と展望」, 『会計』153巻1号, pp. 117-135.
- 岩井克人 (2000) 『二十世紀の資本主義論』筑摩書房。
- 岩井克人, 佐藤孝弘 (2011) 『IFRSに異議あり』, 日経プレミアシリーズ 123新書, 日本経済新聞出版社
- 岩井克人 (2015) 『経済学の宇宙』, 日本経済新聞出版社。
- 河邑厚徳, グループ現代 (2000) 『エンデの遺言 一根源からお金を問うこと』日本放送出版協会
- 田中文憲 (2013) 「ドイツの教養」, 『奈良大学紀要』41号, pp. 13-38.
- 寺井理紗 (2017) 『信任社会における会計 Accounting in Fiduciary Society』, 国際基督教大学首席ディプロマ論文, 2016年度 FOI 高山経済学賞受賞。

- 松岡正剛 (2010) 「ハンス・クリストフ・ビンズヴァンガー 金と魔術：『ファウスト』と近代経済」、『松岡正剛の千夜千冊』第1374夜 <https://1000ya.isis.ne.jp/1374.html> (2017年3月1日参照)
- 宮崎修行 (2001) 『統合的環境会計論』創成社。
- 宮崎修行 (2015) 「ドイツにおけるCSRの淵源：会計・経営・経済のトリニティに着目して」、『サステイナブルマネジメント』, 環境経営学会, 14巻1・2合併号, pp. 26-39。
- 村上仁一郎 (1984) 「《書評》飯田修三著『企業社会報告会計』(現代会計学選集)」、『岡山大学経済学会雑誌』第15巻第4号, pp. 141-146。

<付記>やや異例の謝辞かもしれないが、ほとんどダイアログ(対話)とも思えるような、内容ある、50箇所を超える貴重な改善意見を頂戴した、匿名のお2人のレビューの誠実なお仕事に対して、ここに心より感謝の言葉を申し上げます。おかげをもって、筆者の独りよがりになつていく機会を与えていただき、少しでも読者フレンドリーな論文になつたのではないかと考える。また、本稿執筆のもとになる2016年社会関連会計学会全国大会における筆者の発表に対して、ドイツ経営学の立場からの本質的な批判をしていただいた、関西大学の水野一郎教授に深い感謝を申し上げます。

(筆者：国際基督教大学教養学部教授)

(2017年8月18日 採択)

【研究論文】

環境会計の規範原理形成に対する宗教観の影響

吉 田 雄 司

論文要旨

日本の環境会計の現代的意義とは何か。宗教的自然観の規範原理から検討を行った。西洋の一神教の自然観が「契約」の規範原理であるのに対し、日本の多神教の自然観は「恩恵と感謝」の規範原理である。一神教では「契約」の思考が伝統的会計から環境会計にまで基底として継承されていることを明示した。他方、日本の多神教による自然観ではあらゆる事物が神となることから他者への感謝や恩を背負っていることを指摘した。その上で「恩恵と感謝」を示唆した環境会計の情報開示モデルを提示した。わが国における環境会計の意義は、自然に対する「恩恵と感謝」の規範原理を遂行するために実施するものである。

1 はじめに

環境省の『環境会計ガイドライン2005年版』が公表されてすでに10年以上が経過している（環境省，2005）¹⁾。各製造業を中心にこのガイドラインに沿った環境会計の情報開示が「環境報告書」や「CSRレポート」で公表されてきた。しかし現在では当初の環境会計情報を開示することの先駆者利益の消滅や利害関係者に有用な環境情報でないという指摘もある（環境省，2016，pp. 66-67）。このままではわが国の環境会計の企業社会への普及・定着促進は困難とならざるをえなくなる。

そこで本稿では、この環境会計の情報が日本の企業社会でどのような現代的意義があるかについて検討する。それによってこれまで以上にこの環境会計がわが国の企業に浸透しその導入の根拠になることを提起する。ここでは環境会計情報を開示する本質とは何か、その現代的意義は何かを検討するものである。

研究方法は、演繹的に「規範原理」をもとに検討を進めていく。この「規範原理」とは判断や評価行為のよるべき手本・基準であり、物事の価値判断の原点にあたるものである。ここではその権威の拠り所として2つの宗教による規範原理を置くこととする。1つは一神教キリスト教の

キーワード：環境会計 (Environmental Accounting), 一神教 (monotheism), 多神教 (polytheism), 契約 (contract), 恩恵 (benefit)

「契約」による自然の規範原理であり、もう1つは日本の多神教による「恩恵」による自然の規範原理である。これらから環境会計のアカウンタビリティ（説明責任）は、市場で要求されるから行うのではなく、その規範原理を遂行することで環境会計情報を開示するのだという道筋を示唆したい。

2 先行研究の視点

わが国の環境会計のアカウンタビリティに関する先行研究は主に2つの視点から検討されてきた。1つはアカウンタビリティを社会理論の立場から考察する研究である。例えば、伝統的会計研究を社会理論の視点から批判的に説き起こし、会計を組織的・社会的コンテキストと密接に関連したものと位置づけた研究である（國部，1993）。更にアカウンタビリティを複合概念・複合現象として捉えその多元性へと展開させている（國部，1996）。

また、アカウンタビリティを企業と社会との結節を表現する概念とし、従来の委託受託関係を前提とするよりも社会関連情報の開示自体にその意義を認め、企業の社会的統制手段とする研究もある（向山，1995）。

もう1つの視点はアカウンタビリティを拡充した研究領域である。例えば、会計情報を開示する範囲は単に株主や債権者だけでなく従業員、地域住民、消費者・顧客等の各種利害関係者に対する配慮を含む形で拡張される（郡司，1995，p. 69）とする見解である。この場合、環境情報を含む社会関連情報への拡充は、事実報告責任としてのアカウンタビリティとして見る（郡司，1995）。また、アカウンタビリティ概念とエイジェンシー理論の融合を検討した研究成果もある（大島，1995）。

こうした研究からアカウンタビリティの拡充を環境会計システムの構築基盤から検討したものがあ（山上，1996）。即ち、環境会計のアカウンタビリティは社会的責任や倫理的責任へと契約の概念が外へ拡張するという研究である（山上，1996，1999）。

このように環境会計のアカウンタビリティ研究は、どれも「契約」の概念を根底においている点に共通項がある。ここで「契約」とは両者の合意により効力が生じる約束と考える²⁾。本稿では、こうした「契約」とは異なるアカウンタビリティの規範原理の究明を進めていく。それは自然と人間の抛り所を「宗教的自然観」に置いた環境会計のアカウンタビリティ形成過程である³⁾。人類は自然に対しどのような対応を取ってきたのか、自然と人間の関係を規範原理にしたアカウンタビリティについてみていく。以下では、まず「契約」の自然観による環境会計の形成過程を解明する。

3 「契約」型自然観の環境会計

3.1 西洋の一神教的自然観

一神教のキリスト教は、契約型自然観で形成されてきた⁴⁾。西洋の一神教の規範原理は、神>人間>自然という契約のヒエラルキーが成立している⁵⁾。神と人間の間には「モーゼの十戒」で示されるように約束事の契約がある⁶⁾。また人間は自然を支配管理することが神から賦与されているという契約が存在した⁷⁾。このため一神教には契約型の自然観が形成されてきた。

この一神教キリスト教の自然観では、まさに人間は神から自然をコントロールする特権を与えられたと見る。したがって自然をどう管理していくか、またそれらを自分たちの生活の糧にすることは神から与えられた契約つまり「契約」として成就したのである⁸⁾。こうした「契約」型自然観は西洋ルネッサンス以降の17世紀哲学として結実していった。

例えば、英国の哲学者フランシス・ベーコン（1561-1626）は、「功利的自然観」を唱えた。彼は「実験を通じて自然についての知識を得、それによって、自然を人間に役立つように利用するのは、神から与えられた権利である」（吉田，2011，p. 11）と考えた。そして主著『ノブム・オルガヌス（新機関）』では、人間が自然を支配するには知識に基づくことが重要であり、当時支配的であった演繹法から帰納法的分析の体系を考案したのである⁹⁾。

ベーコンの自然に対する認識は、人間が自然を利用し支配するという概念に総括できる。即ち、「アリストテレスの実効性を持たない自然の観照的認識を排し、近代の三大発明（印刷術・火薬・羅針盤）に象徴されるような、人間生活に役立つ業を生み出すことが人間に求められると考えた」（山口，2013，p. 268）のである。

また同時代のフランス哲学者のルネ・デカルト（1596-1650）は「機械論的自然論」を説き、現代科学の発祥の起点を作り上げた。彼は「自然を生きたまのとは考えない、非生命的で機械仕掛けの時計の様なもの」と考えたのである（吉田，2011，p. 11）。名著『方法序説』では、物心二元論や人間中心主義の思考から「機械論的自然観」を提唱し、人間による自然に対するコントロール下における状況を作り出したのである¹⁰⁾。

デカルトは「物質と精神を分離した二元論に立ち、精神は神学の領域として自然科学から排除したが、人間の肉体も物質とみなし、物質現象に関しては徹底した機械論を展開した。」。そして、彼の「機械論的自然観の根拠は神の支配する例外を許さぬ自然法則観にあり、力学原理の確実性の根拠を神の絶対性に求めるという形而上学的なものであった」（菅野，1997，pp. 102-103）これが彼の考えた自然観である。

こうした人間による自然への扱い方についてドイツ人哲学者マルチン・ハイデッカー（1889-1976）は、自然を「用具存在」と規定した¹¹⁾。彼は著書『存在と時間』の中で「自然は、（ただ＝もう目のまえにあるだけのもの）と解されてはいけないし－自然力として解されてもなりません。森林は（一方において）営林であり、山は採石場であり、川は水力であり、風は「帆

走」(に適した)風です。発見された「環境世界」とともに、こうして発見された「自然」が出会うのです」(ハイデガー, 黒木, 1991, p. 137)と記述している。

つまり彼は、自然は単なる素材となっていることを指摘し、人間社会の資源とされていることに注視したのである¹²⁾。そして、彼は「道具として与えられた世界とそれを成立させている人間の主観的目的や手段によって組織されている現代の世界は、あくまで、世界解釈の一つの例であって、これで世界が尽きるものではない」(藤木, 2002, p. 95)ことを示唆したのである。

このように西洋の一神教の自然観は、神から人間への「契約」として形成されたのである。その後は自然をいかに利用し人間の資源として活用するかに焦点が絞られ、今日のハイテクノロジー社会を確立してきた。こうした西洋の自然観はその基本思考として主体と客体という二元対立形式が機能している。そこには「契約」という規範原理があり、契約を履行することで当事者同士、即ち債権者と債務者の関係がバランスすることとなる。これは先の神と人間、人間と自然という両者の「契約」関係に端を発している。

では、この「契約」というバランス概念が、会計の領域でどのように継承されてきたのかについて考察する。

3.2 「契約」の環境会計へ

会計において「契約」は委託と受託の関係で継承されてきた。例えば、財務会計の領域では、委託者である株主が受託者である経営者に対し金銭を出資する。それに対し経営者は企業の財政状態と経営成績がどのような状況かを説明する。この説明が委託者から了解されれば両者の契約関係は成立する。この両者の委託受託の契約関係は、アカウントビリティ(説明責任)という機能で形成されてきた。

こうした契約関係はさらに社会関連会計においても継続された。社会関連会計は、企業を取り巻く利害関係者が株主だけではなく多様化・複雑化することから企業と社会の関係を会計的に捕捉するシステムとして機能してきた¹³⁾。この社会関連会計では、利害関係者に株主の他に環境問題や従業員に対する情報が記載されるようになった。つまり環境問題や従業員に対する説明責任が問われるようになり、契約の概念も拡大してきたのである。

この社会関連会計の流れからさらに環境会計が開発された。環境会計は1970年代の社会監査や社会責任会計の後裔ともいわれ1980年代後半から国際社会に台頭してきた会計の領域である(安藤, 伊藤, 廣本, 新田, 2007, p. 215)。環境会計の利害関係者は、株主・債権者はもちろん地域住民や取引先、顧客、自治体等と多様化しており、こうした人々に対するアカウントビリティが遂行されてきた。その根底には「契約」の概念が直接的、間接的にも拡張された「社会契約」として形成されてきたのである。

環境会計の契約観は「社会契約」を拡張したものである。山上達人はその著書『環境会計入門—環境会計の基本問題を考える—』の中で環境会計のアプローチについて次のように論じている。

「企業の伝統的な「受託財務責任」を拡充する方向で、環境問題を解明しようとするもので、狭義の「アカウントビリティ（会計責任）を拡充した「社会的アカウントビリティ」（広義の説明・報告責任）をその基礎におくものである。」（山上，1999，p.75）と述べ、アカウントビリティの社会的拡張を唱えている。こうした思考は契約観の拡大化でもあり「社会契約」を超えたものと捉えることができる。

そして環境アカウントビリティの理論的基礎についてはさらに次のように述べている。「経済的・資本的所有→支配」（下部構造）から「社会的・環境的所有→支配」への変容にある。・・・中略・・・「従来の「法律的」契約を超えた「倫理的」価値観をも取り込んだ契約関係が問題とされる」（山上，1999，p. 87）と指摘する。

この考え方は経済性から社会性へまた法律から倫理的価値観へ契約観が拡張していることを示唆している。このように環境会計では、「社会契約」を超えたアカウントビリティが形成されていることになる。つまり、拡張した契約型の自然観による規範原理が環境会計の中には基幹としてあり、こうした契約観を遂行することにアカウントビリティの根拠があるといえる。

次に、多神教の「恩恵」による自然観について見てみよう。これをもとに恩恵型自然観による環境会計の規範原理形成過程を解明してみる。

4 「恩恵」型自然観の環境会計

4.1 日本の多神教的自然観

日本の多神教は、恩恵型自然観で存続してきたといえる。それは自然に対する畏敬と恩恵の気持ちが規範原理として形成されてきたからである。先の一神教キリスト教との力関係でみると日本の多神教は、神＝自然＞人間の規範原理が成立している。つまり、神は自然そのものという考えで、人間は自然から恩恵を受けることに感謝してきたのである。

わが国の多神教は「とめどもなく生まれ出ずる神々」という意味であり、沢山の神がいるというより、ありとあらゆる事物が神となりうると考える¹⁴⁾。よって「無限に分割可能な神」が存在していることになる（山折，1999，p.61）。神は自然であることから、日本の自然観は自然崇拜あるいは神道の「八百万の神」といわれてきた。日本の神、即ち自然とは「山川草木」であり、また「山河大地」を指している。英語圏のnature自然という概念は、人為的行為に対抗するものであるが、日本の自然は山や岩や木々が神となる（上野，2015，p. 39）。この世に存在する事物はすべて神となりえる宗教的自然観がその基底にはある。

この多神教の自然観は、平安時代末期に完成した天台密教の天台本覚思想の中にも現れている。それは「草木国土悉皆成仏」という言葉で表現されてきた（梅原，2014，pp. 11-15）。即ち、木も草も国土も皆すべて仏になれるという意味である。この思想は、天台密教が当時の神道

の自然観である祖霊祭祀等を採用入れたことから類似の自然観を備えているといえる¹⁵⁾。

こうした自然観において日本人は自然を敬い畏れる気持ちを抱くようになっていた。多神教的自然観ではありとあらゆる事物が神々となることから、そのすべての事物が崇拝の対象物となっていたのである。そこでは「他者への感謝ということが、重要な徳目」(上野, 2015, p. 39)と考えられるようになった。「つまり人は生まれながらにして、恩を背負っているという考え方」(上野, 2015, pp. 40-41)が浸透していったのである。

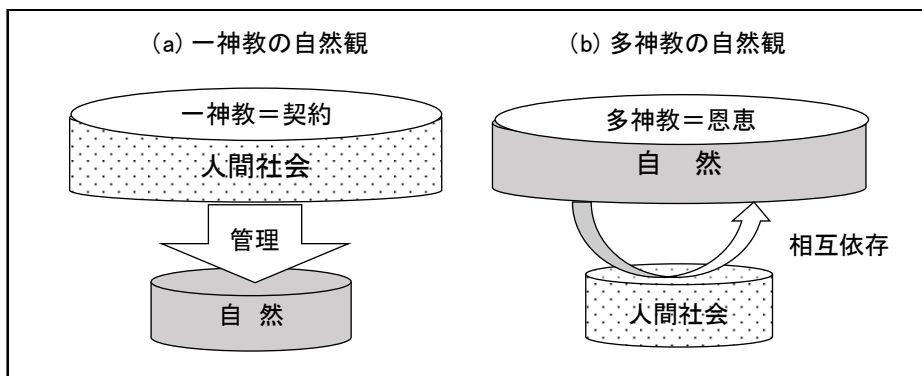
この考え方はキリスト教の「原罪」の意識に対する「原恩」の意識と言われている。それは「生まれながらに背負った罪を償うために生きるのではなく、生まれながらに背負った恩に報いるために生きるという考え方である」(上野, 2015, pp. 40-41)。

さらに我々は「何かのために生きるのではなく、今生きていること、それ自体に感謝をする」(上野, 2015, pp. 46-48) ことでもある。そうした社会では諍いをできるだけ避け、お互いに和を保つ姿勢が重視される。これらから多神教の自然観では、「契約」の概念はむしろ馴染まず、「恩恵と感謝」を重んじる社会が形成されたのである(上野, 2015, pp. 46-48)。

一神教キリスト型の自然観では「契約」の規範原理があり、そこでは債権と債務の関係が対等な関係にあった。しかしこの多神教的自然観の規範原理「恩恵」では、あらゆる事物に対し恩を感じていく事から、債権をできる限り抑制し債務至上主義の商慣習が形成されてくる(山折, 2007) ことになる。

宗教学者の山折は、これについて次のように述べている。「日本列島のような風土では西洋社会において鍛えられた契約の精神は十分には育たなかった。契約社会においては債権・債務が同等の比重で考えられているけれども、わが国の貸し借りの人間関係においては「恩」や「感謝」を重視する慣行が続いていた¹⁶⁾ とし、日本の社会では債務の感覚を最大限に強調する心性を助長したと指摘している。

(図1) は一神教と多神教の自然観について図示したものである。(a) 一神教の自然観では契約の概念が神と人間の間にある。このため神>人間>自然の序列が形成されており人間が自然を管



(出所)筆者作成。

(図1) 一神教と多神教の自然観

理していく図式になっている。一方、(b) 多神教の自然観では神＝自然＞人間の上下関係が形成されており自然である神と人間社会は対立的ではなく相互依存し、自然と統合化または包み込まれるような図式になる。一神教の自然観では人間が自然を管理する契約型の規範原理であるのに対し、多神教の自然観では人と自然とが相互依存する「恩恵型」の規範原理が機能していることになる。

4.2 「恩恵」型自然観の環境会計モデル

恩恵型自然の環境会計とはどのようなモデルであろうか。先述のごとく日本人の自然観は、神道と仏教の自然観が混在した多神教として形成されてきた。そこには「恩恵と感謝」の基本要素が内包されている。現代の日本社会でも神道では自然への恵みに対しそれを「穢す」ことがあれば「禊ぎ」を行い、身を清める¹⁷⁾。

(表1) はケガレとミソギとオカゲの内容を整理した表である。表記ではカタカナを使用しているが、これは各文字には異なった内容があるため、ここでは両方の内容を示すことができるようにカタカナ表記にした。これら基本要素を環境会計の情報開示モデルに活用すると次のような形式が考えられる。

まず、ケガレは自然を利用することから生じると考え、環境会計では環境負荷の情報を開示する必要がある。具体的にはマテリアルフローの物量情報に該当する。ここでは資源の投入と排出量を開示し、天然資源のインプットと排出量のアウトプット情報を開示することである。つまり自然がどれだけケガれたかという情報開示である。

次にミソギは、そのケガレを改善するために費やした環境保全コストの情報である。ここでは環境投資と環境費用の貨幣情報を開示する。そして「感謝」に当たるオカゲの情報開示である¹⁸⁾。これは神である自然を利用したことによる成果を開示する。つまり企業の事業活動や経済効果で

(表 1) ケガレとミソギとオカゲの内容

表記	文字	意味
ケガレ	罪	罪は悪行のみでなく自然な災禍なども包摂する。／人為的で危険な不浄な行為。
	穢	穢は汚濁に満ちた禊祓すべき危険な災気や事象を指す。／異常な社会的・生理的現象と係わって共同体の秩序や生活体系の平衡を侵す危険な事象で、その災気が一時的に滞留し強い感染力を持つ。
ミソギ	禊	みそぎ(身滌ぎ, 身削ぎ)は、身体に付着した穢れを水に入れて流し去り、清浄の本姿に復すためのもの。
	祓	はらへ(祓へ、解除)は自分の犯した罪を償い、罪に起因する障り災いを除こうとするもので刑罰の意味を含むもの。
オカゲ	御蔭	神仏のたすけ。加護。また、人から受けた恩恵・力ぞえ。ある事物や行為が原因となって生じた結果。／他から恩を受けること。特に自然の脅威や病氣・社会苦など生命や生活が危機に陥った際に救ってくれる諸神・諸仏の恩を指す。

(出所) 神道文化会(2013)『神道要語集 宗教編』。新村出(2007)『広辞苑第6版』岩波書店。小学館国語辞典編集部(2001)『日本国語大辞典第2版』小学館。中村、福永他(2002)『岩波仏教辞典第2版』岩波書店を参照。

ある。自然を活用することで獲得できた成果はどのくらいあるのかを開示する。この情報開示ではじめて自然の活用成果を開示したことになる。

(表2)は、恩恵型自然観の環境会計の情報開示モデルである。多神教の自然観の規範原理「恩恵」をケガレとミソギそしてオカゲの3領域を用いて開示した。ここでは電力会社の事例で示した。

表中の「ケガレの領域」は、環境負荷を表している。資源投入量と排出量を物量単位で開示する。自然から石炭や重油、原油を使用し電力を発電するがその結果、排出物として二酸化炭素や一酸化二窒素等を排出し自然がケガレた情報である。また「ミソギの領域」は、環境負荷を保全又は改良するために支出した投資と費用額を示している。

そして、「オカゲの領域」では自然資源を利用したことでお蔭様で事業活動と経済効果を得ることができたことを開示する。このケガレから始まりミソギの情報そしてオカゲの領域の順に環境会計情報を開示することで多神教の自然観である「恩恵」の規範原理の道筋を示すことになる。

(表2) 恩恵型自然観の環境会計の情報開示モデル (事例：電力会社)

基底	項目		単位	2015	2016	2017	
ケガレの領域	環境負荷	投入	石炭	千t			
			重油	千kl			
			原油				
	排出	二酸化炭素(CO ₂)	万t				
		一酸化二窒素(N ₂ O)					
産業廃棄物		千t					
ミソギの領域	環境保全コスト	投資額					
		費用額	億円				
		合計					
オカゲの領域	事業活動	火力発電量	億kWh				
		原子力発電量					
		水力発電量					
	経済効果	リサイクル事業収益	百万円				
		省エネ費用節減					
合計							

(出所) 環境省「環境会計ガイドライン」をもとに筆者が作成。

5 おわりに

日本企業における環境会計の現代的意義について宗教的自然観から検討を行った。一神教の自然観からみた環境会計の規範原理は「契約」の概念が根底にあった。それは神と人間の契約から始まり人間が自然を管理する構造になっている。そこから伝統的会計のアカウントビリティも「契約」の概念が基幹として継承され、環境会計では「社会契約」の拡張として機能していることを明らかにした。

一方、多神教の自然観から見た環境会計の規範原理は、「恩恵」の概念で形成されていた。神とは自然であり人間はその配下に位置付けられ、自然を畏れ敬いながら生活する姿を捉えた。あ

らゆる事物が神となる多神教では、その物へ対し御恩報謝の気持ちで接してきた。この思考を活かした環境会計の開示モデルをケガレとミソギとオカゲの3領域で提示した。

これらから日本で環境会計が行われる現代的意義は、自然に対する「恩恵と感謝」の規範原理を遂行するために行うのである。日本社会に契約観が定着しにくい特性を考慮するとこの「恩恵と感謝」の自然観は環境会計を検討するうえで再認識する必要があることを指摘しておく。今後のわが国企業社会への環境会計の進展と普及を期待したい。

注

- 1) 2017年4月現在、環境省の「環境会計ガイドライン」改定が進められている。環境報告と環境会計の両ガイドラインの有用性を高めることが目的で、方向性は ESG 投資情報の開示を目指している（環境省、2017）。
- 2) 契約の意味は「約束」、「対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為」、「キリスト教で、神が救いの業をなすとげるために人間と結ぶ恵みの関係」などがある（新村、2008、p. 867）
- 3) 宗教と自然の関係について「人間と天上の神のみを見る思想には限界があり」とする（今井、2015）。
- 4) 一神教には唯一神教 monotheism、拝一神教 monolatry、単一神教 henotheism、交替一神教 kathenotheism などに分類される。ここでは狭義の唯一神教を指している。
- 5) 『旧約聖書』「創世記」の冒頭には神ヤハウエによる天地創造の由来の記述がある。人間が生き物を統治する文言は、「生めよ、ふえよ、地に満ちよ、地を従わせよ。また海の魚と、空の鳥と、地に動くすべての生き物とを治めよ」とある（日本聖書協会、1982、pp. 1-2）。
- 6) 『旧約聖書』の「出エジプト記」第20章の冒頭にある記述を指す。（日本聖書協会、1982、p. 102）。また、この人間中心主義の自然観は『（旧約）聖書』を聖典とするユダヤ教、キリスト教、イスラム教の「アブラハムの宗教」にのみ通じる概念でもある。
- 7) 人間と自然の関係について、人間は自然の上位にあるものとされ人間は自然を支配し利用する権利を持っていると考えられている。その特権は神から与えられたものであるとする（吉田、2011、p. 11）。
- 8) 日本聖書協会、『聖書』の「創世記」には「契約」の用語が多く用いられている。
- 9) ベーコンは1620年「知識は力なり」を説いた。「すなわち人間の「知」と「力」とのそれは実際一つに合致する」と記述している（ベーコン、1978、p. 53）。
- 10) 「私どもを自然界の主人にして所有者のごときものとなしうることをこの哲学は私に示してくれる」この哲学とは実際の哲学を指している（デカルト、1984、pp. 75-76）。
- 11) 「ハイデッガーは自然を「用具存在」と規定する見方と人間を「実存」と解釈する見方とを対比させ、人間存在の在り方を思惟の主たる対象とすることによって、自然を人間にとって有用性の観点から論じている」（藤本、2002、p. 94）。
- 12) 「ハイデッガーは用具存在とされる自然は、人間の条件となり、道路や橋や建物と同様に物として、人間の「気遣い」によって「付带的に発見されている用具的道具」という存在になる」と規定した（藤本、2002、p. 94）。
- 13) この「社会関連会計」の意味については（安藤、伊藤、廣本、新田、2007、p. 680）を参照。
- 14) 多神教の神々は、妬みも罪も犯す存在で、「小さき神々」と呼び得る神で、存在を認識できるすべての事物が神となり得ると指摘。（上野、2015、p. 11、pp. 15-16）。

- 15) 祖先祭祀は儀礼の形式面では儒教や中国仏教の影響が強いが、背後にある観念の面では日本古来の信仰が根強く継承されているとするのが一般的理解である（國學院大学日本文化研究所編，2013，p. 340）。
- 16) 自然の恵みに首を垂れる多神教的な風土を「見えざる手」と称した（山折，2007）。
- 17) 穢れとは「すべての生活を脅かすもので、その意味で罪であり禍を及ぼすというということでこれを悪霊の仕業とする」としている（藪田，橋本，2004，pp. 334-335）。また禊とは「「見滌」の義で、身体を水中にすっかり浸して振り滌ぐことにより新しい威力ある魂を密着させ、純潔無垢の状態に立ち返らせることを目的とする。」の意味である（藪田，橋本，2004，p. 924）。
- 18) 感謝を意味する「お蔭さま」の教えは仏教の浄土真宗にもある。食前に「多くのいのちとみなさまのおかげによりこのごちそうをめぐまれました。深くご恩を喜びありがたく頂きます」、食後に「尊いおめぐみをおいしくいただきますます御恩報謝につとめます。おかげさまでごちそうさまでした」と祈念の言葉がある（森田，積，2013，p. 55）。

参考文献

- Ananias Charles Littleton (1933) *Accounting Evolution to 1900*, The American Institute Publishing Co. Inc. 片野一郎訳（1995）『リトルトン会計発達史（増補版）』同文館。
- René Descartes (1990) *Discours de la method*, Agora. ルネ・デカルト，落合太郎訳（1984）『方法序説』岩波文庫。
- 安藤英義，伊藤邦雄，廣本敏郎，新田忠誓編集（2007）『会計学大辞典第5版』中央経済社。
- 今井賢一（2015）「経済教室 自然資本と宗教に鍵」『日本経済新聞』8月7日付，朝刊。
- 上野誠（2015）『日本人にとって聖なるものは何か』中公新書。
- 梅原猛（2014）『人類哲学序説』岩波新書。
- 大島正克（1995）「グリーンアカウンティングにおけるフレームワークに関する一考察」『社会関連会計研究』第7号，51-61頁。
- 環境省（2005）「環境会計ガイドライン2005年版」環境省総合環境政策局経済課。
- 環境省（2016）「平成27年度環境会計・自然資本金のあり方に関する課題等調査検討業務に対する結果報告書」KPMGあずさサステナビリティ株式会社，1-73頁。
- 環境省（2017）「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会，1-61頁。
- 菅野礼司（1997）「機械論的自然観」『物理教育』第45巻，第2号，101-104頁。
- 小原克博（2005）「一神教と多神教をめぐるディスコースとリアルポリテイク」『宗教研究』第79巻，第2号，221-244頁。
- 小学館国語辞典編集部（2001）『日本国語大辞典第2版』第2巻，小学館，1011頁。
- 新村出編（2008）『広辞苑』第6版，岩波書店。
- 神道文化会（2013）『神道要語集宗教編』一般財団法人神道文化会，478頁，524-526頁。
- 郡司健（1995）「アカウントビリティの拡充と会計主体・会計構造」『會計』第147巻，第4号，61-71頁。
- 國學院大学日本文化研究所編（2013）『縮刷版神道事典』弘文堂。
- 國部克彦（1993）「社会理論としての会計研究（一）（二）クロスパラダイム研究の可能性」『會計』第143巻，第4号30-43頁，第5号，87-100頁。
- 國部克彦（1996）「複合概念・複合現象としてのアカウントビリティ」『會計』第149巻，第2号，30-42頁。

- 藪田稔, 橋本政宣編 (2004) 『神道史大辞典』吉川弘文館。
- 日本聖書協会 (1982) 『聖書』(『旧約聖書』1955年改訳, 『新約聖書』1954年改訳)。
- 中村元, 福永光司, 田村芳朗, 今野達, 末木文美士 (2002) 『岩波仏教事典第2版』岩波書店, 113頁。
- 向山敦夫 (1995) 「アカウントビリティの論理-社会関連情報開示の位置づけ-」『会計』第147巻, 第5号, 40-51頁。
- フランシス・ベーコン, 桂寿一訳 (1978) 『ノブス・オルガヌス (新機関)』岩波文庫。
- 藤本武 (2002) 「ハイデッガーの自然哲学について」『新潟青陵大学紀要』第2号, 93-105頁。
- 平出昌嗣 (2007) 「文化と宗教-キリスト教と神道-」『千葉大学教育学部研究紀要』第55巻, 193-198頁。
- 前田達郎 (1968) 「F・ベーコンの自然観」『哲学』第18巻, 169-181頁。
- マルチン・ハイデガー, 桑木務訳 (1991) 『存在と時間 (上)』岩波文庫。
- 森田真円, 釈徹宗 (2013) 『浄土真宗はじめの一步』本願寺出版。
- 山折哲雄 (1999) 『宗教の力』PHP新書。
- 山折哲雄 (2007) 「経済教室 東洋流見えざる手追求」『日本経済新聞』5月1日付, 朝刊。
- 山上達人 (1996) 「環境会計とアカウントビリティ-アカウントビリティ概念の社会的拡充をめぐる-」『企業会計』第48巻第9号, 43-49頁。
- 山上達人 (1999) 『環境会計入門-環境会計の基本問題を考える-』白桃書房。
- 山口正春 (2013) 「西洋の自然観とその問題点」『政経研究』第49巻, 第4号, 257-283頁。
- 吉田喜久子 (2011) 「科学技術文明の日本人の自然観」『人間と環境』第2巻, 1-20頁。

<謝辞> 本稿の改善には, 本誌編集委員長坂上学先生ならびにお二人の査読者の先生より貴重なご教示を賜りました。心よりお礼申し上げます。

(筆者: 埼玉学園大学経済経営学部教授)

(2017年8月18日 採択)

【研究論文】

制度的観点に基づく持続可能性報告の研究動向

大 西 靖

論文要旨

社会環境報告に対する正統性理論の説明では、企業の環境汚染によって危機に陥った組織の正統性を回復するための方策として情報開示を行うことが、主に想定されてきた。しかしながら、現在では持続可能性報告の分析に際して、新制度派組織論に基づく研究が蓄積されつつある。そこで、本稿ではこのような新制度派組織論に基づく持続可能性報告の研究を分析することを通じて、持続可能性報告の実践における正統化が何を意味するかを明らかにする。

1 背景と問題

持続可能性会計の研究領域では、価値判断を伴うような持続可能性に関連する問題を、どのようにして会計学において扱うかという問題が継続的に議論されている (Bebbington and Larrinaga, 2014)。他方で、持続可能性報告の実践面に着目すると、複数のガイドラインを背景として持続可能性報告書が多くの企業によって発行されており、開示実践として定着しつつある。このような状況は、社会環境報告の主要な説明理論のひとつとして位置づけられてきた正統性理論 (Deegan, 2002; 2007) を通じて説明することが可能であろうか。

正統性理論では、「企業の情報開示は、(経済, 社会, および政治的な) 環境要因に反応するものであるとともに、情報開示は諸行為を正統化する」(Guthrie and Parker, 1989) ことが主張される。正統性理論では、組織論で研究が進められている組織の正統性 (organizational legitimacy) を援用している (Deegan, 2007)。

組織の正統性については、Dowling and Pfeffer (1975) および Suchman (1995) が定義するように、ある組織の行為が、その組織を包含する社会の価値観と整合している状態であると考えられている。そこで、正統性理論では、広範な社会的価値観と反するような行動を企業が行ったと考えられた場合には、その組織が正統性を喪失する危険があることを、社会契約を援用しながら説明している (Deegan, 2007; Lindblom, 1993)。以上の前提をもとに、正統性理論を利用

キーワード：社会環境報告 (social and environmental reporting), 持続可能性 (sustainability), 正統性 (legitimacy), 制度 (institution)

した実証研究では、主に環境負荷量および環境負荷業種といった環境汚染に関連する特性を組織の正統性に対する危機の原因と想定するとともに、環境情報開示との関連を探究してきた¹⁾。

ところが、持続可能性概念は、Gray (2010) および Bebbington and Larrinaga (2014) が指摘する通り、本質的に価値判断および利害対立を含む問題であるため、何が正統であるのかは必ずしも明確ではない²⁾。そうであるならば、現在の持続可能性報告をとりまく状況は、正統性理論で想定されている正統性概念を、少なくとも部分的には超えていると解釈する余地がある。

その一方で、企業による持続可能性報告が、正統性という制度的な側面と無関係に行われているとは言い切れない。たとえば、社会環境報告書の多くは、環境省 (2012) および GRI (2013) などの報告ガイドラインを参照して作成されている。さらに、自発的情報開示理論にもとづく研究でも、社会政治的規範が開示コストに関連することを指摘しており (Li *et al.*, 1997), そうであれば正統性がどのようにして形成されているのかという問題は、やはり重要な問題として提起される。そのため、企業による報告内容の決定は様々な制約から完全に独立しているとは言えず、何らかの制度的な環境 (Meyer and Rowan, 1977) の中で正統化に向けての圧力を受けている可能性がある。

この点について、Gray *et al.* (1996) は制度的な観点からの正統性理論の説明に言及しており、Deegan (2002) は正統性理論に制度的観点を理論的に接合する必要性を主張している。さらに、近年の社会環境報告に関する経験的な研究でも、新制度派組織論を援用して、情報開示項目の類似性すなわち同型化 (isomorphism) に着目して、社会環境報告の実践が制度化されつつあることを指摘する研究が出現しつつある (たとえば De Villiers and Alexander, 2014)。そこで、本稿では、これらの新制度派組織論に基づく持続可能性報告の研究の展開を明らかにすることを通じて、持続可能性報告の実践で想定される正統性が何かを検討することを目的とする。

第2節では、新制度派組織論において正統性がどのように形成されるのかについて、検討を行う。第3節では、新制度派組織論における同型化を援用した持続可能性報告の研究をレビューする。そして、第4節において結論と今後の研究課題を述べる。

2 組織フィールドと同型化

新制度派組織論の観点からは、制度とは「規制的、規範的、および文化認知的な諸要素によって構成されており、関連する諸活動および諸資源とともに、社会的生活に対して安定性と意味を提供するもの」(Scott, 2008, p. 48) と定義される。ここで注意をしておく必要があるのは、新制度派組織論における制度とは、必ずしも規制にもとづく制度に限定されたものではないことである。すなわち、規範にもとづく制度や、あるいは文化認知的な観点から当然視されるような行為や構造も制度に含まれている。また、組織の正統性は、新制度派組織論の観点からは、「規則

や法律との調和、規範的な支持、あるいは文化認知的枠組みとの整合性についての知覚を反映する条件」(Scott, 2008, p. 59)であるとともに「外部者に対して可視的な方法で展示される象徴的価値」(Scott, 2008, p. 60)として位置づけられる。

新制度派組織論における特徴的な仮説として、組織フィールド内部の組織による制度的同型化を挙げることができる (DiMaggio and Powell, 1983)。組織フィールドは新制度派組織論における重要な概念でありながらも、その内容については議論が錯綜している³⁾が、「共通の意味体系を持つとともに、フィールド外部者よりも頻繁かつ決定的に相互作用するような諸組織の共同体」(Scott, 1995, p. 56)という定義が一般的である。さらに、フィールドという言葉の利用に際して、DiMaggio (1983) は、Bourdieu (1975) における学术界などの界概念を引用しており、共通の目的を持ちながらも戦略と対立の場であることを強調している。

DiMaggio and Powell (1983) は、組織フィールドを構成する組織の例として、サプライヤー、資源や製品の消費者、規制主体、および競合他社を挙げており、ある産業を対象として組織フィールドを設定することが可能である。しかし、DiMaggio (1983) は、組織フィールドは必ずしも産業に限定されないことを指摘している。さらに、Hoffman (1999) は、化学産業を対象としながらも、その中で環境問題という特定の問題 (issue) の周辺にフィールドが形成されることを指摘している。

組織フィールドの定義は、分析者の関心に依存する (DiMaggio, 1983) と共に、そのフィールドがコンテキストを提供するように構造化されているかが問題となる (DiMaggio and Powell, 1983)。この点について、DiMaggio (1983) は Giddens (1979) の構造化理論を援用して、組織フィールドの構造化プロセスを説明している。

その結果として、特定の産業や NPO などの組織フィールド内部に存在している企業は、競争の結果としてだけでなく、制度的な諸力によって他組織に類似すなわち同型化することが主張される (DiMaggio and Powell, 1983)。特に DiMaggio and Powell (1983) は、同型化の形態として、強制的同型化、規範的同型化、および模倣的同型化を挙げている。

強制的同型化とは、法規制や組織成員からの強制に適合した結果としての同型化を意味している。規範的同型化とは、特に専門職による規範に基づく同型化である。また、模倣的同型化とは、不確実な状況において、成功した他組織⁴⁾を真似ることによって諸組織が同型化することを示している (DiMaggio and Powell, 1983)。これらの同型化を通じて、諸組織がフィールド内部における、規制、規範、あるいは文化認知的な観点における正統性を獲得することが可能であるという点が、新制度派組織論における重要な含意であると考えられる (たとえば Scott (2008) を参照)。

近年の新制度派組織論では、諸組織が一様に同型化に向けての行動をとるという仮説が複数の研究者から批判されている (たとえば Lounsbury, 2008)。しかしながら、それらの批判も含めて、同型化するか否かという問題は、現在でも新制度派組織論の中心的な問題関心のひとつとし

て取り上げられている（たとえば Boxenbaum and Jonsson, 2008; Deephouse and Suchman, 2008）。

ここまで示したとおり、新制度派組織論では、組織フィールドを分析の境界として設定するとともに、フィールド内部の組織間の相互作用が注目される。そして、そのフィールド内部における正統性の保持との関連において同型化が有力な方策として提示される。

以上の点より、新制度派組織論と正統性理論では、正統性を維持するために、組織が価値観を整合させるべき外部環境の範囲が異なっていることがわかる。すなわち、伝統的な正統性理論においては、社会契約が引用されており（Deegan, 2007）、この場合には組織の外部環境は社会全体であることが想定される。ところが、新制度派組織論においては、組織フィールドが境界として設定されているため、社会全体よりも狭い範囲の価値観に対して、組織が正統化を試みる可能性がある⁹⁾。

したがって、諸組織が参照する価値観は、フィールド固有のコンテキストに基づく価値観となり、環境汚染のように社会全体からの大きな圧力が存在していない場合であったとしても、組織が所属している産業における規範あるいは競合他社の動向などによって、正統化を行う動機が存在しうると考えることが可能である。

3 持続可能性報告に関する研究の検討

新制度派組織論にもとづく正統性概念は、社会環境報告の研究においても、少数ではあるものの、検討が行われつつある。そこで、本節では新制度派組織論に基づいて企業間の同型化あるいは模倣行動に関する研究を検討する。

まず、Aerts *et al.* (2006) は、環境報告書の内容に関する業種内部の同型化すなわち同業他社への模倣行動を、経年データを用いて実証している。そこでは、環境報告書の各項目について、まず個別企業の情報開示量の国別の業種内平均に対する偏差の絶対値を、国別の業種内標準偏差で除したスコアを計算して、これを非類似性（dissimilarity）スコアとした。さらに、各企業の非類似性スコアの合計を、サンプル内の非類似性スコア合計の最大値から控除することによって、類似性インデックスを計算している。Aerts *et al.* (2006) は、この個別企業の類似性インデックスに対する、模倣対象となる同業他社の参照グループ（reference group）の類似性インデックス、メディアへの露出、および産業の集中度による影響を OLS 回帰により分析した。その結果、参照グループの類似性および産業集中度が業種内の模倣を促進すると共に、メディアへの露出は業種内部の模倣を減少させることを発見した。このように、Aerts *et al.* (2006) は、業種内部における模倣の進展を通じた環境報告の制度化を指摘している。

次に、Fortanier *et al.* (2011) は、グローバルな多国籍企業における CSR 報告を対象として、

報告に関連するグローバル標準（GRI, ILO, グローバルコンパクトや ISO14001 など）と、企業の出身国の特性が及ぼす影響を、順序ロジスティック回帰を用いて分析した。さらに、グローバル標準の採用企業と非採用企業のそれぞれにおける、情報開示量の分散および変動係数の比較を通じて、採用企業の方が情報開示量の分散および変動係数が概して小さいことを指摘した。その結果として、Fortanier *et al.* (2011) は、CSR 報告実践がグローバルな調和化 (harmonization) が進展していることを主張している。

第3に、Nikolaeva and Bicho (2011) は、CSR 報告書における GRI ガイドラインの普及プロセスを経年で実証した。そこでは、離散ハザードモデルを利用して、特定年度における GRI ガイドラインの採用の有無に対する、同業他社および産業間全体の GRI 採用率などとして定義された競争圧力、および企業の CSR 活動のメディア言及数などのメディア露出圧力の影響を分析した。その結果として、Nikolaeva and Bicho (2011) は、競争圧力およびメディア露出圧力が企業における GRI の採用に影響していることを発見している。

第4に、De Villiers and Alexander (2014) は、南アフリカとオーストラリアの鉱業に属する企業の CSR 報告書について、規模を調整したサンプルの開示項目を国際比較した。その結果として、30 項目にわたる開示項目の中で 29 項目までが分散分析の結果としてスコアの差を見いだせなかった。さらに、それぞれの報告書の記述の検討および従業員の学歴や資格および保証サービスなどを検討した。これらの結果をもとに、De Villiers and Alexander (2014) は、CSR 報告の国際的な同型化を主張している。

最後に、Higgins *et al.* (2015) は、前述の4つの研究とは異なり、GRI ガイドラインに適合するような報告を行っていない企業を対象としたインタビュー調査に基づく研究である。Higgins *et al.* (2015) は「持続可能性報告などの組織活動は、管理者によって慎重な確信に満ちたものではなく、時間の経過によるフィールドの相互作用で構築された、フィールドレベルの期待に対する反応である」(Higgins *et al.*, 2015, p. 2) であることを強調して、GRI ガイドラインへの非適合企業 23 社に対して半構造化インタビューを行うとともに、その内容の記述的な分析を通じて相互作用のパターン、および実質的な同型化を検討している。その結果、Higgins *et al.* (2015) は、GRI に適合するような持続可能性報告の実践が、持続可能性報告にかかわる問題 (issue) ベースのフィールドに制限されていることを指摘している。

以上の研究が指摘するとおり、社会環境報告の制度的側面に注目した研究においては、報告書の同型化の有無に関する問題に関心が持たれている。Aerts *et al.* (2006) は、産業内部における環境報告の同型化を検証しており、Fortanier *et al.* (2011)、Nikolaeva and Bicho (2011)、および De Villiers and Alexander (2014) は、GRI のような国際的ガイドラインによる持続可能性報告の普及、および国際的な同型化の進展に注目している。他方で、Higgins *et al.* (2015) は、社会環境報告が必ずしも一様に普及しているのではないことを指摘している。

4 結論と課題

本稿では、新制度派組織論に基づく正統性の再検討が、持続可能報告の実践をどのように説明することが可能であるかについて検討を行った。まず、正統性理論における、環境汚染に伴う企業の正統性の回復手段としての情報開示という想定が、近年の社会環境報告の実践に説明することに対する限界を指摘した。そして、このような従来の正統性理論の抱える限界を克服するためには、組織の正統性を何が規定するのかという問題に対して、より検討を行う必要性を主張した。

そこで本稿では、組織の正統性を規定する理論として、新制度派組織論にもとづく組織の同型化 (DiMaggio and Powell, 1983) という仮説に注目した。DiMaggio and Powell (1983) は、ある組織フィールドにおける個別組織が、制度的な支持を獲得するための主要な方法として、明示的な効率性とは別の理由で、すなわち強制、規範、あるいは成功組織の模倣のいずれかによって、他の組織に類似するようになることを主張している。

社会環境報告の同型化は、社会環境会計に関連する分野における近年の研究でも、十分に多いとは言えないながらも注目されている。そこで本稿では、社会環境報告に対して制度的な観点を援用して分析を行った複数の研究を提示して、その概略を明らかにした。その結果として、これらの研究の複数で、開示量および開示の質ではなく、開示項目の偏差や分散に注目して、類似性を測定すると共に、その類似性が特定の範囲において高まることを発見していることを明らかにした。

これらの研究は、企業の社会環境報告の論拠としての正統化に向けての圧力が、必ずしも環境汚染のような特定の事象に限定されるわけではなく、同業他社の動向など様々な側面で存在することを主張している。したがって、これらのフィールドや同型化などの新制度派組織論にもとづく概念を援用することによって、従来の正統性理論とは、特に正統性の境界という点において異なる説明を行うことが可能であると考えられる。この点は、正統性理論における理論的背景を補強および拡張するものとして位置づけることが可能であろう。

ただし、近年の新制度派組織論では、DiMaggio and Powell (1983) が提示した同型化の仮説が、必ずしも全ての組織に対して均一的に進行することが含意されているわけではない (Lounsbury, 2008)。すなわち、組織フィールド内部における企業の同型化の程度には差異が存在しており、特に近年の新制度派組織論では、少なくとも2つの観点から、その差異の原因を説明することが可能である (Lounsbury, 2008)。第1の説明は、Oliver (1991) などで主張される戦略的な観点である。第2の説明は、同一のフィールドであったとしても、複数の論理を内包しているという制度ロジックの考え方である⁶⁾。

環境経営において制度ロジックに注目することの重要性は Greenwood *et al.* (2015) で指摘されているが、社会環境報告の実践を対象とした研究は、現段階において十分に行われているとはいえない。ただし、たとえば、日本の社会環境報告に関連する制度として、多数のガイドライ

ンや原則が存在しており、これら複数のガイドラインや原則が単一の社会環境報告書において参照されている点は、注目すべきであろう。

日本の社会環境報告に関連する制度ロジックの詳細を経験的に分析することは、本稿の範囲を超えるものである。しかしながら、持続可能性という非常に曖昧な概念にもとづく、具体的な社会環境報告の実践を分析する際には、同型化や組織フィールド、および制度ロジックといった新制度派組織論で提示された諸概念を利用することによって、理解をさらに深めることが可能になると考えられる。

注

- 1) たとえば Patten (2002), Mobus (2005), Cho and Patten (2007), Aerts and Cormier (2009), Cho *et al.* (2012) を参照されたい。他方で、正統性理論とは逆の仮説を想定している自発的情報開示理論にもとづく研究も行われており、環境報告と環境パフォーマンスの関連について結論は収束していない（大西・野田, 2013）。
- 2) 持続可能性会計に関連する外部コストの計算は、フルコスト会計の領域で研究が進められているが、金額換算の妥当性が問題とされている（Antheaume, 2004; Bebbington *et al.*, 2007; Bebbington and Larrinaga, 2014）。
- 3) 詳細は、たとえば Wooten and Hoffman (2008), Greenwood *et al.* (2015) および鈴木 (2009) を参照されたい。
- 4) 他方で先行的な実践を行う組織は制度的企業家 (Garud *et al.*, 2007) と位置づけられる。
- 5) ただし、組織フィールドの範囲は分析者の関心に依存するため、特定の国といった分析レベルで組織フィールドを設定することも可能であろう (DiMaggio and Powell, 1983)。
- 6) 制度ロジックに関連する議論は、松嶋・早坂 (2017) も参照されたい。

参考文献

- Aerts, W., Cormier, D. and Magnan, M. (2006) "Intra- Industry Imitation in Corporate Environmental Reporting: An International Perspective," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 25, Issue 3, pp. 299-331.
- Aerts, W. and Cormier, D. (2009) "Media Legitimacy and Corporate Environmental Communication," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, Issue 1, pp. 1-27.
- Antheaume, N. (2004) "Valuing External Costs- From Theory to Practice: Implications for Full Cost Environmental Accounting," *European Accounting Review*, Vol.13, No.3, pp. 443-464.
- Bebbington, J., Brown, J. and Frame, B. (2007) "Accounting Technologies and Sustainability Assessment Models," *Ecological Economics*, Vol.61, No.2, pp. 224-236.
- Bebbington, J. and Larrinaga, C. (2014) Accounting and Sustainable Development: An Exploration, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.39, pp. 395-413.

- Boxenbaum, E. and Jonsson, S. (2008) "Isomorphism, Diffusion and Decoupling," in Greenwood, R., Oliver, C. Sahlin, K. and Suddaby, R. (Eds.) *The SAGE Handbook of Organizational Institutionalism*, Sage, pp. 78-98.
- Bourdieu, P. (1975) "The Specificity of the Scientific Field and the Social Conditions of the Progress of Reason," *Social Science Information*, Vol. 16, No. 5, pp.19-47.
- Cho, C.H. and Patten, D.M. (2007) "The Role of Environmental Disclosures as Tools of Legitimacy: A Research Note," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 32, Issues 7-8, pp. 639-647.
- Cho, C.H., Freedman, M. and Patten, D.M. (2012) "Corporate Disclosure of Environmental Capital Expenditures: A Test of Alternative Theories," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 25, No. 3, pp. 486-507.
- Deegan, C. (2002) "Introduction: The Legitimizing Effect of Social and Environmental Disclosures- A Theoretical Foundation," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 15, No. 3, pp. 282-311.
- Deegan, C. (2007) "Organizational Legitimacy as a Motive for Sustainability Reporting," in Unerman, J., Bebbington, J. and O'Dwyer, B. (Eds.) *Sustainability Accounting and Accountability*, Routledge, pp. 127-149.
- Deephouse, D. L. and Suchman, M.C. (2008) "Legitimacy in Organizational Institutionalism," in Greenwood, R., Oliver, C. Sahlin, K. and Suddaby, R. (Eds.) *The SAGE Handbook of Organizational Institutionalism*, Sage, pp. 49-77.
- De Villiers, C. and Alexander, D. (2014) "The Institutionalisation of Corporate Social Responsibility Reporting," *The British Accounting Review*, Vol. 46, No. 2, pp. 198-212.
- DiMaggio, P.J. (1983) "State Expansion and Organizational Fields," in Hall, R.H. and Quinn, R.E. (Eds.) *Organizational Theory and Public Policy*, Sage, pp. 147-161.
- DiMaggio, P.J. and Powell, W.W. (1983) "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociological Review*, Vol. 48, No. 2, pp. 147-160.
- Dowling, J. and Pfeffer, J. (1975) "Organizational Legitimacy: Social Values and Organizational Behavior," *Pacific Sociological Review*, Vol. 18, No. 1, pp. 122-136.
- Fortanier, F., Kolk, A. and Pinkse, J. (2011) "Harmonization in CSR Reporting: MNEs and Global CSR Standards," *Management International Review*, Vol.51, No.5, pp. 665-696.
- Garud, R., Hardy, C. and Maguire, S. (2007) "Institutional Entrepreneurship as Embedded Agency: An Introduction to the Special Issue," *Organizational Studies*, Vol. 28, Issue 27, pp. 957-969.
- Giddens, A. (1979) *Central Problems of Social Theory: Action, Structure, and Contradiction of Social Analysis*, University of California Press.
- Gray, R. (2010) "Is Accounting for Sustainability Actually Accounting for Sustainability ... and How Would We Know? An Exploration of Narratives of Organizations and the Planet," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.35, Issue 1, pp.47-62.
- Gray, R., Owen, D. and Adams, C. (1996) *Accounting and Accountability: Changes and Challenges in Corporate Social and Environmental Reporting*, Prentice Hall (山上達人監訳『会計とアカウンタビリティ：企業社会環境報告の変化と挑戦』白桃書房)。

- Green Reporting Initiatives (GRI) (2013) *Sustainability Reporting Guidelines: Reporting Principles and Standard Disclosures*, Global Reporting Initiatives.
- Greenwood, R., Jennings, P.D. and Hinings, B. (2015) "Sustainability and Organizational Change: An Institutional Perspective," in Henderson, R., Gulati, R., and Tushman, M. (Eds.) *Leading Sustainable Change: An Organizational Perspective*, Oxford University Press, pp. 323-355.
- Guthrie, J. and Parker, L.D. (1989) "Corporate Social Reporting: A Rebuttal of Legitimacy Theory," *Accounting and Business Research*. Vol. 19, No. 76, pp. 343-352.
- Higgins, C., Stubbs, W. and Milne, M. (2015) "Is Sustainability Reporting Becoming Institutionalised? The Role of an Issues- Based Field," *Journal of Business Ethics*, (early access online) <http://dx.doi.org/10.1007/s10551-015-2931-7>.
- Hoffman, A.J. (1999) "Institutional Evolution and Change: Environmentalism and the U.S. Chemical Industry," *Academy of Management Journal*, Vol.42, No.4, pp.351-371.
- Li, Y., Richardson, G.D. and Thornton, D.B. (1997) "Corporate Disclosure of Environmental Liabilities Information: Theory and Evidence," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 14, No. 3, pp. 435-474.
- Lindblom, C.K. (1993) "The Implications of Organizational Legitimacy for Corporate Social Performance and Disclosure," in Gray, R., Bebbington, J. and Gray, S. (Eds.) (2010) *Social and Environmental Accounting*, Sage Library Series, Vol. 2, Sage, pp. 51-63.
- Lounsbury, M. (2008) "Institutional Rationality and Practice Variation: New Directions in the Institutional Analysis of Practice," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 33, Issues 4-5, pp.349-361.
- Meyer, J.W. and Rowan, B. (1977) "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol. 83, No. 2, pp. 340-363.
- Mobus, J.L. (2005) "Mandatory Environmental Disclosures in a Legitimacy Theory Context," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 18, No. 4, pp. 492-517.
- Nikolaeva, R. and Bicho, M. (2011) "The Role of Institutional and Reputational Factors in the Voluntary Adoption of Corporate Social Responsibility Reporting Standards," *Journal of the Academy of the Marketing Science*. Vol. 39, Issue 1, pp. 136-157.
- Oliver, C. (1991) "Strategic Responses to Institutional Processes," *Academy of Management Review*, Vol.16, No.1, pp.145-179.
- Patten, D.M. (2002) "The Relation between Environmental Performance and Environmental Disclosure: A Research Note," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 27, Issue 8, pp. 763-773.
- Scott, R.W. (1995) *Institutions and Organizations*, Sage (河野昭三, 板橋慶明訳『制度と組織』税務経理協会) .
- Scott, R.W. (2008) *Institutions and Organizations 3rd Edition: Ideas and Interests*, Sage.
- Suchman, M.C. (1995) "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches," *Academy of Management Review*, Vol. 20, No.3, pp. 571-610.
- Wooten, M., and Hoffman, A.J. (2008) "Organizational Fields: Past, Present and Future," in Greenwood, R., Oliver, C., Sahlin, K. and Suddaby, R. (Eds.) *The SAGE Handbook of Organizational Institutionalism*, Sage.

大西靖・野田昭宏 (2014) 「社会環境情報開示における定量的研究の展開」『国民経済雑誌』第 210 巻第 1 号, 43-53 頁。

環境省 (2012) 『環境報告ガイドライン (2012 年版)』環境省。

鈴木新 (2009) 「社会学的新制度論を用いた会計研究の理論的変遷」『社会関連会計研究』第 21 号, 53-64 頁。

松嶋登・早坂啓 (2017) 「市場取引の神々：計算と交換を支える制度ロジックスの超越と内在」國部克彦・澤邊紀生・松嶋登編『計算と経営実践：経営学と会計学の邂逅』所収, 有斐閣, 63-79 頁。

謝辞：本稿の作成にあたり，匿名のレフリーの先生方による助言に御礼申し上げたい。なお，本稿は科学研究費補助金（基盤研究（C），課題番号：26380635）による研究成果の一部である。

（筆者：関西大学大学院会計研究科教授）

（2017 年 8 月 16 日 採択）

【研究論文】

米国 ESOP の導入と企業業績への効果

暮石 秀樹

論文要旨

本稿は、米国で普及している ESOP (Employee Stock Ownership Plan: 従業員株式所有制度) の導入が企業業績に与える影響を検証した先行研究を文献レビューによって、その効果を明らかにすることを目的としている。

ESOP は米国で誕生して以降、多様な目的で上場・非上場企業において導入が進んでおり、ESOP 導入による企業業績への影響が検証されている。一般的には、ESOP の導入は業績の改善につながると考えられているが、ESOP の導入それのみによっては、業績は改善しない。ESOP を通じたオーナーシップの共有と従業員による経営への積極的な参画がある場合において、企業業績は改善する。この結果は、非上場企業において最も当てはまっており、非上場企業における ESOP の導入は肯定的な結果が得られている。これに対して、上場企業における ESOP 導入の効果は、肯定的・否定的な結果が混在した結果となっている。

1 はじめに

米国では、確定拠出型年金の一形態である ESOP が広く普及している。ESOP とは、全額企業拠出によって退職従業員に対して無償で自社株式を給付する制度である。この ESOP は、法律家・経済学者であった Louis O. Kelso が考案した。Kelso は ESOP によって、資本の分配を労働者にまで拡大し、富の再分配を公平にして富の偏在を是正すると同時に、資本所有を通じた従業員の主体的な経営への参加によって企業を成長させ、ひいては、より良い社会づくりを目指した (Kelso and Adler, 1958; 本山, 2003)。米国政府も、当時の富の偏在や米国企業の生産性や収益性を改善する手段として ESOP の普及を後押しした。

この Kelso の理念をもとに、現在、社会に対する ESOP 導入の効果を実証的に明らかにしようとする研究が米国で実施されているが、未だ道半ばである。しかしながら、ESOP 導入による従業員や企業業績への影響を検証した研究は進展しており、ESOP の導入が社会に与える効果を検証するための基礎的な研究は着実に積み上がっている (Freeman, 2007)。

キーワード：ESOP, 従業員 (Employee), 企業業績 (Corporate Performance)

ESOPは、米国の経済・社会の変化に対応して、多様な目的を持って上場・非上場企業において導入が拡大したことから、ESOPの導入が企業業績の改善に結びついているかとの疑問が呈されるようになったために、米国では1980年代から本格的にその効果の検証が行われている。そのため、米国ではESOPの導入が企業業績に与える影響に関する研究の蓄積がされてきたが、一方、日本国内ではこうした知見の蓄積は薄く、十分には伝えられてこなかった可能性がある（大湾・加藤・宮島，2017）。また近年、米国ESOPを参考に開発された日本版ESOPが上場企業を中心に拡大しているが、この日本版ESOP導入による企業業績への影響を検証した研究も進展していない。

このため、米国ESOPの導入が企業業績に与える効果を明らかにすることは、日本国内でこのような研究の知見を蓄積するのと同時に、今後、その知見に基づいて日本版ESOP導入による効果を検証するためにも意義があると考えられる。そこで本稿は、米国ESOPの導入が企業業績に与える効果を文献のレビューを通じて明らかにすることを目的とする。

ESOP導入と業績への効果を検討するにあたり、次章でESOPの定義や導入の経緯など全体的な概要を示し、第3章ではESOPの導入が業績に与えるプロセスを明らかにする。そして、第4章においてESOP導入による業績への影響に関する先行研究をレビューする。終章として、先行研究結果からESOP導入による企業業績への効果に関する結論を示す。

2 ESOPの概要

ESOPは、1974年の従業員退職所得保障法（Employee Retirement Income Security Act）及び内国歳入法（Internal Revenue Code）によって、『主として適格な雇用者会社株式に投資する』確定拠出型年金信託の一形態（黒田，1999，p. 109）として法的位付けが与えられている。このESOPは、原則的には全従業員を対象に全額企業拠出によって、退職時に無償で従業員に自社株式を給付することから、「企業が従業員の報酬制度として導入する企業の拠出（損金扱い）による従業員への税制優遇自社株分配制度（本山，2008，p. 206）」であると定義づけられる。

ESOPのスキームでは、企業は従業員のために信託を設定し、当該信託に対して現金又は自社株式を拠出する。拠出が現金の場合、信託は市場又は企業から株式を取得する。ESOPが取得した株式は、信託内の仮勘定に一旦割り当てられる。その後、企業が定める基準に従って各従業員の勘定に分配され、退職時に株式又は同等の現金が従業員に給付される。

ESOPには、信託が取得する株式の取得資金を企業の保証の下に金融機関から借入れを行い、当該資金を用いて自社株式を取得するLeveraged ESOPと借入れを利用しないNon-Leveraged ESOPの2形態が存在する。Leveraged ESOPの借入金の返済については、企業拠出やESOPが保有する株式に対する配当金を原資として返済が行われることとなる。

Kelso は、資本主義システムが不用意に用いられる時に起きる一部の富裕な者による独占的な株式保有を通じた富の一極集中に懸念を抱き、これがもたらす社会構造に対する破壊的な挑戦から資本主義を救済する手段として ESOP を提示した（深澤，2007；菅，2009）。Kelso は、この ESOP を通じて、従業員による株式保有を通じた富の再分配による平等化を実現し、かつ資本所有を通じた従業員の主体的な経営参加によって企業を成長させ、より良い社会づくりを目指したと考えられる（本山，2003；深澤，2007）。この Kelso の理念に民主党上院議員の Russel Long は共鳴し、Long の強力な後押しによって、ESOP に法的位置づけや様々な税制優遇措置が与えられ、米国では ESOP が普及することとなった。

また、米国政府が ESOP を推進した理由として、当時の米国の生産性の上昇が相対的に低いことが懸念されていたため、ESOP の普及を図った経緯も存在している（U.S. GAO, 1986）。ESOP は、退職時に従業員に株式を交付することから、その間の企業価値の増大に伴う利益を従業員が享受できるために、従業員のモラルを高揚させると同時に労働生産性の向上を図るという長期的なインセンティブ・プランとして期待されている。米国政府は、この ESOP による純粋な従業員給付を通じて富の分配を公平にし、企業の生産性や収益性を向上させ、米国の経済成長を達成することを意図していた。

米国政府は、ESOP の導入を後押しするために一定割合を上限として、企業拠出や借入利息の損金算入、配当金の損金算入、事業継承を目的とした企業オーナーの株式売却益の課税の繰り延べ等の税制上の優遇措置を設けた。この税制優遇は、株主の富や業績を高めるとされているが（Chen and Kensinger, 1985; Chang, 1990）、企業は税制優遇を十分に活かしておらず、ESOP 導入の主要なインセンティブとはなっていない（Chaplinsky and Niehaus, 1990; Scholes and Wolfson, 1990; Dhillon and Ramirez, 1994）。

ESOP は税制優遇を目的とした導入以外にも、1980 年以降に多様な目的で普及することとなった。その 1 つに、1980 年代に米国で急増した敵対的買収への防衛策としての ESOP の導入が挙げられる。これは、ESOP は原則として全従業員を対象としており、また、在職中の株式の引き出しができないことから安定株主を確保する目的に適合しているために、買収防衛策としての効用が期待されたためである。実際、買収の脅威にさらされていた企業が ESOP 導入によって借入れを利用して大規模に株式を取得し、経営陣に友好的であると考えられる従業員に株式を付与することによって安定株主を確保すると同時に、企業の負債を増加させることによって企業の魅力を失わせ、買収の脅威から企業を防衛するために ESOP の導入が拡大した（Scholes and Wolfson, 1990; Beatty, 1995; Pugh, Oswald and Jahera, 1999）。

また同時期において、Chrysler や United Airlines といった経営危機に瀕した企業が、企業再建の必要性から労務費を削減するために大幅な賃金譲歩を従業員に迫る一方で、将来の企業再生に向けた株主と従業員の利害を一致させることによって、報酬の減額やリストラに耐える従業員に強いインセンティブを与える目的で ESOP を導入するケースも増加した（井潟・野村，2001；井

湯・菅, 2003; Menke and Buxton, 2010)。

これらの目的以外にも ESOP は、上場企業の非公開化 (Going-private) などの目的での導入も進んだが、現在は主として非公開企業を中心に事業継承の手段として ESOP の導入が進んでいる (Menke and Buxton, 2010)。

このように、ESOP は法的定義が付与されて以降、多様な目的で導入が拡大し、2014 年時点で ESOP のプラン数は約 6,608、加入者数は約 1,400 万人、資産残高は約 13,000 億ドルの規模を持つまでに拡大し、全米で普及している (U.S. DOL, 2016)。

Kelso は、公正な社会を希求して ESOP を考案したが、米国の経済・社会の変化に伴って、ESOP は敵対的買収防衛の手段等の多様な目的で導入が進んでいった。このような中で、研究者は ESOP が業績を改善させる手段として機能するかについて疑念を呈するようになり、ESOP 導入による業績への効果に関して実証的な研究が行われるようになった。

3 ESOP導入が企業業績に与える影響プロセス

一般的に、ESOP の導入を通じて従業員にオーナーシップを付与することにより、従業員は企業の成長に伴って利益を享受することが理解できるために、モチベーションやコミットメントが高められ、企業業績に正の影響を与えることが期待されている。しかしながら、オーナーシップの付与それ自体のみでは企業業績の改善にはつながらない (Pierce, Rubenfeld and Morgan, 1991; Kruse and Blasi, 1997; Iqbal and Hamid, 2000; Kruse, Freeman, Blasi, Buchele, Scharf, Rodgers and Mackin, 2004; Henry, Kavanaugh, Strecher and Chisholm, 2007; Rosen, 2014; Rosen and Rodgers, 2014)。

オーナーシップが業績の改善に結びつくためには、従業員がオーナーとして実質的な意思決定の権利を持って経営に参画することが求められる。これにより、経営に対する責任感が醸成されると同時に従業員満足も高められ、従業員の行動に正の影響を与えることとなり、従業員の帰属意識や勤労意欲の向上 (Long, 1978; Greenberg, 1980; Long, 1980; Klen, 1987; Levine and Tyson, 1990; Ben-Ner and Jones, 1995)、職務遂行能力の向上や離職率の低下につながり、財務指標の改善など企業業績に正の影響を与える (Pierce et al., 1991)。

この労働者からオーナーへの転換には、従業員がオーナーとしての責任を保持し、そして企業の成長に向けて自らの行動を貢献していくという、一朝一夕には育むことが困難な本物の所有者意識の醸成、すなわち従業員がオーナーのように考え、主体的に経営に参画することが可能な環境であるオーナーシップ・カルチャーの醸成が必要とされる (Rosen, 2014)。

オーナーシップ・カルチャーの醸成には、ESOP を通じたオーナーシップの共有と従業員による主体的な経営参画と共に (U.S. GAO, 1987; Conte and Svejnar, 1990; Levine and Tyson,

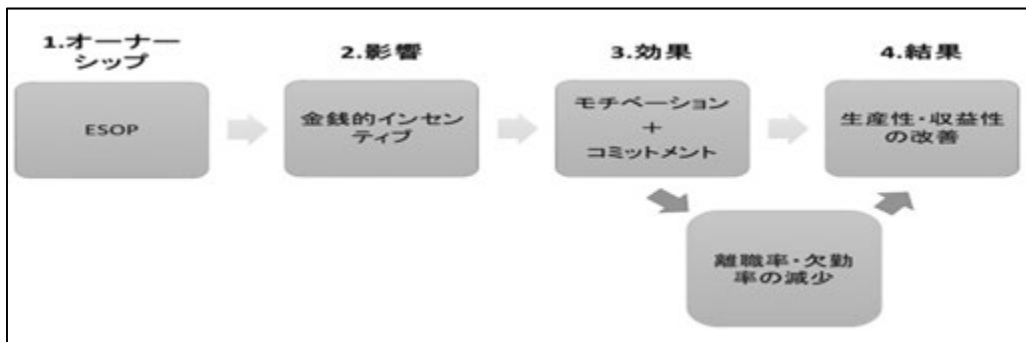
1990; Kruse et al., 2004; Rosen, 2014; Rosen and Rodrick, 2014), 従業員が意思決定をするために必要な財務情報や経営情報などの情報の共有と、それら情報の適切な理解のための従業員教育が必要とされる (OEOC, 1998; Teodosio, 1998)。これらが組み合わさった時に、ESOP の導入は高業績につながり、企業業績を改善させるための競争ツールとして機能する (OEOC, 1998; Teodosio, 1998; Rosen, 2014)。

以上を踏まえ、ESOP の導入が企業業績に与えるプロセスを概観すると、図表 1 に示すプロセスを経て、企業業績に直接的・間接的に影響を与えていくと考えられる。

企業は、従業員がオーナーとしての責任を持って経営への参画を可能にするために、従業員にオーナーシップを付与する。オーナーシップの付与により、従業員に勤労意欲を刺激する金銭的インセンティブを与えるのと同時に、組織へのコミットメントを高める。これによって、従業員は企業が成長すれば、保有株式価値の高まりや配当金を通じて金銭的利益を享受することが可能となるためにモチベーションが高められる。そして、動機づけられた従業員は、企業内で共有されている財務情報や経営情報等の情報を会計教育などの従業員教育を通じた適切な理解に基づいて、的確かつ自律的に意思決定に参画することによって、企業の生産性や収益性の改善に直接的な影響を与える。

また、企業に対するコミットメントの高まりは、間接的に離職率や欠勤率の低下につながり (Buchko, 1992, 1993; Doggett, 2002; Kruse, Blasi and Freeman, 2012), 企業が実施する従業員教育への投資を価値あるものにする。すなわち、製品や技術革新に対する投資の見返りは、職場で蓄積され、従業員に体化された暗黙知に依存していることから、離職率の低下は従業員教育投資からの長期的な見返りを増加させる可能性があり、間接的に企業の生産性や収益性を増加させる (Michie, Oughton and Bennion, 2002)。

図表 1 ESOP 導入が業績に与える影響プロセス



参考: Michie, Oughton and Bennion (2002, p. 6)

4 ESOP導入による企業業績への効果

米国 ESOP は、上場企業や非上場企業において幅広く導入されており、ESOP 導入による業績への効果については、ESOP 導入企業と ESOP を導入していない企業間の業績の比較、ESOP 導入前後の業績の比較、クロスセクション分析による研究が実施されている。

本節では、ESOP 導入による企業業績への影響を米国の研究や調査からの総合的な評価、そして、上場企業と非上場企業それぞれにおける ESOP の導入が企業業績に与える影響に関する先行研究のレビューを行う。

4.1 ESOP導入による企業業績への影響に関する総合的評価

ESOP 導入による企業業績への影響に関しては、米国では多くの研究が行われており、これら先行研究のレビューや調査が実施されてその評価が行われている。

ESOP の導入と企業業績に関する研究は、ESOP 導入によるオーナーシップの共有と従業員による経営への参画が組み合わさった場合に、企業業績の改善が報告されている (Conte and Svejnar, 1990; Levine and Tyson, 1990; Rosen, 1990; Rosen, 2014)。

そして、米国の過去 20 年間以上にわたる ESOP の導入が企業業績に与える影響に関する先行研究のメタ分析を実施した結果では、ESOP 導入企業は非導入企業に比べて平均的な生産性が 6.2%高く、ESOP 導入後の生産性も 4.4%高まっており (Kruse and Blasi, 1997; Kruse, 2002)、ESOP の導入は企業業績に対して正の関係を示すことが明らかにされている (Doucouliagos, 1995)。また、ESOP を含めた従業員所有制度の導入と企業業績の関係は、肯定的・中立的な結果で割れているとしながらも、ESOP が導入された年の生産性は平均して 4-5%改善しており、この高い生産性の水準は ESOP 導入後においても維持されている (Kruse, 2002)。さらに、ESOP 導入年時には従業員一人当たり売上高といった生産性が平均して 4-5%改善し、ESOP 導入後に平均して毎年 ROA (Return on Asset: 総資産利益率) が 2.7%、売上高も約 2.3-2.4%増加していると報告されている (NCEO, 2017a)。

ESOP の導入が企業業績の改善に結びつくとも報告されている一方で、ESOP の導入は、過少投資や非効率な意思決定、不十分な監督につながり (Bonin, Jones and Putterman, 1993)、United Airlines 等の企業が破綻に陥る事例が見られるようになった (Menke and Buxton, 2010)。このため、ESOP の導入は、従業員に生産性向上に対するモチベーションを与えず、非効率な経営を固定化する可能性もあることから、企業業績に影響を与えず、最終的には株主を害する可能性があるとも指摘されている (Nasar, 1989; Rubin, 1990)。実際、1978 年から 1986 年を通じた先行研究のレビューでは、ESOP の導入は業績の改善にはつながらないと結論づけられている (Weston, Chung and Hoag, 1990)。

このように、ESOP の導入と企業業績の関係については、混在した評価が示されている。しか

しながら、ESOP を含む従業員所有制度の導入と業績に関する多くの研究では、「従業員所有制度の導入が企業を害するとする証拠は存在していない (Blasi, 1988, p. 231)」と指摘されており、さらに、「ESOP と従業員所有制度に関する多くの研究は、圧倒的にプラスで大きく信頼できる (Freeman, 2007, p. 26)」として、ESOP 導入による業績への効果は、全体としては肯定的評価が示されている。実際に、Employee Ownership Foundation (2014) が 2000 年から 2014 年までに実施した長期的な調査でも、ESOP の導入は全体として生産性や収益性、株価を高めており、業績の改善につながっていることが明らかにされている。

4.2 上場企業におけるESOP導入の企業業績への影響

上場企業を対象にした研究は、財務情報や株価等の他の公開情報が利用可能なため、財務業績だけではなく、株価への影響や ESOP の導入を目的別に検証した研究も行われている。

ESOP 導入企業と ESOP 非導入企業間の比較に関しては、ESOP 導入企業は ESOP 非導入企業に比べて、売上高成長率や自己資本利益率、営業利益率、一株当たり純資産が高く (Wagner and Rosen, 1985)、株価も S&P500 を上回っている (Henry et al., 2007)。また、株主総利回りや ROA も高まっており、調査した企業の 60% 以上が ESOP 導入の公表後に株価が高まることが明らかにされている (Wah, 1999; Etkind and Godfrey, 2002)。

このような肯定的評価に対して、ESOP 導入企業は、トービン Q や売上高成長 (Faleye, Mehrotra and Morck, 2006)、資産及び資本並びに売上高のそれぞれに対する EBIT、税引き前利益、純利益の比率といった各収益性指標が悪化する傾向を示す結果も存在している (Livingston and Henry, 1980)。しかしながら、ESOP 導入企業は、トービン Q (Kim and Ouimet, 2008)、ROA や売上高利益率、総資産対営業キャッシュフロー比率が高く、ESOP の導入は業績に正の効果を与えている (Stretcher, Henry and Kavanaugh, 2006)。また、Livingston and Henry (1980) の研究は、①検証データ、②統計手法、③結論の提示に問題があるために研究の有効性が疑問視されており (Granados, 1983; Rosen, 1983)、ESOP の導入が業績の悪化につながるとは明らかにされていない (Livingston and Henry, 1983)。

ESOP 導入前後の業績の検証では、企業は ESOP 導入後に正の株価反応を示すと同時に (Cresson, 2007)、売上高成長が高まり (Kumbhakar and Dunbar, 1993)、投資利益率や ROA、従業員一人当たり売上高といった生産性や収益性に対して有意に正の影響を与える (Mitchell, Lewin and Lawler, 1990)。また、外部に大株主が存在している場合に、ROA やトービン Q が改善する結果も明らかになっている (Park and Song, 1995)。これらの結果と同様に、Hewitt Associates とノースウェスタン大学の共同調査では、企業は ESOP の導入によって、株主投資収益率や ROA、株価も高まり、調査対象企業の 82% の経営幹部は業績向上につながったと確信していることが明らかになっている (井潟・野村, 2001)。

ESOP 導入前後の検証では相対的に肯定的な結果が見られるが、ESOP 導入後に営業活動から

のキャッシュフローの観点から企業業績を検証した研究では、企業業績の改善が確認できない結果も存在している (Ducy, Iqbal and Akhige, 1997)。

上述したように、米国の先行研究には、ESOP 導入の目的が企業業績に与える影響を検証した研究が存在する。ESOP は、純粋な従業員給付を目的とした導入以外に、敵対的買収防衛や賃金譲歩等の目的で導入されており、これに対応して業績への影響が検証されている。

純粋な従業員給付を目的として ESOP を導入する場合、ESOP 導入後に雇用成長率や売上高成長、売上高利益率は高まり (Clark and Philippatos, 1997)、正の株価反応を示す (Chang, 1990; Chang and Mayers, 1992; Davidson and Worrell, 1994; Clark and Philippatos, 1997)。これに対して、産業調整後の結果、総資産回転率や売上高利益率、ROA が悪化する結果や (Davidson and Worrell, 1994)、従業員一人当たり売上高及びキャッシュフロー、総資産回転率といった生産性や ROA や売上高利益率、売上高キャッシュフロー比率等の収益性に影響を与えない結果も存在する (Borstadt and Zwirlein, 1995)。

しかしながら、Davidson and Worrell (1994) は、研究はサンプル数が僅少であり、短期間の検証であることから、必ずしも ESOP 導入による全体的な効果を示したものではないことを強調している。また、Borstadt and Zwirlein (1995) の研究では、産業調整前の結果は ESOP 導入後に生産性が概ね改善しており、従業員一人当たり売上高は統計的に有意な改善が明らかになっている。このため、純粋な従業員給付を目的とした ESOP の導入の場合、企業業績を改善させる可能性が考えられる。

敵対的買収防衛を目的に、企業の経営陣が自己保身の道具として ESOP を導入する場合、市場規律を乱すことから株主利益を害すると同時に、退職時に従業員が得られる株式は自社の株価に依存するために従業員の財産を危険にさらすことにつながるため、従業員のモチベーションの低下を招き、企業業績を害すると考えられる。

この敵対的買収防衛目的での ESOP の導入の場合、ESOP 導入後にごく短期的には業績を改善させるが、その一方で、財務レバレッジの増加や (Pugh, Oswald and Jahera, 2000; Pugh, Jahera and Oswald, 2005)、売上高成長率や雇用成長率、売上高利益率 (Clark and Philippatos, 1997)、ROA (Chang, 1990) を低下させ、株価も負の反応を示す (Chang, 1990; Gordon and Pound, 1990; Borstadt, Zwirlein and Brickley, 1991; Chang and Mayers, 1992; Dhillon and Ramirez, 1994; Cresson, 2007)。また、ESOP 導入後に、総資産回転率や従業員一人当たり売上高及びキャッシュフロー等の生産性や ROA や売上高利益率、売上高キャッシュフロー比率等の収益性 (Borstadt and Zwirlein, 1995)、株価 (Chaplinsky and Niehaus, 1994; Clark and Philippatos, 1997) に影響を与えない結果も存在する。

敵対的買収防衛を目的とした ESOP 導入による業績への影響は、株主価値に対してはせいぜい中立的で、多くのケースでは害する結果となっている。また同様に、生産性や収益性も悪化させる結果となっており、全体としては企業業績を悪化させる傾向を示している。

企業再建を目的に、労務費を削減するための賃金譲歩を従業員に求めるのと同時に、それに伴う従業員のモラルの低下を防ぐために ESOP を導入する場合、賃金譲歩による労務費の減少や従業員の経営参画によって、企業業績は高められると期待される。しかしながら、賃金譲歩が大規模であり、かつ、従業員の解雇を伴う場合、従業員のモラルは減退し、企業業績に対して負の影響を及ぼすとも考えられる。

賃金譲歩を目的として ESOP を導入する場合、市場では正の反応が報告されているが (Chang, 1990; Chang and Mayers, 1992), 反面、売上高成長率や従業員一人当たり売上高及びキャッシュフロー、総資産回転率といった生産性や ROA や売上高利益率、売上高キャッシュフロー比率等の収益性には影響を与えず (Borstadt and Zwirlein, 1995; Clark and Philippatos, 1997), 同様に、市場に影響を与えない結果も明らかになっている (Dhillon and Ramirez, 1994; Clark and Philippatos, 1997)。

賃金譲歩を目的として ESOP を導入する場合、企業業績への影響は混在した結果を示すが、その多くは企業業績の改善にはつながっていないことから、この目的での ESOP の導入は、企業の再建には成功していない (Menke and Buxton, 2010)。

このように、上場企業を対象にした ESOP 導入による企業業績への効果は、全体を通じて曖昧な結果となっている (Rosen and Rodrick, 2014)。しかしながら、ESOP の導入を目的別に検証した研究では、敵対的買収防衛や賃金譲歩目的での ESOP の導入は業績の改善にはつながらないが、純粋な従業員給付目的での導入の場合、業績改善の可能性が見られる。

4.3 非上場企業におけるESOP導入の企業業績への影響

NCEO (2017b) は、米国の非上場企業のデータは、売上高と従業員数以外は利用可能ではないため、生産性や利益、株価や ROA、その他の業績指標に依拠して研究することは基本的に不可能であると指摘している。そのため、非公開企業の ESOP の導入と業績の検証は、売上高や従業員一人当たり売上高、雇用成長といった限定的な検証が実施されている。

非上場企業における ESOP の導入と企業業績を検証した研究では、ESOP を導入する企業は、雇用成長率 (+2.4%) や売上高成長率 (+2.3%) が高まる結果が得られており、また、統計的に有意な結果は得られてはいないが、従業員一人当たり売上高 (+2.3%) も高まっており、企業業績の改善が明らかにされている (Blasi, Kruse and Weltman, 2013)。

この結果を裏付けるように、ESOP 導入企業は ESOP 非導入企業と比べて、雇用成長率が 2.78% 高く (Rosen and Klein, 1983), 同様に、雇用成長率が 3.4 倍、売上高成長率は 1.3 倍高まっており (Cohen and Quarrey, 1986), 従業員一人当たり売上高も平均して 8.8% 高いことが明らかになっている (Kramer, 2010)。また、統計的に有意性は得られていないが、税引前の売上高利益率は 1.7 倍高いと報告されている (Conte and Tannenbaum, 1978)。

ESOP 導入前後の業績を検証した結果においても、企業は ESOP 導入後に雇用成長率が 3.84%、

売上高成長率も 3.51%改善しており、対象企業の 73%は ESOP 導入後に業績が著しく改善する結果となっている (Rosen and Quarrey, 1987)。

また、単なる ESOP 導入の場合には、生産性 (付加価値を労働コストで割った比率) や ROA から見た収益性に影響を与えないが、従業員の意思決定への参画がある場合に生産性は高まり、企業業績の改善につながっている (U.S. GAO, 1987)。同様に、ESOP の導入と共に、従業員の経営参加の程度が高い場合、売上高成長率と雇用成長率が高くなることが報告されている (Winther and Marens, 1997)。さらに、従業員に会計情報を与えるのと同時に会計教育を施し、従業員の利益意識やコスト意識を高め、従業員による主体的な経営参画を促して企業を成長させることを目的とした経営手法である OBM (Open Book Management) を実践する ESOP 導入企業は、売上高成長が 2.21%、雇用成長率も 1.14%高まることが明らかになっている (NCEO, 2017c)。

このように、非上場企業における ESOP の導入が企業業績に与える効果に関しては、概ね肯定的な結果が示されている。そして、オーナーシップと共に従業員の経営への参画が存在している場合には、著しい業績の改善が見られることが明らかになっている。

5 結論

本稿は、ESOP 導入による企業業績への効果を明らかにするために、米国の先行研究を文献のレビューを通じてその効果を明らかにした。

ESOP の導入と企業業績への影響に関する研究の全体的な評価としては、ESOP の導入が企業を害するとする証拠はなく (Blasi, 1988)、企業業績に対して正の影響を与えていると評価されている。しかしながら、ESOP 導入による企業業績への影響を上場企業と非上場企業それぞれにおいて検証すると異なる結果が得られている。

上場企業を対象にした先行研究は、肯定的・否定的な結果が示されており、混在した結果となっている。そして、ESOP の導入を目的別に検証した研究では、敵対的買収防衛や賃金譲歩を目的とした ESOP の導入は、一時的な業績の改善が確認できるものもあるが、全体としては企業業績の改善には結びつかない結果となっている。これに対して、純粋な従業員給付を目的として ESOP を導入する場合には、企業業績に改善の可能性が見られる。

非上場企業における ESOP の導入が企業業績に与える効果に関しては、財務情報の制約のために、上場企業に対する研究よりは限定的な検証ではあるが、ESOP 導入によって売上高成長率や雇用成長率、従業員一人当たり売上高が高まり、ESOP 導入による企業業績の改善が確認されている。特に、ESOP を通じたオーナーシップの共有と従業員による経営への参画が存在している場合には、高い業績の改善につながることが明らかになっている。

以上の結果から、ESOP の導入と企業業績との関係は、上場・非上場企業においては一貫した結果は得られていないが、ESOP を通じたオーナーシップの共有と従業員の参加的な経営が結びつき、企業内にオーナーシップ・カルチャーが醸成される場合に、業績が大幅に改善することとなり、ESOP は強力な競争ツールとなりえる。しかしながら、オーナーシップあるいは経営への参画のいずれかのみでは、業績の改善にはつながらない。この結果は、非公開企業の研究において当てはまっている。これに対して、上場企業における ESOP の導入は混在した結果が明らかになっており、一貫した結果は得られてはいない。

ESOP の導入と企業業績への影響に関する近年の研究は、非上場企業におけるデータの収集の困難さ等の理由から、実証的な研究は落ち着きを見せている。しかしながら、現在米国では、Kelso の理念に基づいて ESOP の社会に対する効用を検証することを目的に研究が進んでいる。一方日本においても、米国 ESOP とは制度上異なるが、類似する制度であると考えられる従業員持株会の企業業績への影響を検証した研究が近年において実施されている（大湾・加藤・宮島，2017）。この研究では、従業員持株会には生産性を押し上げる効果があり、それによって生み出された利益の一部が賃金に還元され、企業と従業員双方に正の効果を示すことが明らかになっている（大湾・加藤・宮島，2017）。

これに対して、米国 ESOP を参考に開発された日本版 ESOP を導入することによる効果を検証した研究は、企業の業績が高まることが明らかとなっているが（暮石・佐藤，2016）、米国における研究や従業員持株会に対する研究のように、従業員や企業双方に対する影響の検証も行われておらず、未だ本格的な検証には至っていない。

日本版 ESOP の導入は米国 ESOP と同様に、今後、多様な目的を持って導入がなされることが予想される。そして将来的には、社会に対する日本版 ESOP 導入の効果を検証する必要もあると考えられる。そのための基礎研究として、日本版 ESOP の導入が企業業績に与える効果に関する研究をはじめ、今後は多面的な研究を行っていく必要がある。

参考文献

- Beatty, A. (1995) "The Cash Flow and Informational Effects of Employee Stock Ownership Plans," *Journal of Financial Economics*, Vol. 38, No. 2, pp. 211-240.
- Ben-Ner, A. and Jones, D.C. (1995) "Employee Participation, Ownership, and Productivity: A Theoretical Framework," *Industrial Relations*, Vol. 34, No. 4, pp. 532-554.
- Blasi, J.R. (1988) *Employee Ownership: Revolution or Ripoff?*, Pensacola: Ballinger Publishing Company.
- Blasi, J., Kruse, D. and Weltmann, D. (2013) "Firm Survival and Performance in Privately Held ESOP Companies," in Kruse, D. (Eds.) *Sharing Ownership, Profits, and Decision-Making in the 21st Century (Advances in the Economic Analysis of Participatory and Labor-Managed Firms, Volume 14)*, Emerald Group Publishing Limited, pp. 109-124.

- Bonin, J.P., Jones, D.C. and Putterman, L. (1993) "Theoretical and Empirical Studies of Producer Cooperatives: Will Ever the Twain Meet?," *Journal of Economic Literature*, Vol. 31, No. 3, pp. 1290-1320.
- Borstadt, L., Zwirlein, T. and Brickley, J. (1991) "Defending Against Hostile Takeovers: Impact on Shareholder Wealth," *Managerial Finance*, Vol. 17, No. 1, pp. 25-33.
- Borstadt, L.F. and Zwirlein, T.J. (1995) "ESOPs in Publicly Held Companies: Evidence on Productivity and Firm Performance," *Journal of Financial and Strategic Decisions*, Vol. 8, No. 1, pp. 1-13.
- Buchko, A.A. (1992) "Employee Ownership, Attitudes, and Turnover: An Empirical Assessment," *Human Relations*, Vol. 45, No. 7, pp. 711-733.
- Buchko, A.A. (1993) "The Effects of Employee Ownership on Employee Attitudes: An Integrated Causal Model and Path Analysis," *Journal of Management Studies*, Vol. 30, No. 4, pp. 633-657.
- Chang, S. (1990) "Employee Stock Ownership Plans and Shareholder Wealth: An Empirical Investigation," *Financial Management*, Vol. 19, No. 1, pp. 48-58.
- Chang, S. and Mayers, D. (1992) "Managerial Vote Ownership and Shareholder Wealth: Evidence from Employee Stock Ownership Plans," *Journal of Financial Economics*, Vol. 32, No. 1, pp. 103-131.
- Chaplinsky, S. and Niehaus, G. (1990) "The Tax and Distributional Effects of Leveraged ESOPs," *Financial Management*, Vol. 19, No. 1, pp. 29-38.
- Chaplinsky, S. and Niehaus, G. (1994) "The Role of ESOPs in Takeover Contests," *The Journal of Finance*, Vol. 49, No. 4, pp. 1451-1470.
- Chen, A.H. and Kensinger, J.W. (1985) "Innovations in Corporate Financing: Tax-Deductible Equity," *Financial Management*, Vol. 14, No. 4, pp. 44-51.
- Clark, R.W., Philippatos, G.C. and Shrieves, R.E. (1997) "Employee Stock Ownership Plans and Corporate Control," *Managerial Finance*, Vol. 23, No. 3, pp. 19-38.
- Cohen, A. and Quarrey, M. (1986) "Performance of Employee-Owned Small Companies: A Preliminary Study," *Journal of Small Business Management*, Vol. 24, No. 2, pp. 58-63.
- Conte, M. and Tannenbaum, A.S. (1978) "Employee-Owned Companies: Is the Difference Measurable?," *Monthly Labor Review*, Vol. 101, No. 7, pp. 23-28.
- Conte, M.A. and Svejnar, J. (1990) "The Performance Effects of Employee Ownership Plans," in Blinder, A.S. (Eds.) *Paying for Productivity: A Look at the Evidence*, Washington, DC: Brookings Institution, pp. 143-172.
- Cresson, J.E. (2007) "Stock Market Reactions to First-Time Employee Stock Ownership Plan Adoptions," *Academy of Accounting and Financial Studies Journal*, Vol. 11, No. 2, pp. 1-14.
- Davidson, W.N.III. and Worrell, D.L. (1994) "ESOP's Fables: The Influence of Employee Stock Ownership Plans on Corporate Stock Prices and Subsequent Operating Performance," *Human Resource Planning*, Vol. 17, No. 4, pp. 69-87.
- Dhillon, U.S. and Ramirez, G.G. (1994) "Employee Stock Ownership and Corporate Control: An Empirical Study," *Journal of Banking and Finance*, Vol. 18, No. 1, pp. 9-25.
- Doggett, J. (2002) "Turnover, Absenteeism and Participation," *Owners At Work*, Vol. 14, No. 2, pp. 18-19.

- Doucouliafos, C. (1995) "Worker Participation and Productivity in Labor-Managed and Participatory Capitalist Firms: A Meta-Analysis," *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 49, No. 1, pp. 58-77.
- Ducy, M., Iqbal, Z. and Akhigbe, A. (1997) "Employee Stock Ownership Plans and Cash Flow Performance of Publicly Traded Firms," *American Business Review*, Vol. 15, No. 2, pp. 31-36.
- Etkind, S.M. and Godfrey, J.E.III. (2002) "ESOPs Rediscovered: Tax Advantages and Recyclable Refunding," *The CPA Journal*, Vol. 72, No. 4, pp. 60-61.
- Faley, O., Mehrotra, V. and Morck, R. (2006) "When Labor Has a Voice in Corporate Governance," *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, Vol. 41, No. 3, pp. 489-510.
- Freeman, S.F. (2007) "Effects of ESOP Adoption and Employee Ownership: Thirty years of Research and Experience," *Organizational Dynamics Working Paper*, No. 07-01, pp. 1-33. (アクセス 2016/4/10)
(http://repository.upenn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1001&context=od_working_papers)
- Gordon, L. and Pound, J. (1990) "ESOPs and Corporate Control," *Journal of Financial Economics*, Vol. 27, No. 2, pp. 525-555.
- Granados, L.L. (1983) "The Effect of Employee Stock Ownership Plans on Corporate Profits - Additional Comment," *The Journal of Risk and Insurance*, Vol. 50, No. 3, pp. 495-497.
- Greenberg, E.S. (1980) "Participation in Industrial Decision Making and Work Satisfaction: The Case of Producer Cooperatives," *Social Science Quarterly*, Vol. 60, No. 4, pp. 551-569.
- Henry, S., Kavanaugh, J., Stretcher, R. and Chisholm, D. (2007) "ESOP Firm Performance Pre- and Post-Market Peak: Empirical Evidence," *Academy of Accounting and Financial Studies Journal*, Vol. 11, No. 1, pp. 37-46.
- Iqbal, Z. and Hamid, S.A. (2000) "Stock Price and Operating Performance of ESOP Firms: A Time-Series Analysis," *Quarterly Journal of Business and Economics*, Vol. 39, No. 3, pp. 25-47.
- Kelso, L.O. and Adler, M.J. (1958) *The Capitalist Manifesto*, Westport, CT: Greenwood Press.
- Kim, E.H. and Ouimet, P. (2008) "Employee Capitalism or Corporate Socialism? Broad-Based Employee Stock Ownership," *Center for Economic Studies, Working Paper*, pp. 1-52.
- Klein, K.J. (1987) "Employee Stock Ownership and Employee Attitudes: A Test of Three Models," *Journal of Applied Psychology*, Vol. 72, No. 2, pp. 319-332.
- Kramer, B. (2010) "Employee Ownership and Participation Effects on Outcomes in Firms Majority Employee-Owned through Employee Stock Ownership Plans in the US," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 31, No. 4, pp. 449-476.
- Kruse, D.L. and Blasi, J.R. (1997) "Employee Ownership, Employee Attitudes, and Firm Performance: A Review of the Evidence," in Lewin, D., Mitchell, J.B. and Zaidi, M.A. (Eds.) *The Human Resources Management Handbook (Part I)*, Greenwich, CT: JAI Press, pp. 113-151.
- Kruse, D. (2002) "Research Evidence on Prevalence and Effects of Employee Ownership," Testimony before the Subcommittee on Employer-Employee Relations, Committee on Education and the Workforce, U.S. House of Representatives, 13 February. (アクセス 2016/10/7)
(www.neco.org/library/kruse_testimony.html)

- Kruse, D., Freeman, R., Blasi, J., Buchele, R., Scharf, A., Rodgers, L. and Mackin, C. (2004) "Motivating Employee-Owners in ESOP Firms: Human Resource Policies and Company Performance," in Perotin, V. and Robinson, A. (Eds.) *Employee Participation, Firm Performance and Survival (Advances in the Economic Analysis of Participatory and Labor-Managed Firms, Volume 8)*, Emerald Group Publishing Limited, pp. 101-127.
- Kruse, D., Blasi, J.R. and Freeman, R.B. (2012) "Does Linking Worker Pay to Firm Performance Help the Best Firms Do Even Better?," *National Bureau of Economic Research Working Paper*, No. 17745, pp. 1-30.
- Kumbhakar, S.C. and Dunbar, A.E. (1993) "The Elusive ESOP-Productivity Link: Evidence from U.S. firm-level data," *Journal of Public Economics*, Vol. 52, No. 2, pp. 273-283.
- Levine, D.I. and Tyson, L.D. (1990) "Participation, Productivity, and the Firm's Environment," in Blinder, A.S. (Eds.) *Paying for Productivity: A Look at the Evidence*, Washington, DC: Brookings Institution, pp. 183-237.
- Livingston, D.T. and Henry, J.B. (1980) "The Effect of Employee Stock Ownership Plans on Corporate Profits," *The Journal of Risk and Insurance*, Vol. 47, No. 3, pp. 491-505.
- Livingston, D.T. and Henry, J.B. (1983) "The Effect of Employee Stock Ownership Plans on Corporate Profits - Reply," *The Journal of Risk and Insurance*, Vol. 50, No. 3, pp. 498-499.
- Long, R.J. (1978) "The Effects of Employee Ownership on Organizational Identification, Employee Job Attitudes, and Organizational Performance: A Tentative Framework and Empirical Findings," *Human Relations*, Vol. 31, No. 1, pp. 29-48.
- Long, R.J. (1980) "Job Attitudes and Organizational Performance under Employee Ownership," *Academy of Management Journal*, Vol. 23, No. 4, pp. 726-737.
- Menke, J.D. and Buxton, D.C. (2010) "The Origin and History of the ESOP and Its Future Role as a Business Succession Tool," *Journal of Financial Service Professionals*, Vol. 64, No. 3, pp. 58-67.
- Michie, J., Oughton, C. and Bennion, Y. (2002) "Employee Ownership, Motivation and Productivity," *A Research Report for Employee Direct from Birkbeck and the Work Foundation*, Birkbeck University of London and The Work Foundation, 33, pp. 1-34.
- Mitchell, D.J., Lewin, D.B. and Lawler, E.E. (1990) "Alternative Pay Systems, Firm Performance, and Productivity," in Blinder, A.S. (Eds.) *Paying for Productivity: A Look at the Evidence*, Washington, DC: Brookings Institution, pp. 15-88.
- Nasar, S. (1989) "The Foolish Rush to ESOPs," *Fortune*, Vol. 120, No. 7, pp. 89-92.
- NCEO (2017a) "The Economic Power of Employee Ownership," (アクセス 2016 /5/8) (<http://www.esopinfo.org/infographics/economic-power-of-employee-ownership.php>)
- NCEO (2017b) "NCEO Data Sources on Employee Ownership," (アクセス 2016/2/12) (<https://www.nceo.org/articles/data-sources-employee-ownership>)
- NCEO (2017c) "Open-Book Management," (アクセス 2016/1/28) (<http://www.nceo.org/articles/open-book-management/printable>)
- OEOP (1998) "Creating a Successful Ownership Culture," *Owners At Work*, pp. 12-13.
- Park, S. and Song, M.H. (1995) "Employee Stock Ownership Plans, Firm Performance, and Monitoring by Outside Blockholders," *Financial Management*, Vol. 24, No. 4, pp. 52-65.

- Pierce, J.L., Rubinfeld, S.A. and Morgan, S. (1991) "Employee Ownership: A Conceptual Model of Process and Effects," *Academy of Management Review*, Vol. 16, No. 1, pp. 121-144.
- Pugh, W.N., Oswald, S.L. and Jahera, J.S. (1999) "ESOPs, Takeover Protection, and Corporate Decision-Making," *Journal of Economics and Finance*, Vol. 23, No. 2, pp. 170-183.
- Pugh, W.N., Oswald, S.L. and Jahera, J.S. (2000) "The Effect of ESOP Adoptions on Corporate Performance: Are there Really Performance Changes?," *Managerial and Decision Economics*, Vol. 21, No. 5, pp. 167-180.
- Pugh, W.N., Jahera, J.S. and Oswald, S.L. (2005) "ESOP Adoption and Corporate Performance: Does Motive Really Matter?," *Journal of Business and Economic Studies*, Vol. 11, No. 1, pp. 76-92.
- Rosen, C. and Klein, K. (1983) "Job-Creating Performance of Employee-Owned Firms," *Monthly Labor Review*, Vol. 106, No. 8, pp. 15-19.
- Rosen, C.M. (1983) "The Effect of Employee Stock Ownership Plans on Corporate Profits - Comment," *The Journal of Risk and Insurance*, Vol. 50, No. 3, pp. 493-494.
- Rosen, C. and Quarrey, M. (1987) "How well is Employee Ownership Working?," *Harvard Business Review*, Vol. 65, No. 5, pp. 126-132.
- Rosen, C. (1990) "The Record of Employee Ownership," *Financial Management*, Vol. 19, No. 1, pp. 39-47.
- Rosen, C. and Rodrick, S. (2014) *Understanding ESOPs*, Oakland, CA: National Center for Employee Ownership.
- Rosen, C. (2014) *An Ownership Tale: Moving from a Company of Employees to a Company of Owners*, Oakland, CA: National Center for Employee Ownership.
- Rubin, P.H. (1990) *Managing Business Transactions: Controlling the Cost of Coordinating, Communicating, and Decision Making*, New York: The Free Press.
- Scholes, M.S. and Wolfson, M.A. (1990) "Employee Stock Ownership Plans and Corporate Restructuring: Myths and Realities," *The Journal of the Financial Management Association*, Vol. 19, No. 1, pp. 12-28.
- Stretcher, R., Henry, S. and Kavanaugh, J. (2006) "The ESOP Performance Puzzle in Public Companies," *The Journal of Employee Ownership Law and Finance*, Vol. 18, No. 4, pp. 3-18.
- Teodosio, A. (1998) "Creating A Successful Ownership Culture," *Family Business Journal*, (アクセス 2016/12/20)
(http://www.ocockent.org/download/reprints_preprints_&_papers_on_employee_ownership/2004-is-employee-ownership-the-answer-to-family-business-succession-.pdf.pdf)
- The Employee Ownership Foundation (2014) "ESOP Companies Report Economic Growth in 2013," (アクセス 2016/7/10)
(<https://www.esopassociation.org/explore/news/2014/09/15/esop-companies-report-economic-growth-in-2013>)
- U.S. GAO. (1986) "Employee Stock Ownership Plans: Benefits and Costs of ESOP Tax Incentives for Broadening Stock Ownership," GAO/PEMD-87-8, Washington, DC: United States General Accounting Office, pp. 1-74.

- U.S. GAO. (1987) "Employee Stock Ownership Plans: Little Evidence of Effects on Corporate Performance," GAO/PEMD-88-1, Washington, DC: United States General Accounting Office, pp. 1-72.
- U.S. DOL (2016) "Private Pension Plan Bulletin Abstract of 2014 Form 5500 Annual Reports," Washington, D.C., United States Department of Labor, Employee Benefits Security Administration, pp. 1-68.
- Wagner, I. and Rosen, C. (1985) "Employee Ownership - Its Effects on Corporate Performance," *Employment Relations Today*, Vol. 12, pp. 73-79.
- Wah, L. (1999) "ESOP Performance at a Glance," *Management Review*, Vol. 88, No. 9, p. 10.
- Weston, J.F., Chung, K.S. and Hoag, S.E. (1990) *Mergers, Restructuring, and Corporate Control*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- Winther, G. and Marens, R. (1997) "Participatory Democracy May Go a Long Way: Comparative Growth Performance of Employee Ownership Firms in New York and Washington States," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 18, No. 3, pp. 393-422.
- 井潟正彦・野村亜紀子 (2001) 「米国 ESOP の概要とわが国への導入ー従業員を新たな株主として位置づけるべき時代」『知的資産創造』 第9巻第3号, 56-71頁。
- 井潟正彦・菅良彦 (2003) 「日本版 ESOP として従業員持株制度の活用をー再生企業のモラルと生産性を高める従業員の自社株保有」『金融財政事情』 第54巻第36号, 36-39頁。
- 大湾秀雄・加藤隆夫・宮島英昭 (2017) 「従業員持株会は機能するか?ー従業員持株会状況調査25年分のデータに基づくエヴィデンスー」宮島英昭編著『企業統治と成長戦略』所収, 東洋経済新報社, 133-164頁。
- 暮石秀樹・佐藤倫正 (2016) 「日本版 ESOP 採用の効果」『地域分析』 第54巻第3号, 23-39頁。
- 黒田敦子 (1999) 『アメリカ合衆国における自己株報酬・年金の法と税制ーストック・オプションと ESOP』税務経理協会。
- 菅晃千 (2009) 「日本版 ESOP への展望」『Mergers & Acquisitions Research Report: MARR』 第174号, 32-35頁。
- 深澤寛晴 (2007) 「買収防衛策にとどまらない ESOP~上手く活用すれば従業員・一般株主にもメリット」大和総研レポート, 1-9頁。
- 本山美彦 (2003) 『ESOP - 株価資本主義の克服』 シュプリンガー・フェアラーク。
- 本山美彦 (2008) 『金融権力ーグローバル経済とリスク・ビジネス』 岩波書店。

〈謝辞〉 査読をご担当頂いた2名の先生方には、拙稿の改善にあたり大変貴重なご教示を賜りました。心より御礼申し上げます。

(筆者: 愛知学院大学大学院商学研究科研究員)

(2017年8月20日 採択)

【研究論文】

CSR報告書におけるネガティブ情報の開示

——新聞報道の影響と正統性——

楚 雪
東 田 明

論文要旨

本稿は東証1部の売上高上位100社（2014年3月時点）を調査対象として、企業が2014年に発行したCSR報告書と、報道された新聞記事におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにする。その上で、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響を考察するとともに、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因を正統性の観点から明らかにすることを目的とする。その結果、CSR報告書におけるネガティブ情報開示と新聞報道の間には大きなギャップがあるが、新聞報道は限定的ながらCSR報告書におけるネガティブ情報開示に影響していることが示された。また、企業はCSR報告書におけるネガティブ情報開示を通じて、正統性の獲得や失われた正統性の回復を期待できると考えられる。

1 はじめに

この数十年、環境問題や製品問題、安全事故、腐敗などのさまざまな社会問題が明らかになってきた。これらの問題に関して、環境汚染、労働災害、自動車メーカーによるリコール隠し、電気機器業界の特許侵害、カルテル問題、インサイダー取引などの企業の不祥事が新聞などのメディアにおいて多数報道されてきた。こうした中で、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility; CSR）を求める議論が高まるにつれて、CSRマネジメントシステムの構築が急速に進んでいる（谷本、2013）。

そして、CSRを求める世界的な潮流の中で、国際標準化機構（International Organization for Standardization; ISO）はCSRの主題¹⁾を設定し、国際的な非営利団体GRI（Global Reporting Initiative; GRI）はサステナビリティレポートの作成を要求するGRIガイドラインを提供している。日本でも、環境省が公表している『環境報告ガイドライン』において社会的取組の状況に関する項目が取り入れられている。これらのガイドラインによって、環境問題をはじめ、労働環境、

キーワード：CSR報告書 (corporate social responsibility report), ネガティブ情報 (negative aspects), 新聞報道 (media), 正統性 (legitimacy)

人権、製品安全などの各側面のCSR情報が、企業のCSR報告書において開示されるようになった。

またこれらのガイドラインは、CSR報告書を単に企業の宣伝媒体ではなく、企業と多様なステイクホルダーとのコミュニケーションの手段のひとつとして位置づけている。2つのガイドラインの一般原則には「バランス」(GRI, 2013a, p. 17)²⁾や「中立性」(環境省, 2012, 21頁)³⁾が要求されている。これらは表現が異なるものの、企業にとって都合の良い情報だけでなく、ネガティブな影響を含む情報の開示も求められている。

CSRに関して、企業と社会のウィンウィン関係構築の側面から議論されることが多く (Porter and Kramer, 2006), ネガティブな事象が発生した時にどのような対応を取るかが注目されている。なぜなら、企業はステイクホルダーをはじめとしてそれを取り巻く社会から認知され、受け入れられなければ存続が危うくなるからである。特にインターネットの普及とグローバル化の進展が進む中で、企業が社会から認知され、受容されること、つまり正統性が重要な意味を持つようになってきた (山田, 2007)。正統性の脅威を無視すれば安定して存続できる企業は少なく、現在安定している企業にとっても、社会的な規範から見た法令違反などは正統性を脅かす存在である (Suchman, 1995)。したがって、正統性の観点から考えると、ネガティブ事象が発生した時にこそ、企業がステイクホルダーに対して事実と対策を誠実に伝えることが求められる。

このようにCSR課題について企業にバランスの取れた情報開示が求められている中で、1980、90年代における環境ネガティブ情報開示は非常に限定的であった (Deegan and Gordon, 1996; Niskanen and Nieminen, 2001)。また正統性の観点から大きな環境汚染などの不祥事が発生した時に、企業は正統化するためにネガティブ情報を開示することが示されているが (Cho, 2009), その一方でメディアによって報道されたネガティブ事象の10%しか、サステナビリティレポートで詳しく報告されていないという結果も見られる (Boiral, 2013)。このようにネガティブ事象が発生した際、一部の企業は積極的に情報開示を行う一方で、多くの企業は報道されても、自らその事象について説明する行動を取っていないことが分かる。日本企業について見れば、ネガティブ情報開示に関する先行研究が非常に少なく、またCSR情報全体のネガティブ情報開示に関する先行研究は上妻・堀江 (2008) に限られている。企業にとって重要なCSRは地域や時代によって変わることを考えれば (谷本, 2013), この論文が発表されたから9年が経過しており、日本企業のネガティブ情報開示に関する現状はあまり知られていないと言える。

そこで、本稿では、CSR報告書におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにすることを目的のひとつとする。また、多くの先行研究では、ネガティブ情報開示の要因として、新聞などのメディアの影響が挙げられているため、本稿のもうひとつの目的は、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響を考察するとともに、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因を正統性の観点から明らかにすることである。

本稿ではまず、次節において、ネガティブ情報に関する概念の説明に基づき、ネガティブ情報開示の要因と実態にまつわる先行研究をレビューする。それによって、先行研究の課題と本研究

の必要性を明らかにする。第3節では、本稿の調査対象、調査方法を説明する。そして、第4節では新聞記事と企業のCSR報告書におけるネガティブ情報開示の動向を明らかにするとともに、CSR報告書におけるネガティブ情報開示への新聞報道の影響を分析する。その上で、第5節では、Suchman (1995) の正統性理論の観点から、企業のネガティブ情報開示行動と正統性マネジメントを考察する。そして最後は、本稿の結論、限界および今後の課題を示す。

2 先行研究

2.1 ネガティブ情報とは

環境やCSR情報開示に関する先行研究において、ネガティブ情報を明確に定義しているものは少ない(大森・目時, 2015; 上妻・堀江, 2008)。

海外の先行研究において、Hahn and Lülfs (2014) は、サステナビリティレポートにおいてネガティブ情報が、「サステナビリティの実現に対して(潜在的に)負の影響を及ぼしたまたは及ぼす現実的もしくは潜在的な企業行動に、関連したあらゆる企業の声明(ステートメント)を含む」(Hahn and Lülfs, 2014, p. 404)と述べている。また、中国企業社会責任研究報告において、張(2012)はネガティブ情報開示を「一定の経済社会の背景下で、企業がステイクホルダーに、社会の価値観に反する活動情報、および経済、社会、生態環境に対する消極的な態度、あるいは有害な活動情報」(張, 2012, 100頁)と定義する。日本の先行研究において、大森・目時(2015)はネガティブ情報を「環境と社会の両側面に関して社会に対してマイナスの影響を及ぼす事象」(大森・目時, 2015, 6頁)と指摘している。また、上妻・堀江(2008)はネガティブ情報を企業にマイナスな影響を及ぼす情報と理解し、「公になることで企業が何らかのリスクを負う可能性がある情報」(上妻・堀江, 2008, 109頁)と定義している。

以上のように、先行研究におけるネガティブ情報の定義の仕方はそれぞれの著者によってさまざまである。ネガティブ情報を上妻・堀江(2008)のように企業のリスクに限定したものもあるが、多くの先行研究では企業だけでなく、社会に対する負の影響を含んでいることが分かる。そこで本稿ではネガティブ情報を「CSRの要求事項に関して社会に対する負の影響、もしくはそれが公になることで企業が何らかのリスクを負う可能性のある情報」と定義する。具体的には、本稿の分析対象であるCSR報告書の作成ガイドラインとして世界的にもっとも認知度の高いGRIガイドラインの標準開示項目(GRI, 2013a)に基づき、環境、労働慣行、製品責任、社会の категорияにおける開示項目を基にネガティブ情報を判断する。

2.2 ネガティブ情報開示の要因に関する先行研究レビュー

ネガティブ事象が発生し、それが社会に知られると、企業は何らかの社会的批判を受ける可能

性が高くなり、正統性の危機に陥ることになる (Reimsbach and Hahn, 2015; 大森・目時, 2015; 國部, 1993)。正統性を維持できない場合、企業は法的・政治的・社会的制裁を受ける可能性がある (國部, 1993)。したがって、正統性を維持・回復するためのマネジメントが必要であると考えられる。企業と多様なステイクホルダーとのコミュニケーションは、正統性マネジメントにとって非常に重要である (Suchman, 1995)。そのコミュニケーションの有効な手段として、CSR 報告書が考えられる。

先行研究によると、社会環境会計研究の分野では、正統性理論は企業の自発的な情報開示を説明するための主要な論拠である (大西・野田, 2012; 上妻・堀江, 2008)。正統性理論によると、組織や行為者は社会において受容されるように自らを正統化するという観点から、組織行為を説明する必要があり、その際に環境報告書を提供する (國部, 1996)。このことは CSR 情報がポジティブかネガティブかに関わらず当てはまるが、ネガティブ情報の開示行動の説明において、正統性理論は特に重要である。

また、企業規模が大きいほど、社会的に求められる行動規範のレベルが高いため、そうした企業ほど自らを正統化する必要性が高く、積極的に情報開示を行う傾向にある (國部, 1996)。したがって、正統性理論によると、本稿の研究対象に当てはまる大規模企業は、新聞記事によって報道されたネガティブ情報を積極的に開示するはずであると考えられる。

2.3 ネガティブ情報開示実態に関する先行研究レビュー

日本において、CSR や CSR 報告書を対象とした先行研究は蓄積されてきているものの、CSR 報告書におけるネガティブ情報開示を取り上げた研究は少ないのが現状である。本節では、日本においてネガティブ情報開示を対象として分析を行っている代表的な先行研究を取り上げ、先行研究の課題と本研究の必要性を明らかにする。

まず、ネガティブ事象として最初に注目されたものは環境汚染であろう。河東 (2003) は土壌汚染が判明した時に、企業がどのような情報をいかに開示することが必要であるかを検討し、企業が信頼を得るためのネガティブ情報開示のベスト・プラクティスを明らかにすることを試みた。彼は上場企業の事例を新聞報道の見出しと企業の開示ツールの視点から考察し、社会からの信頼を得るには、経営者がステイクホルダーが期待する情報を理解できなければ、社会とのギャップは埋まらず、ネガティブ情報こそ積極的に説明・公表するとともに対策を実行する体制を築いていく社会的責任があると主張している。しかし、この研究は土壌汚染というひとつの環境問題だけに注目して検討したため、CSR 全般のネガティブ情報開示の実態とは言えないことが指摘できる。

CSR に関するネガティブ情報開示の分析は、上妻・堀江 (2008) が詳しい。彼らの調査によると、売上高上位 100 社 (2007 年 9 月 3 日時点) の CSR 報告書に開示されたネガティブ情報は、2003 年から 2007 年へと増加傾向が見られた。その増加の中心は社会情報であった。さら

に、2007年度のCSR報告書のネガティブ情報開示の調査に基づき、彼らは新聞報道がネガティブ情報の開示量に影響し、新聞報道の有無で企業が戦略的対応の質を変えていることを主張している。つまり、ネガティブ情報をポジティブ化するという情報の質の転換が見られるという。ただ、ネガティブ情報に含まれる企業の対応策などの詳細情報については、深く研究していないことが指摘できる。

そして、統合報告が発展している背景の下に、大森・目時（2015）は2014年12月時点において公表済みの、29社の統合報告書におけるネガティブ情報開示について考察した。彼らによれば、投資家が企業の長期的なパフォーマンスを判断するために、企業はネガティブ情報を適切に報告する必要がある。しかし、サステナビリティレポートから統合報告書への移行によって、ネガティブ情報の開示量が減っている傾向にあることを明らかにしている。また、分析企業のデータによって、開示されているネガティブ情報の中で、事故発生率や労働災害件数の情報が比較的多いことが分かる。しかし、この論文で分析対象とした統合報告書では、CSR報告書よりもネガティブ情報開示を含むCSR情報が集約され、削減される可能性があるため（大森・目時, 2015; 小西他, 2015）、ネガティブ情報全般に関する開示傾向や企業の改善策を考察する上では、妥当とは言えない。

このように、日本企業におけるCSR全般のネガティブ情報開示を対象にした研究は上妻・堀江（2008）に限られている。海外企業を対象とした研究にはBoiral（2013）なども見られるが、彼はエネルギー業界に焦点を当てていることもあり、業種を超えたネガティブ情報開示の現状については不明である。またネガティブ情報開示の影響要因としてメディアの影響がいくつかの研究で取り上げられている。しかし、上妻・堀江（2008）が指摘する情報の質への影響については研究が始まったばかりであり、あまり蓄積されていない。そこで、日本企業のCSR報告書におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにするとともに、新聞報道が企業のネガティブ情報開示行動、特に情報の質にどのように影響するかを明らかにすることが本稿の目的である。

3 研究方法

3.1 研究対象と研究期間

本稿は、東証1部の売上高上位100社（2014年3月時点）を調査対象としている。100社のうち、三菱食品は三菱商事の子会社であり、単独ではCSR報告書を公表していないため、この1社を除く99社を調査対象にしている。分析対象は2つの資料からなる。ひとつはこの99社が2014年に発行した2013年度のCSR報告書である。CSR報告書の発行日は各社によって異なるが、多くの企業は2013年4月1日から2014年3月31日までを2013年度のCSR報告書の対象期間にしている。もうひとつは、この99社に関して報道された新聞記事であり、日経テレコ

ン21で検索を行った。新聞記事の検索期間は各企業のCSR報告書の報告期間と同一である。

本稿において分析するCSR報告書は、環境報告書やサステナビリティレポートを含む⁴⁾。CSR報告書を作成する企業の中には、CSR報告書だけではなく、ホームページと連携して情報開示を行う事例が見られる。CSR報告書内にホームページ上の情報やPDFファイルのリンク先が示されている場合、本稿はそのリンク先の情報も参照して分析した。新聞記事は、CSR報告書の報告対象期間において日本経済新聞の朝刊、夕刊、地方新聞に、当該企業名が見出しに含まれる記事を日経テレコン21から抽出した。その中から、ネガティブ事象に関して報道する新聞記事を集計した。同一のネガティブ事象に関連する複数の新聞報道が存在する場合は、ネガティブ情報を1件として集計する。

3.2 ネガティブ情報の分類と定義

本稿の調査対象の全99社はCSR報告書を作成しており、そのうち、81社はGRIガイドラインを参照していることを表明している。一方、99社のうち60社は、環境省環境報告ガイドラインを参考にして作成している。なお両方のガイドラインを参考している企業は58社であった。このことから、特にGRIガイドラインは本稿の調査対象企業に対して、大きな影響力を持っていると考えられる。したがって本稿では、GRIガイドラインに基づいて環境(EN)、労働環境(LA)、製品安全(PR)、腐敗(SO)、人権(HR)という5つの項目にネガティブ情報を分類している。

本稿において、①環境項目(EN)のネガティブ情報は、環境汚染・事故、環境法規制の違反、ISO14001などの環境監査に関わる是正項目、水質・騒音・臭気などの環境影響に関する苦情として定義している。②労働環境項目(LA)のネガティブ情報は、障害者雇用率⁵⁾未達成、労使関係、労働災害や業務関連の不正な行為、事故などの労働安全衛生問題、労働慣行に関する苦情・コンプライアンス違反をネガティブ情報として考える。③製品安全項目(PR)のネガティブ情報は、製品事故、ラベリング・広告に関する規制の違反、顧客の情報漏洩、製品およびサービスに関する苦情・コンプライアンス違反と見なしている。④腐敗項目(SO)のネガティブ情報は、腐敗、反競争的行為、不正行為に関する内部通報、コンプライアンス違反をネガティブ情報として考える。

4 ネガティブ情報開示の動向

調査対象99社のCSR報告書におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにすることは本稿の目的のひとつである。また、多くの先行研究においてネガティブ情報開示の要因として挙げられている新聞記事が、企業のCSR報告書におけるネガティブ情報開示に影響するかどうかを考察する。そこで、本節では、集計した99社のCSR報告書と新聞記事において開示または報道され

ているネガティブ情報の件数に基づいて分析する。

4.1 ネガティブ情報開示の全体状況

表 1 は 99 社の CSR 報告書と新聞記事において、開示または報道されている各項目のネガティブ情報の件数とそれぞれの企業数を表している。また、各項目の比率は CSR 報告書あるいは新聞記事の媒体別の各項目の件数がネガティブ情報の合計数に占める比率である。

表 1 によって、CSR 報告書におけるネガティブ情報開示と各社の報道されたネガティブ事象の状況を比較することができる。CSR 報告書において開示されたネガティブ情報は、合計 81 社の 263 件である。そのうち、労働環境 (37.26%) と製品安全項目 (27%) のネガティブ情報が多く、人権項目 (1.9%) のネガティブ情報は一番少ない。CSR 報告書において開示されている製品安全項目のネガティブ情報 (71 件) のうち、27 件は製品安全に関する苦情であり、腐敗項目のネガティブ情報 (47 件) のうち、23 件は腐敗に関する内部通報である。このような苦情と内部通報は単なるネガティブ情報ではなく、企業の CSR マネジメントの構築が進んでいることを示している。一方、CSR 報告書と同一期間内に新聞記事によって報道されたネガティブ情報は、合計 48 社の 137 件である。そのうち、製品安全 (56.2%) と腐敗項目 (32.85%) のネガティブ情報が多く、社会の関心の高さがうかがえる。その一方、環境項目のネガティブ情報が全くない。これらから、両媒体において開示または報道されているネガティブ情報の件数は差が大きく、また項目別では両媒体において製品安全に関する情報が多い点は共通しているものの、CSR 報告書では労働環境、新聞記事では腐敗項目の情報が多かった点が特徴的であると言える。

表 1 項目別・媒体別によるネガティブ情報の件数

	環境 EN		労働環境 LA		製品安全 PR		腐敗 SO		人権 HR		合計
	件数	比率 %	件数	比率 %	件数	比率 %	件数	比率 %	件数	比率 %	
CSR 報告書	42	15.97 %	98	37.26 %	71	27%	47	17.87 %	5	1.9%	263
	27 社		64 社		45 社		37 社		4 社		81 社
新聞	0	0%	13	9.49%	77	56.2%	45	32.85 %	2	1.46%	137
	0 社		7 社		27 社		27 社		2 社		48 社

出所：筆者作成

正統性理論によれば、企業は報道されて失う正統性を回復するために、CSR 報告書等を通じて情報開示すると考えられる。そこで、次に新聞報道された事象と CSR 報告書で開示された事象の関係を分析する。

表2は、CSR報告書と新聞記事の両媒体において開示または報道されている共通のネガティブ情報（こうした情報を共通情報と名付ける。以下、共通情報）の件数と企業数を示している各項目の共通情報の比率は、各項目の件数が共通情報の合計数と、表1で掲載したCSR報告書の項目別のネガティブ情報件数に占める割合である。

表2によると、19件の共通情報は、CSR報告書のネガティブ情報の合計数、263件のわずか7.22%を占めている。つまり企業がCSR報告書において開示するネガティブ情報は、新聞報道との関わりがほとんどないことが分かった。これは、Boiral (2013)と同様の傾向を示している。一方、両媒体の共通情報は、主として腐敗（12件）と製品安全（6件）の項目であった。腐敗と製品安全の項目で新聞記事とCSR報告書の共通情報が多いことは上妻・堀江（2008）の研究結果と合致している。しかし、労働環境を含む全19件の共通情報は、企業数から見れば新聞記事によって報道された48社のわずか14社であった。したがって、新聞記事はCSR報告書のネガティブ情報開示に与える影響が大きくないと言える。つまり、ネガティブ情報開示について、両媒体の間にギャップがあることが分かった。また、両媒体の共通情報が少ないという調査結果は、正統性理論に基づく仮説とは合致しない。そこで共通情報について表3と表4で詳細に考察する。

表2 CSR報告書と新聞記事の共通情報の件数

	環境 EN	労働環境 LA	製品安全 PR	腐敗 SO	人権 HR	合計
共通情報の件数	0	1	6	12	0	19
共通情報の合計数19件に占める割合	0%	5.26%	31.58%	63.16%	0%	100%
CSR報告書の項目別の件数	42	98	71	47	5	263
共通情報がCSR報告書の項目別の件数に占める割合	0%	1.02%	8.45%	25.53%	0%	7.22%
企業数	0社	1社	4社	11社	0社	14社

出所：筆者作成

両媒体の情報開示のギャップを分析すると、例えば、CSR報告書におけるネガティブ情報の数をもっとも多かった労働環境項目（98件）のうち、63件は労働災害度数率と強度率⁶⁾であり、14件は障害者雇用率の未達成である。これらの労働災害や障害者雇用に関する情報は、GRIガイドラインで要求されている開示項目であり、CSR報告書において開示件数が多くなっている。しかし、これらの情報は企業全体のCSR業績指標のひとつであり、個別の大きな労働災害や事故ほどには社会の注目を集めにくいと考えられるため、ほとんど新聞記事によって報道されていない。一方、新聞記事により報道される自動車企業のリコールのようなネガティブ情報が、企業

の CSR 報告書においてあまり開示されていない。なぜなら、リコールに関するネガティブ事象が消費者の生命や健康に影響を与える可能性が高く、問題が発生すれば速やかな情報開示が求められるため、多くの企業はホームページの「お知らせ」、「プレスリリース」を通じてタイムリーな情報開示を行っているからであると考えられる。このように、新聞記事と CSR 報告書のネガティブ情報開示のギャップが大きくなっている。

表 1 と表 2 はネガティブ情報開示の有無に焦点を当てているが、企業がネガティブ事象の詳細をどれくらい開示しているか、特にネガティブ事象の発生に対してどのように対応しているかについてはこれらの分析からは分からない。この点について次に考察しよう。

表 3 は CSR 報告書において報告されているネガティブ事象に対する対応策や改善策の件数と企業数を示している。また、各項目の改善策の比率は各項目の件数が改善策の合計数と、表 1 で掲載した CSR 報告書の項目別のネガティブ情報件数に占める割合である。

表 3 によると、改善策を含むネガティブ情報の開示件数は 59 件であり、CSR 報告書のネガティブ情報の合計数、263 件の 22.43% を占めている。改善策は主に製品安全と腐敗に該当する。CSR 報告のガイドラインにおいて、一部のネガティブ事象について改善策の開示も要求されている⁷⁾が、企業が開示するネガティブ情報は、ネガティブ事象発生の件数と概要説明にとどまっており、改善策を含む詳細な説明があまり見られないことが分かった。

表 3 CSR 報告書において項目別による改善策の件数

	環 境 EN	労働環境 LA	製品安全 PR	腐 敗 SO	人 権 HR	合 計
改善策の件数	10	7	19	22	1	59
改善策の合計数 59 件に占める割合	16.95%	11.86%	32.20%	37.29%	1.69%	100%
CSR 報告書の項目別の件数	42	98	71	47	5	263
改善策が CSR 報告書の項目別の件数に占める割合	23.81%	7.14%	26.76%	46.81%	20%	22.43%
企業数	9 社	7 社	15 社	18 社	1 社	35 社

出所：筆者作成

以上の両媒体のネガティブ情報開示の動向についてのデータ分析をまとめると、製品安全と腐敗などの社会的なネガティブ情報開示が比較的多い。そして、両媒体は相互にほぼ異なるネガティブ情報を開示または報道しており、両媒体の間にギャップがあることが分かった。両媒体に共通の情報が少数であることから、新聞記事は CSR 報告書のネガティブ情報開示に対して大きく影響しているとは言えない。また、企業が開示する多くのネガティブ情報は件数と概要説明にとどまっていることが分かった。

4.2 ネガティブ情報開示への新聞報道の影響

新聞報道の影響をさらに分析するために、新聞でネガティブ事象について報道された企業と報道されていない企業の、CSR 報告書におけるネガティブ情報件数と、その中に含まれる改善策の件数の平均値の差の検定を行った（表 4）。その結果、CSR 報告書におけるネガティブ情報件数の平均は、新聞報道がある場合の方が高かったが、有意な差は見られなかった。しかし、CSR 報告書で開示されるネガティブ事象の改善策の件数については、新聞報道が見られた企業群の平均値が新聞報道がない企業群の平均値より大きく、その差は有意であった（5%基準）。このことから、新聞報道が企業のネガティブ情報開示そのものに影響しているとは言えないが、改善策の開示には影響が見られることから、ネガティブ情報開示の質に影響していると考えられる。

表 4 改善策に対する新聞報道の影響

	新聞報道有り		新聞報道無し		差の検定	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	t 値	有意確率
ネガティブ情報件数	3.02	2.09	2.31	2.30	1.60	0.11
改善策の件数	0.81	1.00	0.39	0.87	2.23	0.03

出所：筆者作成

以上、本節では両媒体のネガティブ情報開示の動向を考察した。ネガティブ情報開示の動向に基づき、次節では、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響をより詳細に分析するとともに、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因をネガティブ事象に関わる正統性マネジメントの観点から考察する。

5 ネガティブ情報開示による正統性マネジメント

すでに述べたように、ネガティブ事象が発生し、それが社会に知られると、企業は何らかの社会的批判を受ける可能性が高くなり、正統性の危機に陥ることになる（Reimsbach and Hahn, 2015; 大森・目時, 2015; 國部, 1993）。GRI ガイドラインによれば、CSR 報告書やサステナビリティ報告書は組織の長期的な収益と社会的責任や環境配慮を結びつけるプロセスのひとつであり、経済、環境、社会およびガバナンス面におけるパフォーマンスと影響を伝える基盤となるものである（GRI, 2013a）。したがって CSR 報告書はネガティブ事象に関わる正統性マネジメントにおいて、企業とステイクホルダーとのコミュニケーションに関わる重要なツールである。

本節は自主的な情報開示の主要な根拠である、正統性理論の観点から企業のネガティブ情報開示の行動を考察する。正統性の概念は研究者によって多様な解釈が行われているが、Suchman

(1995) は制度的な研究と管理的な研究の両方を援用しながら、分類された正統性のそれぞれの側面に関する正統化戦略の枠組の提示によって、正統性マネジメントという観点からの分析の可能性を深めた (大西・野田, 2012)。

そこで、本稿では正統性について、先行研究においてよく援用された Suchman (1995) の正統性の定義を引用する。Suchman (1995) は正統性を「実体の行為が、社会的に構築された規範、価値、信念および定義のシステムの範囲内において、望ましい、適当、あるいは適切であるという一般化された認識もしくは想定である」(Suchman, 1995, p. 574) と定義している⁸⁾。企業の正統性は、当該企業以外の第三者により判断され、当該企業の存立や権力に対して社会による承認を意味する (高岡, 2006)。つまり、正統性の概念の重要なポイントは、企業以外の第三者の判断によって、企業に正統性を付与することである。

したがって、ネガティブ事象が報道または開示された段階で企業の正統性が失われると考えられる。ネガティブ事象は新聞報道によって、あるいは企業の自主的な開示によって、社会に知られることになる。そのネガティブ事象は法律、規範、価値などの点について、社会に受け入れられないと、企業の正統性が失われることになる。この観点を前提として、本節では、新聞において報道された場合、新聞において報道されていない場合両方のネガティブ情報開示を分けて考察する。

5.1 新聞で報道された場合のネガティブ情報開示

新聞で報道された場合、企業は CSR 報告書においてネガティブ情報を開示するかどうかによって、さらにふたつの場合に分けられる。

5.1.1 報道された事象をCSR報告書で開示する場合

まず、新聞記事によって報道されているネガティブ情報について、企業が CSR 報告書で開示する場合、つまり両媒体が共通のネガティブ情報を開示する場合を考察する。本研究によれば主に独占禁止法違反、贈賄、不正行為などの腐敗項目および、品質問題、虚偽報告、リコールなどの製品安全項目に関して、両媒体で共通のネガティブ情報が見られる。これらのネガティブ情報は社会的関心が高く、GRI ガイドラインや環境省環境報告ガイドラインによって情報開示の要求がある。ネガティブ事象が発生すると、企業はガイドラインが要求するレベルの情報開示をすることによって、報道によって失われた正統性を回復する可能性があると考えられる⁹⁾。

また、上妻・堀江 (2008) の研究によれば、新聞報道の有無によって、企業は正統性の回復のための戦略的対応の質を変えている (上妻・堀江, 2008)。本稿のデータ分析によって、19 件の共通情報のうち、16 件は改善策も開示されていることが分かった。さらに、新聞で報道された企業群の方が報道されない企業群よりも、改善策を多く開示していた。したがって、新聞記事で報道されているネガティブ事象に関して、企業が CSR 報告書において、是正策、謝罪または

原因の説明をする傾向があると言える。つまり、新聞報道されるような社会的関心の高いネガティブ事象ほど、改善策を含む質の高い情報開示が行われていると考えられる。

これを正統性マネジメントの観点から考えよう。先行研究で指摘されたように、ネガティブ事象が発生する際に、事象とその原因、改善措置を一緒に詳しく開示することは、企業のマネジメントの進歩と考えられる（張，2012）。つまり、改善策の開示は、企業が失った正統性を回復するために、行っている情報開示行動と考えられる。

5.1.2 報道された事象をCSR報告書で開示しない場合

企業が報道された事象をCSR報告書で開示しない場合、つまり新聞によって報道されている137件のうち、19件の共通情報を除いた118件のネガティブ情報について考察する。4.1節で示したように、CSR報告書と新聞報道の間に大きなギャップが見られた。このような状況において、正統性の回復手段としてCSR報告書は企業によってあまり重視されていない可能性が考えられる。

企業はCSR報告書だけでなく、ホームページやプレスリリースなどを通じて、報道されたネガティブ事象について適時性の高い情報開示を行う可能性がある。つまり、企業は他の媒体の情報開示によって失われた正統性を回復する可能性もあると言える。

5.2 新聞で報道されない場合の情報開示行動

新聞で報道された社会的関心の高いネガティブ情報と違い、新聞で報道されないがCSR報告書において開示されているネガティブ情報は、主として環境の軽微な法律違反や外部監査による指摘事項、労働災害度数率・強度率、製品安全の苦情・不満、腐敗に関する内部通報である。

すでに述べた通り、企業は報道されないネガティブ事象を自ら開示すると、正統性を失う可能性がある。しかし、事実の概要と件数だけでは詳細が分かりにくく、それだけでは事件の重大さを表さないため、このような形式的な情報開示によって失われる可能性のある正統性は大きくないと考えられる。その一方で、CSRマネジメントを整えたとともに、ガイドラインに従った誠実な情報開示を通じて、正統性を獲得できると考えられる。

さらに、新聞で報道されないが、CSR報告書において開示しているネガティブ情報のうち、43件は改善策を含む。ネガティブ事象の発生を開示する上で、企業が反省してCSRを積極的に取り組んでいることを報告し、改善策も同時に開示することを通じて、企業はネガティブ情報をポジティブ化して開示することができると考えられる（上妻・堀江，2008）。つまり、責任を持ってCSRに積極的に取り組んでいるという評価を社会から得られる可能性がある。

加えて、CSR報告のガイドラインは一部のネガティブ事象に対して、改善策の開示を要求しているため、企業はガイドラインの要求を超えて改善策を開示すると、自主的な情報開示によって失われる可能性のある正統性を軽減する、あるいは失われた正統性を回復する可能性があると考えられる。つまり新聞によって報道されていない場合、企業は自ら情報開示をすることによって

失う正統性より、CSR 報告のガイドラインに従ってあるいはガイドラインを超えて正直な情報開示によって得られる正統性の方が大きい、と考えていると推測できる。

6 おわりに

本稿は近年の日本企業のネガティブ情報開示の実態を明らかにし、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響を分析し、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因を正統性の観点から考察した。

本稿の結果として、新聞記事と企業の CSR 報告書は相互にほぼ異なるネガティブ情報を報道または開示しており、両媒体の間にギャップがあることを明らかにした。正統性理論によると、新聞記事によって報道されたネガティブ事象に対して、企業は積極的に情報開示を行うと考えられるが、本稿の研究では、新聞記事と企業の CSR 報告書の共通情報は少数であり、両媒体のネガティブ情報は必ずしも合致していないことが分かった。つまり、CSR 報告書の項目は、必ずしも新聞報道の影響を受けているわけではないと考えられる。

一方、本稿において、共通情報と改善策についての考察によって、新聞報道されるような社会的関心の高いネガティブ事象ほど、改善策を含む質の高い情報開示が行われていることが分かった。したがって、新聞報道は限定的ながら CSR 報告書のネガティブ情報開示に影響していると言える。ネガティブ事象の詳細と改善策を含む質の高い情報開示は、企業の経営活動を改善しようとする姿勢を示しながら、失われた正統性の回復に効果があると考えられる。

また、企業が新聞記事によって報道されていないネガティブ情報を開示する主な理由は、CSR 報告ガイドラインの影響が考えられる。企業は報道されないネガティブ事象を自ら開示することによって失う正統性より、ガイドラインで要求されるレベルの情報開示をすることによって、得られる正統性のほうが大きいと考えていると推察できる。

さらに、CSR マネジメントの要素である内部通報や労働災害度数率などの各種指標、またネガティブ事象の改善策などの情報は、企業の CSR マネジメントの発展を示しており、ネガティブ情報としてではなく、ポジティブ情報とみなすことができる。つまりこれらの情報を開示することは正統性獲得のための行動と考えることができる。

以上のように、本稿は売上高上位 100 社（2014 年 3 月時点）の 1 年間のネガティブ情報開示を調査したが、調査対象が社会の関心が高い大企業に限定されているという課題がある。また、本稿は正統性の観点からネガティブ情報開示の行動を考察したが、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響について、初歩的な統計分析にとどまっている。さらに、ネガティブ情報の開示手段として CSR 報告書以外の可能性も考えられるため、これらを考慮したさらなる研究が必要である。

注

- 1) 国際標準化機構による ISO26000 (2010) は社会的責任に関して、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展という7つの中核主題を設定している。
- 2) バランス原則は、「総合的なパフォーマンスを適正に評価するため、報告書には組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を含めるべきである」と要求する (GRI, 2013a, 17頁)。
- 3) 環境報告ガイドライン (2012年版) によると、「中立性のある情報とは、偏りのない情報である。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはならない」(環境省, 2012, 21頁)。
- 4) 本稿は環境問題だけでなく、それを含む CSR 全般に関するネガティブ情報を分析対象とするため、企業が CSR 報告書とサステナビリティレポートの両方を発行している場合は、より報告範囲の広いサステナビリティレポートを分析対象にした。
- 5) 厚生労働省によると、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけている。これは障害者雇用率制度である。民間企業における法定雇用率は、2013年4月1日から2.0%に変わる。
- 6) 厚生労働省によると、労働災害度数率とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。また、強度率とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。
- 7) GRI ガイドラインの第二部実施マニュアル (GRI, 2013b) はサプライチェーンにおける環境、労働慣行、人権と社会のネガティブ事象の改善策の開示を求めている。一方、環境省環境報告ガイドラインは企業が環境に関する法令や協定違反、事故、事件、苦情、訴訟等があった場合、それらへの具体的な対応状況と改善策の開示を要求している。また、社会的側面において、組織統治・倫理・コンプライアンスおよび公正取引に関する訴訟を行っているまたは受けている場合、そのすべての内容および対応状況の情報開示も要求している。
- 8) Suchman (1995) は正統性を道徳的正統性 (moral legitimacy), 実用的正統性 (pragmatic legitimacy) と認知的正統性 (cognitive legitimacy) の3つに分類しており、分類された正統性のそれぞれ獲得、維持、および回復に関する正統化戦略を提示している。どの正統性を追求するかによって、取るべき戦略が異なると指摘している (Suchman, 1995)。
- 9) 正統性の獲得にはいくつかの手段があり、そのひとつとしてネガティブ事象の予防や対処、改善策に対する組織的取り組みが考えられる (Suchman, 1995)。しかしそうした活動も、なんらかの形で社会に知られなければ、組織の正統性の獲得にはつながらない。

参考文献

- Boiral, O. (2013) "Sustainability reports as simulacra? A counter-account of A and A+ GRI reports," *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 26, No. 7, pp. 1036-1071.
- Cho, C. H. (2009) "Legitimation Strategies Used in Response to Environmental Disaster: A French Case Study of Total SA's Erika and AZF Incidents," *European Accounting Review*, Vol. 18, No. 1, pp. 33-62.
- Deegan, C. and Gordon, B. (1996) "A study of the environmental disclosure practices of Australian corporations," *Accounting and Business Research*, Vol. 26, No. 3, pp. 187-199.

- Global Reporting Initiative (2013a) G4 Sustainability reporting guidelines-Part1-Reporting principles and standard disclosures. (日本語版『G4 サステナビリティ・レポートニング・ガイドライン 第一部 報告原則及び標準開示項目』)。
- Global Reporting Initiative (2013b) G4 Sustainability reporting guidelines-Part2-Implementation manual. (日本語版『G4 サステナビリティ・レポートニング・ガイドライン 第二部 実施マニュアル』)。
- Hahn, R. and Lülfs, R. (2014) “Legitimizing Negative Aspects in GRI-Oriented Sustainability Reporting: A Qualitative Analysis of Corporate Disclosure Strategies,” *Journal of Business Ethics*, Vol.123, No.3, pp. 401-420.
- Porter M.E. and Kramer M.R. (2006) “Strategy and society: the link between competitive advantage and corporate social responsibility,” *Harvard business review*, Vol. 84, No. 12. (村井裕訳 (2008) 「競争優位の CSR 戦略」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』1月号, 36-52頁)。
- Niskanen, J. and Nieminen, T. (2001) “The objectivity of corporate environmental reporting: a study of Finnish listed firms' environmental disclosures,” *Business Strategy and the Environment*, Vol.10, pp. 29-37.
- Reimsbach, D. and Hahn, R. (2015) “The Effects of Negative Incidents in Sustainability Reporting on Investors' Judgments—an Experimental Study of Third-party Versus Self-disclosure in the Realm of Sustainable Development,” *Business Strategy and the Environment*, Vol. 24, No. 4, pp. 217-235.
- Suchman, M. C. (1995) “Managing legitimacy: Strategic and institutional approaches,” *Academy of Management Review*, Vol. 20, No. 3, pp. 571-610.
- 大西靖・野田昭宏 (2012) 「社会環境報告による正統性の管理」『社会関連会計研究』第24号, 1-11頁。
- 大森明・目時壮浩 (2015) 「統合報告書におけるネガティブ情報の開示」日本会計研究学会報告論文。
- 河東康 (2003) 「土壌汚染にみる企業の情報開示——信頼性が問われる時代のネガティブ情報開示のガイドラインを考える」『広報研究』第7号, 95-108頁。
- 環境省 (2012) 『環境報告ガイドライン (2012年版)』。
- 環境省 (2016) 『環境にやさしい企業行動調査結果 (平成26年度における取組に関する調査結果)』。
- 厚生労働省 障害者雇用率制度 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/dl/120620_1.pdf (アクセス日: 2015年7月27日)
- 厚生労働省 労働災害動向調査 用語の解説 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/44-23.html> (アクセス日: 2015年12月28日)
- 上妻義直・堀江美保 (2008) 「CSR報告書におけるネガティブ情報開示の効果」『会計・監査ジャーナル』第637号, 109-117頁。
- 國部克彦 (1993) 「企業社会報告の基礎理論——正統性理論と社会的アカウントビリティ——」会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』中央経済社, 325-332頁。
- 國部克彦 (1996) 「環境アカウントビリティの社会的構築プロセス: 環境報告書を要求する論理と提供する論理」『国民経済雑誌』第174巻第2号, 53-64頁。
- 小西範幸・松山将之・神藤浩明 (2015) 「統合報告の現状と課題——我が国での統合報告書の開示実態に焦点をあてて」『青山アカウンティング・レビュー』第5巻, 26-33頁。
- 高岡伸行 (2006) 「ビジネスの正統性とイノベーションドライブに向けたステイクホルダーの統合様式: その正当化と組織化の次元」『経営と経済』第85巻第3・4号, 98-145頁。
- 谷本寛治 (2013) 『責任ある競争力——CSRを問い直す』NTT出版。

張蕙 (2012) 「企業の社会責任に関するネガティブ情報公開の戦略研究」『企業社会責任ブルーブック—中国企業社会責任研究報告 2012』社会科学文献出版社, 100-135 頁。

山田啓一 (2007) 「経営における正当性の管理と戦略に関する研究」『流通科学研究』第7巻第1号, 81-104 頁。

(楚：名城大学経営学研究科博士課程)

(東田：名城大学経営学部教授)

(2017年9月15日 採択)

【スタディグループ最終報告の要約】

ESG情報に求められる会計の役割

—ESG情報による企業価値評価—

大 島 正 克

I 研究代表者および構成員（以下、敬称は略）：

研究代表者：大島正克（亜細亜大学）

研究構成員：石崎忠司（松蔭大学），上田俊昭（明星大学），大坪史治（獨協大学），

黒川保美（専修大学），耿興龍（中国大連外国語大学），松本徹（専修大学），

宮地晃輔（長崎県立大学），湯田雅夫（獨協大学），吉岡勉（産業能率大学）

研究協力者：仲伯維（亜細亜大学非常勤講師）

II 研究目的

企業価値の捉え方において、従来の財務情報を中心とする捉え方と、企業は社会的公器として捉え、財務情報にCSRを加えた捉え方がある。前者の財務情報を中心とする捉え方においては、財務的要素あるいは指標に何をを用いるかには多少の差異はあっても、その差異はある程度了解できる。しかし、後者において、非財務情報の要素あるいは指標に何をを用いるかについては、かなりの差異がある。また、前者の財務情報と後者の非財務情報とを統合する統合報告のフレームワーク（IR）についても、近年、熱い議論がある。さらに、企業のガバナンスが注目されると、非財務情報にESG（環境、社会、ガバナンス）という考え方が強調されるようになってきた。また、企業戦略論の立場からは、ポーター、M.E.によって共有価値の創出（Creating Shared Value）が提起され、CSRあるいはESGとCSVとの関係も議論となっている。

以上から、本スタディグループは、社会関連会計の立場から、非財務情報の中心的要素であるESG情報に焦点を当て、ESG情報に対する社会関連会計の役割について検討することを研究目的としてきた。ここに各研究者の研究の要約を報告させて戴くこととする。なお、各研究者の要約文の作成は、大島が行った。各研究者の意図とは異なるところがあるかもしれないが、それはすべて要約者である大島の責任にあることをお断りしておく。

III 研究会の開催

本スタディグループの研究会は平成26年10月から平成28年9月までの2年間に、計7回の研究会を開催し、研究構成員の皆様にはご多忙の中、積極的に参加して戴いた。とりわけ専修

大学の黒川保美先生の協力により、専修大学（神田校舎）にて研究会の場所をご提供して戴いたことに対し、この場を借りて御礼申し上げる。

IV 研究構成員提出の報告の要約

1 石崎忠司「ESG 情報による企業価値評価と会計に求められる役割」

本報告は、まず、本スタディグループ研究全体の問題提起ならびにそのフレームワークを提起している。

ESG 情報の意義として、企業は中期の業績予測を目標ではなく公約として示す必要性が高くなってきており、ガバナンスを担う役員に公約達成の責任を自覚させるという点を挙げている。ESG 情報は雑把に言えば CSR 情報+ガバナンス情報であり、ガバナンスに CSR を重視させる効果を期待できるとする。

企業価値向上は、株主総会で必ずと言っていいほど会長、社長が発言するキーワードであり、ESG や統合報告書の研究は企業価値向上の視点から進めることによって、展望が開けるのではないだろうかと提起する。

さらに、会計に求められる課題として、経営行動がミッション→ビジョン→経営戦略→経営計画と具体化するにつれて不確実性が高くなるため、ESG 情報の第三者保証とは何か問われる。環境に関する情報開示は相対的に進んでいるが、ガバナンスに関する情報開示は、「コーポレート・ガバナンス・コード」が導入されたばかりであり、企業サイドにおいても情報公開の仕方に戸惑っているのが実情であると指摘している。

2 黒川保美「非財務情報と開示の流れ（EU の場合）について」

EU 諸国とりわけ大陸諸国にとっては、国際統合報告評議会（IIRC）が検討している統合報告の情報と重複する「非財務情報」の扱いが最重要視されているが、それは「EU 会社法指令」に非財務諸表の扱いが組み込まれることになったからとする。

EU では、非財務情報については、開示の問題が中心となる限り、欧州証券市場監督機構の主たる関心事とはなりえない。しかし、2014 年会社法の中で取り上げた問題の進展は、その他の各国における法、たとえば労働法、環境法などの法律を取り込み、検討されねばならないであろうと述べている。

3 耿興龍「ESG 情報と統合報告書」

特に中国の状況を報告している。中国本土における ESG に関する文献研究は少なく、ESG 報告、統合報告に取り組んでいる企業も少ないという原因について、1) ESG と CSR の非財務情

開示目的に相違があること、2) 非財務情報利用者の利用目的に相違があること、を挙げている。

さらに中国は国策として、CSR 報告書の作成を推進していることから、CSR 報告書を作成している企業数が急速に拡大しているとする。他方、グローバル市場における ESG 情報開示と統合報告書へのシフトの動きは今後も加速するものと見られる環境の中で、香港証券取引所は、2015 年 12 月に、「環境、社会及びガバナンス報告ガイドライン」の改訂版を正式に公表し、国際的な流れを取り入れている。しかしながら、中国では、業種別ガイドラインを特徴としながらも、例えば、2015 年 6 月に、中国国家標準化機関が「社会的責任ガイドライン」、「社会的責任報告作成ガイドライン」、「社会的責任パフォーマンス分類ガイドライン」を正式に公表するなど、基本は CSR ガイドラインによる CSR 報告書の普及を積極的に推進しているという現状を報告している。

4 湯田雅夫「環境経営の発展」

特にドイツの状況を報告している。組織のリスク回避情報については、EU 会社法の 2012 年改正法では、ESG 情報との関連で、品質、安全、納期などに関して、信用を失うリスクをヘッジしているかが問われているとする。

ヨーロッパは、資本のみでなく、資本と労働の 2 つがかみ合っ初めて企業は（社会も）動くという観点を持つことが重要であり、Accounting に関しては、ドイツでは計算手段であり、貨幣のみでなく、物量も計算対象となり、計算体系として経営に関与するとする。

社会関連情報の現状と課題に関しては、構造と機能の側面から統合報告の中核に位置する社会関連情報のあるべき方向性を提示している。

5 松本徹「環境経営の KPI と見方—会計情報における環境負債の取扱い—」

本報告は環境経営を広義に「企業における環境問題」と位置づけ、それを財務情報の視点から検討を試み、会計情報における環境負債の取扱いを検討する。

環境負債を、環境コストの帰属時期などから蓋然性要件の取扱いを比較し、具体的には「環境修復負債」「資産除去債務」「環境保証債務」の 3 つの環境負債を比較している。さらに、その 3 つの環境負債を IASB・FASB において整合性ある取り扱いになっているかを確認している。また、問題点として、発生可能性の低さと金額的な見積額が大きいことに由来する重要性の観点との比較の問題となるが、環境的見地からは、蓋然性要件の排除は自然の流れであり、特に環境債務に関しては適用すべき考え方とする。他方、会計的見地からは、問題は複雑であり、一つの結論を導き出そうとすると、多少の矛盾点も生まれるとする。

今後は、今回の検討を深化させ、環境経営の K P I と会計基準の具体的な検討に取り組みたいとしている。

6 大坪史治「CSR 経営の KPI と見方」

本報告は、2003 年～2015 年にかけて公表された CSR 報告書等 11,233 冊を対象に単語検索を行うことにより、どのように CSR を捉え定量化しているのかについて考察している。まず、初期の CSR 経営の定量化の試みでは、26 社の事例をもとに、4 つのアプローチ（「付加価値計算」「活動コスト」「主要項目」「個別」）に整理し、それぞれの特徴を述べている。次に、KPI を用いた CSR 経営の定量化では、36 社の事例をもとに、KPI の項目数、重要課題間の相互関連性、KPI 間の連動性について論じている。さらに、企業価値や共通価値概念、統合思考などに結びついた CSR 経営の定量化に向けた展望の 3 点に整理している。

財務情報と非財務情報の連動性については、各領域の KPI を組み合わせる効率性指標が大きな機能を発揮すると考えられるとしている。

7 上田俊昭「株主価値志向の経営とガバナンス改革」

本報告は、企業のガバナンス体制の変遷を通して、ガバナンス体制が企業業績評価にどのように影響してきたかを、ソニーを事例に考察している。株主価値志向の経営として、ソニーは EVA とカンパニー制を導入したが、その導入の結果、短期的な株主重視の経営となり、ソニーの強みとしてきた「ものづくり」精神が消え、逆に「ソニーショック」とも称される株価の低落を招き、その後の長期低迷期へと移行していった。そのソニーのガバナンス改革の是非を、2015 年の日本版コーポレート・ガバナンス・コードを手掛かりに考察している。確かに、ソニーはコーポレート・ガバナンスの優等生ではあったが、株主価値を重視する短期的利益追求志向が、日本版コーポレート・ガバナンス・コードにいう「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」に適合するものでなかった。先行研究から株価や長期業績予想などには、財務分析だけでなく、経営者・企業 IR との対話などにより獲得した ESG 情報による分析が重要であることを示唆している。

8 仲伯維「マネジメント・コントロールにおける中国企業のコーポレート・ガバナンスの見方」

本報告は、以下の二つの研究目的を提起している。一つ目は、中国国有企業の改革の中でも大きな意味と比重を占めている中央企業のコーポレート・ガバナンスについての検討することである。二つ目は、企業外部環境の変化に柔軟に適應するために、伝統的なコントロール手段のみでは対処できず、組織文化を含めた複数のコントロール手段による管理が不可欠であるという観点から、コーポレート・ガバナンスを中国企業に適應した場合、中国企業の企業組織文化において経営者の制御にどのような特徴があるかに関して事例を通して考察することである。

石崎忠司教授が本報告書においても示しておられる「留意すべきは、ESG の達成度と経営業績とは一定水準（例えばコンプライアンスの程度）までは比例しているが、それ以上の水準では必ずしも比例しない。ES は必要条件であって、それ以上の水準は G が業績を上げられるか否かに

かかっている。」に照らして、結論として、現在、中国のコーポレート・ガバナンスを見ると、大株主は国家であるため、ESG 報告書の「G」に関する報告はこれからであると述べている。

9 大島正克「ステークホルダーの利害と CSV」

CSV(Creating Shared Value：共通価値の創造)と CSR とは、企業のステークホルダーへの対応が異なることに着目し、企業とステークホルダーとの利害関係から、CSV は CSR よりも、企業にとって受け入れられるだけの根拠があったと推測できるとする。本報告では、ステークホルダーを株主、債権者等の直接的ステークホルダーと、コミュニティ等の間接的ステークホルダーに分け、企業のステークホルダーの利害の観点から考察している。

企業とステークホルダーの利害関係を CSV 重視の立場から ESG 情報の果たす役割を考察すると、やはり、ESG 情報は ESG 投資という用語があることから明らかなように、企業の持続可能性目的（企業価値向上）と投資家の長期的視野に立つ投資目的(株主価値向上)とが密接に繋がっており、CSV と投資家との関係は親和性が高いとする。

他方、上記のように結論付けるのも時期尚早でもあるとする。すなわち、CSR の歴史に比べて CSV の歴史は、あまりにも浅く、また、CSV の考え方自体もかなりの曖昧性を含んでいて、結論を出すレベルに、その根拠がまだ蓄積されているとは言い難いためであるからとしている。

10 宮地晃輔「日本の造船産業の ESG 情報開示」

本報告は、ESG は企業価値向上のための必要条件であるという前提のもと、日本の造船産業の ESG 情報開示のフレームワークについて、その内容を検討することを目的としている。この目的を達成するために、日本の造船産業が展開する新造船建造の特徴を十分に踏まえた上で、「地域造船産業における ESG 情報開示のフレームワーク」を具体的に提案している。

この成果を受け、開示されるべき ESG 情報が、現実の統合報告の中に取り入れられることが期待されるが、企業側（作成者側）においていかなるレベルであれば、当該フレームワークにおける ESG 情報開示の実行が可能なのか、今後の調査で明らかにする必要があるとしている。

11 大島正克「結論と今後の展望」

当該スタディグループ研究のまとめとして、以下の2点を指摘し、結びとしている。

(1) 産業構造の変遷をもたらす投資家の行動

一世紀とか半世紀とかの長い期間の産業構造の変遷を見ると、例えば戦後の日本の産業構造の場合、中心産業は、おおざっぱに見て石炭産業⇒鉄鋼・造船産業⇒電器産業⇒自動車産業・IT 産業という変遷を経てきている。国の政策もあろうが、基本は投資家（機関投資家を含む）が、

投資に対してリターンが今後見込めるだろうという利益目的の動機の集積が資本の移動をもたらし、その結果、産業の主役が社会的に需要の減った産業から需要が見込まれる産業へと取って代わっていったとみることができる。投資家の利益目的が結局は産業構造の変化を生み出したことになる。そうした投資家の投資動機に影響を与えているのが、会計情報も含むさまざまな経済的情報さらに社会的情報である。

投資家は投資先として、一般には短期的な利益志向はあるとしても、投資先の企業が社会の一員として受け入れられない企業では、企業の存続の観点からみて不適格であるため、さらに適切な企業を探し、その企業に投資先を変更することも大いに考えられる。この志向が、かなりの投資家に浸透してくると、その企業の株は売られ別な企業に資本が移動することとなり、究極的には産業構造の変遷をもたらすこととなる。

(2) 投資家自身の多様化

さらに投資家の中にも、機関投資家といわれる年金基金や保険企業等の長期的資本運用に中心を置く投資家が出現し、資本市場で大きな影響を持つようになってきた。そうした機関投資家もまた、単独に行動するだけでなく、ネットワークを組織し、地球規模で対応するようになってきている。たとえば、1995年、イギリス保険協会（Association of British Insurers）やCalPERS（The California Public Employees' Retirement System: カリフォルニア州職員退職年金基金）などの欧米の主要年金や保険会社といういわゆる機関投資家で構成する ICGM（International Corporate Governance Network: 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク、<http://www.icgn.org/>）が設立され、毎年、総会を開催している。ICGMはその名称からも明らかかなように、企業統治に関する意見や情報の国際的な交換を目的としているが、その情報として ESG 情報が大きな役割を果たしている。企業側も、こうした機関投資家の要求に応えるべく大手企業を中心に企業の中期経営計画を発表するようになってきている（「目覚める資本：『社会貢献考慮 ESG 投資』」日本経済新聞 2015年9月21日朝刊）。

(3) 結び

欧米における ESG 投資と比較して日本における ESG 投資は極めて低い（「ESG 投資 生保動く」日本経済新聞 2015年9月21日朝刊）。2015年9月、世界最大である日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、国連の「責任投資原則」に署名した。これを機に日本においても ESG 投資が円滑に進み、企業価値を増大させ企業の持続的成長が実現できれば、さらに豊かな社会が実現することになるであろう。我々スタディグループの研究がその実現への多少なりとも貢献ができれば望外の幸せである。

V 参考資料：『スタディグループ研究最終報告書』の目次

はしがき

研究代表者および構成員（敬称は略）：

研究期間：

研究目的

一 ESG 情報による企業価値評価と会計に求められる役割 (石崎忠司)

第1節 ESG 情報の意義

第2節 企業価値の向上要因

第3節 ESG 評価の留意点

第4節 会計に求められる課題

第5節 企業価値評価に求められる課題

二 非財務情報と開示の流れ（EU の場合） (黒川保美)

参考文献

三 ESG 情報と統合報告書 (耿興龍)

本章の要旨

第1節 はじめに

第2節 世界における ESG 情報と統合報告書の取り組み

I 世界における ESG 情報の取り組み

II 統合報告書の取り組み

第3節 中国における CSR 報告ガイドラインの変遷と最新動向

I 中国における CSR 報告ガイドラインの変遷

II 中国企業が最も参照しているガイドラインの分析

III その他での CSR への取り組み

第4節 ESG に関する文献レビューと香港証券取引所等の取り組み

I ESG に関する文献レビュー

II 香港証券取引所における ESG への取り組み

第5節 おわりに

参考文献

四 環境経営の発展 (湯田雅夫)

第1節 組織のリスク回避情報について

第2節 社会関連情報の現状と課題

- I もはや財務会計の延長線では、社会関連情報は語らない
- II 社会関連情報の領域は、CSR 経営全般に亘る持続可能な企業経営を実践する企業とは？
- III 持続可能性を前提として企業は企業活動全体が当面するリスクにどのように対処しているか。
- IV リスクヘッジできていないところをリスクヘッジするために、現状における最新の技法を用いたとしてどのくらいのコストがかかるであろうか。
- V 構造と機能の側面から統合報告の中核に位置する社会関連情報のあるべき方向性

五 環境経営の KPI と見方—会計情報における環境負債の取扱い— (松本徹)

第1節 報告の背景と目的

第2節 会計情報における環境負債の取扱い

第3節 本報告の総括と今後の課題

参考文献

六 CSR 経営の KPI と見方

(大坪史治)

第1節 はじめに

第2節 CSR 経営の定量的測定

I 付加価値計算アプローチ

II 活動コストアプローチ

III 主要項目アプローチ

IV 個別アプローチ

第3節 KPI を用いた CSR 経営の定量的測定

第4節 おわりに

参考文献

七 株主価値志向の経営とガバナンス改革

(上田俊昭)

第1節 はじめに

第2節 株主価値重視の経営

第3節 ソニー取締役会の改革とガバナンス体制

第4節 企業価値向上とコーポレート・ガバナンス改革

第5節 終わりに

参考文献

八 マネジメント・コントロールにおける中国企業のコーポレート・ガバナンスの見方 (仲伯維)

- 第1節 問題意識と研究目的
- 第2節 中国の企業グループ及びグループ会社
 - I 企業グループ（企業集団）
 - II 中国における持株会社
- 第3節 マネジメント・コントロール・パッケージ
 - I マネジメント・コントロール
 - II 企業組織文化
- 第4節 中国企業経営者の経営責任
 - I 日本におけるコーポレート・ガバナンス改革
 - II 中国中央企業経営者の経営責任
- 第5節 考察
- 第6節 結びに代えて
- 参考文献
- 付録：「中央企業リスト（2016年9月現在）」

九 ステークホルダーの利害と CSV (大島正克)

- 第1節 はじめに
- 第2節 ステークホルダー（Stakeholders）の定義
- 第3節 ステークホルダーの分類
 - I 直接的ステークホルダー（Primary Stakeholders）
 - II 間接的ステークホルダー（Secondary Stakeholders）
- 第4節 共通価値(SV：Shared Value)の意味
- 第5節 CSR と CSV の違い
- 第6節 CSR と CSV の違いから見えるステークホルダーの重要度の違い
- 第7節 事例：CSR のステークホルダーと CSV のステークホルダー
- 第8節 まとめ
- 主要参考文献

一〇 日本の造船産業の ESG 情報開示 (宮地晃輔)

- 第1節 本章の目的と背景
- 第2節 ESG 情報の必要性
 - I E（環境）の視点から

II S（社会）の視点から

III G（ガバナンス）の視点から

第3節 地域造船ビジネス・エコシステムを前提にした ESG 情報開示のフレームワーク

第4節 まとめ

参考文献

結論と今後の展望

(大島正克)

学会行事

学会奨励賞

2016年度日本社会関連会計学会奨励賞は、審査の結果、該当なしとなりました。

第29回全国大会

2016(平成28)年9月29日(土)～10月30日(日)

会場：愛知大学

大会準備委員長：富増和彦（愛知大学）

第1日：10月29日（土）

11:00～12:30 理事会（L801教室）

11:30～ 受付（L棟8階・エスカレータ前）

12:30～13:30 会員総会（L805教室）

【スタディグループ最終報告】（L805教室）

13:30～14:00（報告25分・質疑応答5分）

司会：水野一郎（関西大学）

研究代表者：大島正克（亜細亜大学）

「ESG情報に求められる会計の役割」

【自由論題報告】各報告25分・質疑応答10分

<第1会場> L807教室

第1・2報告司会：大原昌明（北星学園大学）

14:05～14:40 第1報告

謝江龍（神戸大学大学院）・國部克彦（神戸大学）

「MFCAの国際的普及－アジア諸国の比較研究－」

14:45～15:20 第2報告

楚雪（名城大学大学院）・東田明（名城大学）

「CSR報告書におけるネガティブ情報の開示－新聞報道の影響の視点から－」

第3報告司会：牟禮恵美子（青山学院大学）

15:25～16:00 第3報告

大西 靖（関西大学）

「統合報告における資本形態の理論的検討」

<第2会場> L808教室

第1・2報告司会：大下勇二（法政大学）

14:05～14:40 第1報告

酒巻雅純（東京証券取引所）

「機関投資家におけるESG情報の評価・活用」

14:45～15:20 第2報告

竹森一正（中部大学）

「GAAPの誤訳の放置と米国空売りファンドへの対応」

第3報告司会：東 健太郎（立命館大学）

15:25～16:00 第3報告

土井聡恵（愛知工業大学大学院・公認会計士・税理士）

「チッソ株式会社による水俣病補償にかかる会計処理の考察」

【特別講演】16:05～16:55（L805教室）

司会：望月恒男（愛知大学）

北川哲雄（青山学院大学国際マネジメント研究科教授）

「Responsible BusinessとResponsible Investment ～高質な対話の鍵となる情報開示とは何か～」

【記念講演】17:00～17:50（L805教室）

司会：望月恒男（愛知大学）

藤田幸男(学校法人夙川学院理事長・学院長)
「人の道」

19:00~20:30 懇親会(キャッスルプラザ)

第2日:10月30日(日)

9:00~ 受付(L棟8階・エスカレータ前)

9:30~11:25 自由論題報告(L807・L808教室)

【自由論題報告】報告25分・質疑応答10分

<第1会場> L807教室

第1・2報告司会:吉田武史(日本大学)

9:30~10:05 第1報告

吉本理沙(愛知大学)・富増和彦(愛知大学)・
有澤健治(愛知大学)

「愛知県の事業別財務諸表から見た環境
関連事業の取り組み」

10:10~10:45 第2報告

吉田雄司(埼玉学園大学)

「環境会計の規範原理形成に関する一考察」

第3報告司会:梶浦昭友(関西学院大学)

10:50~11:25 第3報告

宮崎修行(国際基督教大学ICU)

「シュマーレンバッハの利益概念—社会
的利益算定の信念とその変容—」

<第2会場> L808教室

第1・2報告司会:久持英司(青山学院大学)

9:30~10:05 第1報告

阿部健人(神戸大学大学院)

「統治性会計研究の回顧と展望」

10:10~10:45 第2報告

市野初芳(青山学院大学)・

名児耶富美子(日本大学)・望月恒男(愛知大学)

「タイ, マレーシアおよびシンガポール
進出日系企業の管理会計に関する考察」

第3報告司会:向山敦夫(大阪市立大学)

10:50~11:25 第3報告

小村輝代(University of Southern Queensland)

“Effectiveness of Online Teaching of
Accounting at University Level Conti. 2016”

【統一論題報告】各報告30分

テーマ:「CSR情報の有用性と第三者保証」

座長:坂上 学(法政大学)

11:30~12:00 第1報告

越智信仁(尚美学園大学)

「ESG情報の報告形態と監査・保証」

12:00~12:30 第2報告

村井秀樹(日本大学)

「自然資本の会計的測定・報告・検証と
保証」

12:30~13:00 第3報告

梨岡英理子(株式会社環境管理会計研究所)

「非財務情報の開示と保証~会計士の見
た20年とこれから~」

13:00~14:15 昼食休憩(理事会:L801教室)

14:15～15:45 【統一論題ディスカッション】

座長：坂上 学（法政大学）

討論者：越智信仁（尚美学園大学）

村井秀樹（日本大学）

梨岡英理子（株式会社環境管理会計
研究所）

東日本部会

2016年7月9日（土）

会場：国際基督教大学

準備委員長：宮崎修行（国際基督教大学）

13:00～13:10 開会の挨拶 宮崎修行

13:10～13:50 【基調講演】

岩井克人氏（国際基督教大学客員教授，
東京大学名誉教授）

「企業経営とCSR」

報告セッション（報告25分，質疑10分）

司会：坂上 学氏（法政大学）

13:55～14:30 第1報告

汪浩氏（株式会社イースクエア）

「投資家に評価される企業情報開示につ
いて－ESG評価機関による評価レポー
ト分析を中心に－」

14:30～15:05 第2報告

東健太郎氏（立命館大学）

「東芝不正会計に対する資本市場の反応」

15:05～15:20 休憩（15分）

15:20～15:55 第3報告

山添真喜子氏（三菱総合研究所）

「農林水産省委託事業 栄養改善CSV事
業の事例調査」

16:00～16:40 特別ゲスト講演

山本良一氏（国際基督教大学客員教授，
東京大学名誉教授）

「エンカル購入の現在と展望」

16:40～16:45 閉会の挨拶

17:00～19:00 懇親会（アラムナイハウス2F）

西日本部会

2016年7月2日 受付開始13:00～

場所：立命館大学・大阪いばらきキャンパス

13:30～13:40 開会の挨拶

西日本部会長 向山敦夫氏（大阪市立大学）

第1セッション司会：冨増和彦氏（愛知大学）

13:40～14:20 第1報告

王睿氏（神戸大学大学院博士後期課程）

東健太郎氏（立命館大学）

國部克彦氏（神戸大学）

「日本の電気機器業界における環境パフォ
ーマンスと環境ディスクリージャーの関
連性に関する実証研究」

14:20～15:00 第2報告

中尾悠利子氏（公立鳥取環境大学）

「経営トップのサステナビリティ課題認識
－テキストマイニングによる経時的分析」

15:00～15:20 休憩 (20分)

第2セッション報告司会:朴鏡杓氏(香川大学)

15:20～16:00 第3報告

岡照二氏 (関西大学)

呉綺氏 (神戸大学大学院博士後期課程)

「日本の環境管理会計の中国への浸透度
-MFCAを中心に」

16:00～16:40 第4報告

東田明氏 (名城大学)

「温室効果ガス削減活動の業績指標とそ
の利用実態」

16:40～16:45 閉会の挨拶

17:00～19:00 懇親

学会役員

(第12期：第28-31年度 2017-20年)

会長	梶浦昭友
副会長（東日本部会長）	宮崎修行
副会長（西日本部会長）	向山敦夫
理事（東日本部会）	石津寿恵，大下勇二，大島正克，大原昌明，上妻義直 坂上 学，水口 剛，村井秀樹，依田俊伸
理事（西日本部会）	東健太郎，大西 靖，小津稚加子，國部克彦，阪 智香 富増和彦，中嶋道靖，水野一郎，宮地晃輔
顧問理事	木下照嶽，中原章吉，松尾聿正，野村健太郎，石崎忠司 郡司 健，勝山 進
監事	川島和浩，木村麻子
幹事	吉田武史，譚 鵬

「日本社会関連会計学会」へ入会を希望される方へ

日本社会関連会計学会ホームページ (<http://www.jcsara.org/>) に記載されている入会申込書に所定の事項をご記入の上、次頁奥付記載の学会事務局へお送りください。

学会誌編集委員会

編集委員長	坂上 学
副編集委員長	小津稚加子
編集委員	東健太郎，石津寿恵，阪 智香，中嶋道靖 水口 剛，宮地晃輔，依田俊伸
編集委員会事務局	〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 法政大学経営学部 坂上学研究室 Tel & Fax: 03-3264-4554 email: rcsar-editor@mail.jcsara.org

「社会関連会計研究」へ投稿を希望される方へ

日本社会関連会計学会ホームページ (<http://www.jcsara.org/>) に記載されている「投稿規程」および「執筆要領」を参照の上、ホームページの投稿フォームをご利用くださるか、上記編集委員会へ直接emailで投稿ください。いずれの場合も、編集委員長からの受信の返事をもって受付と致しますので、投稿後のご確認をお願いします。

編集後記

『社会関連会計研究』第29号は、10篇の論文が投稿され、審査の結果5篇が採択され、掲載となった。さらに、大島克己教授を主査とするスタディグループ「付加価値会計の総合的研究」最終報告書の要約を掲載した。

日本版コーポレートガバナンス・コードが2015年3月5日に公表され、世界最大規模の投資ファンドでもある日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2015年9月16日に国連責任投資原則（PRI）に署名をした以降、このところ企業の環境・社会・ガバナンス（ESG）情報の開示についての動きが盛んとなっている。パリ協定開始が2020年とせまる中で、環境省の環境情報開示基盤整備事業もその翌年の2021年の本格稼働に向けて着実に成果をあげつつあり、今後ESG情報の開示が進むことになるだろう。この領域の問題を中心的に扱ってきた本学会にとっても、よりいっそうの研究の充実をはかるチャンスであるように思う。理論的に精緻な研究を進めるとともに、データに裏打ちされた着実な研究を積み重ねることで、社会関連会計の領域は、ますます注目を浴びることになるはずだ。

社会関連会計の社会的使命を果たすためにも、今後も会員各位からの本誌への積極的な投稿をお願いしたい。

（編集委員長・坂上 学）

「社会関連会計研究」第29号

2017年11月30日発行

編集 日本社会関連会計学会
発行人 会長 梶浦昭友
事務局 大阪市立大学大学院経営学研究科 向山敦夫研究室
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
Tel & Fax: 06-6605-2232
E-mail: jimukyoku@mail.jcsara.org
URL: <http://www.jcsara.org/>
印刷 株式会社 ルネック
〒652-0047 神戸市兵庫区下沢通4-7-30
Tel: 078-576-8866 Fax: 078-576-3016
